慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	顕昭著作考(二) : 『古今集注』『万葉集難事』『柿本人麻呂勘文』『勅撰和歌作者目録』、付、『日本記歌注』
Sub Title	
Author	川上, 新一郎(Kawakami, Shinichiro)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1987
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.22 (1987.) ,p.143- 263
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000022-0143

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

顕昭著作考（二）

――『古今集注』『万葉集難事』『柿本人麻呂勘文』『勅撰和歌作者目録』、付、『日本紀歌注』――

川上新一郎

本稿は前稿「顕昭著作考(一)」（「斯道文庫論集」21昭60・3）に引続き、顕昭著作の諸本の整理を試みるものである。

六条藤家の歌学の中で古今集研究の占める位置は当然ながら相当に大きなものがあり、また後代への影響も著しい。清輔本古今集及び清輔本に基づく顕昭本古今集は、その素性がはっきりしていること、学問的注記が施されていること等から、定家本古今集に勝るとも劣らぬ重要な位置を占めている。更に注釈に関しても、清輔の『奥義抄』下釈には約一二〇首に及ぶ抄注があり、まとまったものとしては現存する最古の古今集注釈である。(1) 一方、顕昭にはこの『奥義抄』の古今集注を補うような形での『古今集注』と、定家の『顕註密勘』に顕註として収められた『古今秘注抄』との二種の古今集注釈がある。その両者の関係については未だ明確でない点もあるが、いずれも清輔の場合より更に実証的、考証的で顕昭の著作中『袖中抄』と並んでその力量を最も発揮したものといえよう。

今回は、前稿に引続き顕昭の勅撰集注釈のうち、前稿で触れなかった『古今集注』について諸本の整理を試みることとする。

本来『古今集注』と密接な関係にある『顕註密勘』も共に扱うべきであるが、調査不十分のため今回は『古今集注』のみとし、両注の関係や、清輔本並びに顕昭本古今集との関りについては後日を期することとする。

古今集注

本書は序注のみが群書類従巻二八六に収められ、一方歌注は後述内閣文庫蔵（二〇〇—一三）本によって続々群書類従歌文部に収められ、これらが流布本として用いられて来た。また、近時『日本歌学大系』別巻四（昭55刊）は序注、歌注ともに前記内閣文庫蔵本によっている。(2)

管見の諸本を分類すると以下のようになる。

Ⅰ、原型本

天理図書館蔵本（存巻十一—十二、十九—二十）

大東急記念文庫蔵（三三—一四—一五〇）本（存巻八、二十）

Ⅱ、良宗加注本（流布本）

a、片仮名本

(イ)内閣文庫蔵（二〇〇—一三）本、東京大学文学部国語研究室蔵（二二A—四八）本、書陵部蔵（五〇一—四三九）本、書陵部蔵（二六六—三九四）本（存序注）

(ロ)（序注単行本）京都府立総合資料館蔵本、群書類従本、国文学研究資料館初雁文庫（一二—七九）蔵本

b、平仮名本

(イ)京都大学附属図書館蔵本、書陵部蔵（二六六—一二二）本

(ロ)（顕註密勘取合せ本）大阪府立中之島図書館蔵本、書陵部蔵（二一〇—七〇九）本、東洋文庫蔵本、祐徳稲荷神社蔵本、東京大学文学部国語研究室蔵（一二C—六四）本、書陵部蔵（五五七—八五）本、三手文庫蔵本、山口県立山口図書館蔵本

(ハ)（片仮名本補遺本）彰考館蔵（巳二—六七八九、六七九〇～六七九三、六七九四）本、国文学研究資料館初雁文庫蔵（一二—八〇）本、書陵部蔵（三五一—四五九）本、内閣文庫蔵（二〇〇—五六）本

c、伴信友校訂本

小浜市立図書館蔵本、大東急記念文庫蔵（四一—八—二九九七）本

これらの諸本を概観すると以下の如くである。

Ⅰ原型本はⅡ良宗加注本がいずれも江戸期の書写本であるのに対し、零本ながら室町期の書写と認められ、必ずしも顕昭注そのままとは言えない面もあるが、Ⅱのように良宗（伝未詳）の加注がなく、本文的にも優れている。但し、Ⅱも後人の加注や若干の誤脱は存するものの、加注以前の本文はさ程Ⅰと隔たるものではなく、本来はⅠと同系統であったかと思われる。

Ⅱ良宗加注本は、顕昭のものと思われる本来の頭注の他に良宗なるものが頭注を加えたもので、その他に後人による傍注も加えられており（良宗自身の可能性もある）、a片仮名本とb平仮名本に分かれるが、[3] bはaの頭注を削除して成ったもので、誤脱も多く、本文的にも劣っている（bがaに発すると認められる理由は後述する）。このb平仮名本は(イ)が本来であるが、いつの頃か巻十六―二十が『顕註密勘』に取って代わった(ロ)を生じ、この不備に気付いて巻十六―二十をa片仮名本で補塡した(ハ)が彰考館で作成されたと思われる。現存する伝本は圧倒的にb(ロ)が多く、続々群書類従が完本としては最善のa片仮名本に拠ったのは本書の流布の点から見て幸いであった。

また、c伴信友校訂本は、伴信友が諸本を校合して成ったもので、主としてa及びb(ハ)に拠っているが、系統未詳の本も用いられており、時にⅠⅡ両系統の共通本文を踏み出す独自異文を有する特異な伝本であるので別掲した。

Ⅰ、原型本

天理図書館蔵（九一一、二三―イ一九）本

存巻十一―十二、十九―二十　　二軸

〔室町前期〕写

袋綴改装の巻子本。浅縹色表紙（二八・一×二二・三糎）、左肩絹題簽「古今注□」（二軸共）。見返、銀切箔散し。料紙、楮紙（消息反古裏を使用）、一紙、約二七・八×四五糎。字面高さ、約二四・五糎。毎半葉一二―一四行、和歌二行書。二軸共第一紙に本文共紙元表紙を使用し、それぞれに「古今注丁第十一第十二」「古今注辛第十九第廿」と打付書する。内題「古今和哥集巻第十一恋哥一」「古今和歌集巻第十二　恋二」（以上丁巻）「古今和哥集巻第十九　短哥」「古今和哥集巻第廿」（以上辛巻）とある。墨付（袋綴に復元した状態で）、丁巻三四丁、辛巻二一丁（共に元表紙、奥書各一紙を除く）。丁巻は平仮名交り文、辛巻は片仮名交り文。両巻とも元表紙見返左下に当る箇所に「口少早納（ママ）」（意未詳）とある。また朱の声点を施す他、丁巻には朱の傍注がある。

奥書、丁巻末に

文治元年十月廿六日／注二進之一

重賜差レ声／　　顕昭

辛巻末に

文治元年十一月十七日古今一部／依二　梁園教命一勘注了、大略釈二／奥義外一無、(マヽ)先レ是宰相入道俗名教長法名観蓮／被二注献一賜二件本一加二披閲一糺二邪正一／仍多引二載彼抄一而已

重賜全部差レ声／　　顕昭

（読点、返点稿者、以下同じ。）

とある。

本書は印記等はないが、佐佐木信綱氏旧蔵本で『竹柏園蔵書志』（昭14刊、一六四―五頁）に図版一葉と共に掲げられ、次のように解説されている。

古今和歌集注　顕昭本古鈔　二軸　零本

一軸は巻十一、十二にて平仮字本。一軸は巻十九、二十にて片仮字本なり。ともに消息の裏にかけり。消息の中に、「飛鳥井殿」と宛名せるあり。室町期の写本にて冊子を改装せるもの。本文を流布本に校するに、勝れたる処多し。

中院家旧蔵。

更に、この直前に掲げる『古今問答』の解説中に、「次なる古今和歌集注と同時に、室町期に書写せるものにて、同じく消息の裏にかけり。（中略）中院家旧蔵。」とあり、両者伝来を等しくする旨述べられている。尚、佐佐木氏『国文学の文献学的研究』（昭10刊、一五二頁）には、『古今問答』について、「さきに奈良に赴いた折、飛鳥井家旧蔵と伝ふる巻子本二巻を発見し、架蔵することを得た。」とある。また、『古今問答』の影印を収める天理図書館善本叢書58『和歌物語古註続集』（昭57刊）解題において片桐洋一氏は「（前略）合せて四軸が「飛鳥井家旧什　古今注四巻」と書かれた桐箱に入っている。（中略）箱書のとおり四軸とも飛鳥井家に伝来した可能性は大きい。」と説明されている（桐箱は稿者未見）。以上を勘案すると、本書は、飛鳥井家―中院家―佐佐木信綱氏と伝来したものと思われる。

前稿で述べたように、顕昭の『詞華集注』の一条冬良の奥書により、後撰集より詞花集までの五代の勅撰集の注は飛鳥井雅有によって書写し伝えられたことが明らかであり、『古今集注』もⅡ良宗加注本の奥書により雅有の手を経ている事が判明している。従って天理図書館蔵本が古写本でしかも飛鳥井家伝来の可能性が高いとすれば、伝来の正しい極めて重視すべき伝本と

いうことができよう。

ところが、本書は、両巻とも袋綴改装の巻子本で、一紙の大きさもほぼ等しく、書写年代もほぼ同時期と思われるにもかかわらず、丁巻が平仮名交り文、辛巻が片仮名交り文で、僚巻か否か、或いは同系統本か否かの判断に困難を覚える点がある。

まず、両巻が同筆か否かが判定し難く、奥書は明らかに同筆であるが、本文は互いに別筆のように見える。しかも両巻とも奥書は紙を継いで書かれており、奥書は本文とは別に加えられたと疑えば疑えないこともない。更に伝来を同じくする『古今問答』と比較すると、『古今問答』は平仮名交り文で書かれているが、丁巻（平仮名本）本文と酷似しており、同筆もしくは近しい関係にある人物の筆と認められる。しかしながら辛巻（片仮名本）本文についてはやはり同筆か否か判定し難い。

ここで、武断を承知で私見を述べると、両巻はやはり同筆で、辛巻（片仮名本）は底本の字体に忠実で古体の仮名を残しているため、別筆のように思えるのではないかと考える。

なぜなら、次に述べる大東急記念文庫蔵の古写零本は、初めよりの巻子本で、また巻二十を共に存する事より明らかに本書とは別本で、書写年代を本書とほぼ同じくすると思われるが、共に何れかが何れかを臨写した節はないにもかかわらず、字体や印象が似通っている。これは二本が比較的近い関係にあり、それぞれ底本の字体に影響を受けている為かと思われる。

従って、辛巻の本文の字体はこの筆者の本来の字体ではなく、底本の字体の影響を受けており、両巻の奥書が同筆であることから、『古今問答』を含め奥書共全て同筆の可能性が高いように思われる。

然しながら、仮に以上の推定が正しく、丁巻辛巻の両巻が同筆であるとしても、一方が平仮名交りで一方が片仮名交りであるから、僚巻とは考えにくい。従って両巻が同一系統とは簡単には断じられない。この点本文の比較検討が必要であるが、それは次の大東急記念文庫蔵本と併せて考察することとする。

大東急記念文庫蔵（三三―一四―一五〇）本

存巻八、二十　　一軸

〔室町前期〕写

巻子本。鶯色地花卉唐草文様金繡裂表紙（二三・三×二三・九糎）、外題なし。見返、銀泥水辺文様。料紙、斐紙、一紙、約二三・〇×三七・五糎、銀切箔散鳥の子紙の台紙。墨付、二二紙。料紙の上下に裁断の形跡があり、頭注の字画が一部欠けている。

天二地一の墨界があり、各線は上端より、二・〇、三・六、二一・九糎に引かれている。内題、和歌は第一線より、注文は第二線より、頭注は上端より第二線まで書く。和歌二行書。内題「古今和謌集巻第八　別離部」（巻廿は首欠ゆえ内題欠）。片仮名交り文。朱声点を施す。

奥書は、巻二十末に本文より大字で

文治元年十一月十七日／古今一部依二梁園教命一／勘注。早、大略釈二奥義外／哥一、先レ是宰相入道俗名教長法名観蓮／被二注献一、賜二件本一加二被／閲一糺二邪正一、仍多引二載／彼抄一而已

重賜二全部一差レ声／　　顕昭

と、天理本とほぼ同じものがある。印記、巻頭に「岡田真／之蔵書」（朱印）。

本書には、錯簡と欠脱があり、既に『大東急記念文庫貴重書解題』第三巻国書之部（昭56刊、九五頁）に「巻八に錯簡あり、第一紙・第三紙・第四紙・第五紙・第二紙・第六紙の順となり以下闕、巻二十は巻頭を闕き、「発声舞了大哥発哥笛□姫舞了」より始まる。」と指摘されている。

この点をもう少し詳細に述べると、巻八の巻末第六紙は後半が破損しており、日本歌学大系本で示すと、二二四頁一六行目の「サテアメニヌレキヌトモソヘタルナリ。」まで存し、次行が半ば破損し「此両人義、イツレトワキカタシ。但今案ニ」及び頭注の「裏書云、顕昭カ義ハ」の各々傍点部分の文字が残って以下欠となり、それに継がれた巻二十の巻頭の一紙も前半が破損し、内題もなく注文の途中より始っている。

本書の書写年代は天理図書館蔵本とほぼ同じかやや遡ると思われるが、片仮名交り部分における仮名の字体は天理図書館蔵本の方が古体を存している。

ここで両古写本の本文について検討を加えることとする。二本とも通行の流布本に比べ、明らかに原型に近いと認められるからである。但し、天理図書館蔵本の片仮名本と大東急記念文庫蔵本は全く同一系統と認めてよいが、天理図書館蔵本の平仮名本は以下に述べるようにそれらとは若干系統を異にすると考えられる。以下、日本歌学大系本と比較し、その異同を頁数で示すこととする。

天理図書館蔵平仮名本（巻十一、十二）

1、本行部分で本書に存し、流布本に欠くもの。

(イ)二五三頁五行目「コレモ心ニカクルナリ」の次、小字双行「みこしちはこしちなり」

(ロ)同頁一八行目「ホトヽギスナクヤサツキノ」と「アヤメグサトモアリ」の間「みしかよもともよめり、此集にもほとゝきすなくやさつきの」

(ハ)二六〇頁一二行目「ワレカハ」に「にや通本」と傍書。

(ニ)二六三頁一行目「シロタヘノ」の歌の次「わきもこにこひですへなししろたへのそてかへしゝはゆめにしみゆる」

(ホ)二七二頁五行目「サヤノ中山」の次「きさの中山」

(ヘ)同頁一一行目作者名「つらゆき」(4)

2、本行部分で流布本に存し、本書に欠くもの。

(イ)二七一頁一三行目「アリサマハコトノアリヤウナリ」(事有様)

3、頭注で本書に存し、流布本に欠くもの。

(イ)二五一頁四行目「カスガノマツリノツカヒニ」に頭注「予云、此詞証本ニハマツリニマカレリケル時トアルヘシ、ツカヒノ詞アルヘカラス」

(ロ)同頁一二行目「忠峯ガ使如何。」に頭注「予云、忠岑使ノ事上ニ尺了、舞人ニ参也」(5)

(ハ)二五三頁三行目「ユフダヽミタムケノ山」に頭注「ゆふたゝみとは木綿を畳といふ、たむけの山とは木綿を畳む手とつゝくるなり」

4、頭注で流布本に存し、本書に欠くもの。

(イ)二四八頁八行目より一三行目「裏書云……大和物語歟」

(ロ)同頁一七行目「紙屋紙(カミヤカミ)ナリ」

(ハ)二六一頁一〇行目より一一行目「良宗案……与蛮」

(ニ)同頁一二行目より二六二頁一行目「良東案(宗ノ誤植)……侵凌シタルナリ」

(ホ)二六四頁一〇行目「善祐阿闍梨……被配流」

(ヘ)二六七頁一三行目より一四行目「裏書云、……ウルハシキナリ」

(ト)二七〇頁八行目より一四行目「良宗案……セウソコストイヘリ」

(チ)二七一頁一行目より三行目「裏書云、……無往来字」

(リ)同頁一二行目「裏書云、……ハカラフナリ」

(ヌ)二七二頁七行目「押紙云、只ろ何等不レ作レ語如何」(6)

(ル)同頁一七行目「璞(ハク)」に頭注「璞(アラタマ)」(7)

天理図書館蔵片仮名本（巻十九、二十）

1、本行部分で本書に存し、流布本に欠くもの。

(イ)三七四頁六行目「イカニマチミム」の次「トシフトモタツヌル人モアラシトオモヘハ」

(ロ)同頁一六行目より一七行目「糸ハサキニアリ、イツハリ針ヲヨセタリ」の箇所小字で「糸ハサキニアリ、イツハリハ針ヲ取也」とする。[8]（以上巻十九）

(ハ)三七六頁一一行目「ヤマズシテ」の次「会参ノ」（以上巻二十）

2、本行部分で流布本に存し、本書に欠くもの。

(イ)三七一頁一五行目「題不知　読人不知」（以上巻十九）

(ロ)三八三頁四行目より五行目「コレモ……ココロナリ」（以上巻二十）

3、頭注で本書に存し、流布本に欠くもの。

なし。

4、頭注で流布本に存し、本書に欠くもの。

(イ)三七〇頁三行目「旋頭歌」の三字。[9]

(ロ)同頁五行目「誹諧歌」の三字。[10]

(ハ)三七四頁一八行目「イツハリヲ……難心得」（以上巻十九）

(ニ)三七五頁一二行目「白居易詩曰、名属教治第一部」

(ホ)三七八頁一一行目「葛本ト云、以神楽譜可考見」（以上巻二十）

大東急記念文庫蔵本（巻八、二十）

1、本行部分で本書に存し、流布本に欠くもの。

(イ)天理図書館蔵片仮名本1(ハ)に同じ。（以上巻二十）

2、本行部分で流布本に存し、本書に欠くもの。

3、頭注で本書に存し、流布本に欠くもの。

2 3共になし。

4、頭注で流布本に存し、本書に欠くもの。

(イ)二二三頁一〇行目より一四行目の頭注の中「良宗案国史、……聴聾車」の部分。

(ロ)二二四頁四行目の傍注「紅旗風巻……重テ書也」（以上巻八）

(ハ)天理図書館蔵片仮名本4(ニ)に同じ。

(ニ)同4(ホ)に同じ。（以上巻二十）

まず、天理図書館蔵本、大東急記念文庫蔵本両本共に存する巻二十を比較すると、両本の巻二十は流布本の頭注を全く存しない点で共通するが、天理図書館蔵片仮名本2(ロ)に挙げた欠文が大東急記念文庫蔵本には流布本と同じく存するという大きな異同がある。しかしながら、この部分は「ツクバネノ」（一〇

九六）の歌の注文で、この歌の注文はこれで全てであるから、天理図書館蔵本の誤脱としか考えられない。[11] それ以外の点では両本の本文は酷似しており、漢字と仮名の区別までほとんど一致する。また、日本歌学大系本三七五頁一七行目「日本紀」の「紀」文字を大東急記念文庫蔵本は脱するが、天理図書館蔵本は傍書補入する等両本が相近い関係にある事を窺わせる点もあり、天理図書館蔵片仮名本と大東急記念文庫蔵本が同一系統本であることはほぼ確実と思われる。

これに対し、天理図書館蔵平仮名本は大東急記念文庫蔵本と同一の巻がなく比較出来ない困難もあるが、同一系統本か否か大いに疑わしい。

既述のように、筆蹟の点で片仮名本と同筆か否か問題があり、一応同筆と認定しても、僚巻か否か問題があり、寧ろ僚巻でないと考える方が穏当である上、更に問題なのは、天理図書館蔵平仮名本3(イ)(ロ)に掲げた二箇所の「予云」とする片仮名の頭注である。顕昭が自らを「予」と称した例は他の著作にはなく異例である上、殊に(イ)の頭注は478歌の詞書を顕昭注が「カスガノマツリノツカヒニマカレリケルトキニ」と掲げるのを、「予云、此詞証本ニハマツリニマカレリケル時トアルヘシ、ツカヒノ詞アルヘカラス」と批判しており、明らかに顕昭ではなく後人の口吻である。また、古今集本文では、清輔本、顕昭本が該当箇所を顕昭注と同じに作るのに対し、「予云」が「証本」とする本文が定家本の「かすかのまつりにまかれりける時に」（伊達家本、他の諸本も同じ）と一致することを考えると、「予云」の注は定家本成立以後の加注とも考えられ、[12] 何れにしろ後人の所為であることは明らかである。

従って天理図書館蔵平仮名本は、先に片仮名本と併せて原型本として掲げたが、後人の加注を指摘しえない片仮名本と全く同一系統本としては扱えない。

しかしながらその一方で、流布本と比較すると、流布本より原型に近いと認められる諸点がある。

先に掲げた異同箇所の中、1(ロ)は恐らく流布本の目移りによる脱文であろうし、1(ハ)の校合は古今集の清輔本や顕昭本と共通点を有する校異で存する方が正しいと思われ、いずれも流布本より良好な本文を有すると認められる。[13]

また、何より流布本に比べ顕昭注の原型に近い点は4(ハ)(ニ)(ト)に示した「良宗案」とする後人の頭注を持たない点である。[14] この点は後述する片仮名本、大東急記念文庫蔵本も同様で、流布

本以前の形態を有する事を示している。

しかしながら、4に掲げた流布本に存し、平仮名本に欠く頭注の中、「良宗案」とする三箇所及び既述の流布本の誤字に基づく加注である4(又)「押紙云」以外の頭注は後人の所為でそれを欠く平仮名本の方が原形であるとは、俄かに判断し難いものがある。(イ)(ヘ)(チ)(リ)の「裏書云」で始まる頭注は必ずしも後人の所為とも認め難く、大東急記念文庫蔵本では巻八巻末の「裏書云」(本稿一四八頁下段参照)を有することを考え合わすと、[15]寧ろ存する方が本来である可能性もある。その場合平仮名本の書写者(もしくは祖本の書写者)が裏書を見落し、或いは省略したとも考えられる。また天理図書館蔵本は、本来袋綴であるから、底本の裏書の処置に窮し、遂にそのままになったと考えられなくもない。とにかく、「裏書云」が顕昭注の原形に無かったとは、この事のみにては言い難い。[16]

更に、4(ロ)(ホ)のように「良宗案」「裏書云」で始まらない頭注の中にも平仮名本に欠いている場合がある。[17]これは片仮名本や大東急記念文庫蔵本にもまま見られる。

この事は原型本(この呼称にも多くの保留が付く事は既述の通りであるが)の存しない巻においては、殊に頭注に関して原形を推定する事が困難な事を意味する。流布本の頭注の中、「良宗案」が後人の加注であることは容易に考えられ、また「裏書云」は多少の注意を要することになるが、それ以外の頭注にも疑わしいものがあるとすれば、全ての頭注を疑わねばならない事になる。

そこで、次に片仮名本、大東急記念文庫蔵本について検討を加える。先に述べたように両本は全く同一系統本として扱って差し支えない。本行部分に関しては、重大な出入りはないので、直ちに頭注について検討する。[18]

まず「良宗案」は片仮名本、大東急記念文庫蔵本共に存在しない。但し、片仮名本の存する巻十九、二十両巻には本来「良宗案」は一箇所もなく、対象となるのは大東急記念文庫蔵本4(イ)の巻八の一箇所のみである。

次いで対象となる「裏書云」は巻八に一箇所で、大東急記念文庫蔵本に存することは先に述べた。

また、先に問題とした右二者に含まれない頭注の中、本系統二本に欠くものは、片仮名本4(イ)〜(ホ)に掲げた五箇所(イ)〜(ハ)が巻十九、(ニ)(ホ)が巻二十)で、大東急記念文庫蔵本はその中巻二十に含まれる(ニ)(ホ)が共通する。なお、大東急記念文庫蔵本の

み存する巻八には該当する頭注で欠くものはない。[19] これら五箇所の中、(イ)(ロ)は零細な注ゆえ考察外とするとしても、(ハ)(ニ)(ホ)の三箇所は少なくとも流布本を見ている限り、後人のものとは判断出来ず、また疑いの目を以て見ても、他の頭注と判別することは不可能である。この事は、流布本の頭注に後人のものが含まれている可能性を示唆するとともに、逆に、片仮名本、大東急記念文庫蔵本を原形として絶対視することを躊躇させることにもなる。殊に両本においては巻二十の流布本の二箇所の頭注が何れも存せず、巻二十においては頭注は一箇所もない点も気がかりである。もっとも、頭注は必要に応じて加えられるものであるから、巻二十に皆無であったとしても異とするに足りないと言えばそれまでである。とにかく、原型本に存しないこれらの頭注は顕昭のものか否か十分留意する必要があることは確かである。以上、仮に原型本と分類した古写二本について検討を加えたが、その結論としては次のようになると思われる。

これら二本は、流布本共通の誤脱若干を補訂出来ると共に、明らかに後人の所為と見做せる「良宗案」に始まる頭注を全て有しない点で、顕昭注の原形に近いと認められる。

しかしながら、これらの古写本に欠いている「裏書云」に始まる頭注、或いは何らの標示のない頭注に関しては一概に後人の加注とは断定し難く、これらの古写本の形態を絶対視してよいか否かには問題がある。また、逆に、流布本において何らの標示のない頭注を全て顕昭のものとすることも危険だということにもなる。

更に、天理図書館蔵平仮名本と片仮名本は出所を等しくし、書写年代もほぼ同時期と見られるものの、僚巻とは見做し難く、殊に平仮名本の「予云」に始まる頭注が明らかに後人のものであることを考えると、両者は別本で、系統も若干異なると考えるべきであろう。その場合、片仮名本の方がより原型に近いといいうる。なお、片仮名本と大東急記念文庫蔵本は同一系統として誤らないであろう。

原型本は完本が存在せず、伝本もごく僅かのため、その全体像を窺うことは出来ないが、以下に述べる諸本がいずれも良宗の加注を施された江戸期のものであるのに対し、伝来も古く、顕昭注の原型を推測させると共に、現在流布本の地位を占める良宗加注本が甚しくは原型を損じていないことを示す点でも貴重な存在である。

Ⅱ良宗加注本（流布本）

管見の諸本中、前記古写二本を除く全ての諸本がこの類に属する。仮に良宗加注本と名付けたのは、本類に所属する伝本は悉く「良宗案」に始まる後人の頭注を有する本に発していると認められるからである。本類の伝本には本文が片仮名交り文であるものと、平仮名交り文であるものとがあり（以下、片仮名本、平仮名本と称するのは天理図書館蔵本ではなく、本系統における区別をさす）、前者は頭注、傍注が施されているのに対し、後者は頭注は全て欠き、傍注も極く僅かしかない。

このように述べると、本系統は「良宗案」に始まる頭注があるとした点に矛盾しているようであるが、実は平仮名本は良宗加注の片仮名本より頭注、傍注の類を全て省略（傍注は一部残存）して成立したものであり（この事は平仮名本が現存するいずれかの片仮名本に発するという意味ではなく、良宗加注以後の片仮名本に発するという意味である）、良宗加注以前の伝本より岐れ出たものではないのである。

その理由は以下の三点である。

第一に、平仮名本を片仮名本と比較すると一方的に誤脱を加えるのみで、意改によると見られるもの以外本文的に全く採るべきものがないこと。

第二に片仮名本に見られる貞応本、嘉禄本との異同を示す傍注が、平仮名本にもかなり残存していること。[20]

第二点を説明すると以下のようになる。

貞応本、嘉禄本との本文の異同を注記したのは当然の事ながら顕昭ではなく後人の所為である。そして、片仮名本の記述の中、明らかに後人の所為と認められる箇所は「良宗案」に始まる頭注と貞応本、嘉禄本との校異の二点である。[21] そこで、この二点は同時のものか、別々のものかが問題となる。つまり、校異も良宗の所為か否かである。もし、校異も良宗の所為と認められるのなら、例え平仮名本が「良宗案」に始まる頭注を持たなくても、良宗加注本に属すると考えられるからである。

そこで注目されるのが、「ユフサレバ」(317) の歌の頭注に「良宗案、貞応、嘉禄両本共ニ、ミヨシノヽヨシノヽヤマトアリ、コヽノ説ヲバトラザルナリ」とある（二一三頁四―五行）点である。これは貞応本、嘉禄本との校異を示す傍注と一連のもののように思えるのである。とするなら、本文の校異の傍注も良宗の手になる可能性が高く、それを有する平仮名本は良宗加注本の末流に属するといえよう。

しかしながら、以上の二点はあくまで蓋然性の問題であり、

根拠としては薄弱かもしれない。

そこで、第三として、これが最も有力な根拠であるが、全く「良宗案」を持たないかに見える平仮名本も子細に見ると、僅か三箇所だけであるが、良宗の名が見えていることを指摘する。まず、序注において、日本歌学大系本一三八頁六―九行目の「良宗窃考二国史一」を含む頭注全てが、平仮名本にも同様に頭注として存在しており、更に、同じく序注一五六頁三行目「国史云、躰貌閑麗、放縦不拘、略無二才学一善作二和哥一」の次に「良宗攷之」として掲げられている頭注の系図が、平仮名本では「国史云……善作二和哥一」の次に同じく「良宗攷之」として本行に掲げられている。つまり、平仮名本にも、まぎれもなく「良宗」の字句が見えているのである。

又、歌注においても、巻九「アマノハラ」(406)の歌の頭注「良宗謂、姓恐当レ従レ心歟」(二二七頁一四行目)が平仮名本では本文に混入し、「贈潞州大都督朝衡」(二二七頁二行)の次に割注として存在している。これら三箇所を考え合せれば、平仮名本が良宗加注以前の本でないことは明らかである。(22)

以上の理由により、平仮名本は良宗加注本より、頭注と傍注の大部分を削除して成立したものであることが判明する。

従って、平仮名本は片仮名本の末流本であり、本文的に採るべき点はほとんどないことになる。但し、平仮名本は現存の片仮名本を祖本とはしていないと思われるので、その独自誤謬を補訂することは出来ることになる。しかし、現実にはそのような点はほとんどなく、結局、流布が多く、近世に広く行われたという点のみに意味が認められるに過ぎない。

さて、ここで流布本に加注した良宗なる人物について考察する。

結論から言うと、この良宗に比定出来る人物を見出しえない。加注の内容から、中世の人で、学識があり、漢籍に詳しく、和歌にも無知でないと認められるが、顕昭注に加注するにふさわしい良宗なる人物は見当らない。そもそも、良宗が「ヨシムネ」で俗人なのか、「リョウソウ」で僧なのかすら不明である。

そこで、加注の内容を調べることにより、内部徴証から割り出すより方法がない。

一見明らかなのは漢籍の引用が著しく、国書も六国史のような固いものが多く、和文の引用は少ないこと、仏典の引用がほとんどないことである。

漢籍では、『史記』『前後漢書』『〔新〕唐書』『左伝』『礼記』

『礼記月令注』『易疏』『爾雅』『集韻』『広韻』『説文』『文選』等の他、韓退之、杜子美、東坡、陸機、李白の詩を引くが、中でも『太平御覧』『爾雅翼』の名が見えるのは良宗注の成立年代の点からやや注目される。

国書はほとんど六国史や系図であるが、『元亨釈書』を引く（二二七頁）のは良宗の年代を考える上で重要である。引用は『元亨釈書』巻十叡山明達の項の賛を除く全文で、本文は現行本と等しく、現行『元亨釈書』を指すことは間違いない。『元亨釈書』は元亨二年（一三二二）の成立であるが、入蔵が許されたのは虎関師錬の寂後の延文五年（一三六〇）のことであり、初めて刊行されたのは、貞治三年（一三六四）より永和三年（一三七七）まで十三年をかけてのことである。しかし、版木はまもなく焼失し、重刊なったのは、明徳二年（一三九一）であった（『日本仏教典籍大事典』、伊藤東慎氏執筆、昭61刊）。

従って、『元亨釈書』を引用する良宗の加注はその流布を考慮すると、早くて南北朝期、場合によっては室町期に下る可能性も大きい。

一方、下限は、厳密には以下に述べる〔江戸初期〕写・林羅山手沢本である内閣文庫蔵（二〇〇—一三）本書写以前であろうが、恐らくは後述a(ロ)系統本に見える天文七年（一五三八）卜部兼右の書写以前で、まず室町後期は下らない。

更に注目されるのは、「ハナス、キ」（748）の良宗加注（三〇八頁）に伊勢と藤原仲平の事を記し、「詳ニ後撰ニ釈セリ、」としている点である。「詳ニ後撰ニ釈」したのが、顕昭であるか、良宗であるかはさておき[23]、良宗は顕昭の『後撰集注』（散佚）を所持もしくは実見していたことになる。『後撰集注』の伝来は、一条冬良が書写したこと、清原宣賢が披見引用したこと、かつて内閣文庫に蔵したことが知られるのみである[24]。

もう一つ、注意を促したいのは活字翻刻本では「ワカヨハヒ」（346）の歌の良宗加注が「通宗カ本」を引用しているかに見える点である（二一八頁一三行）。しかし、これは写本では「通宗カ本」の右肩に合点があり、段落を改めていて、以下は良宗加注ではない。つまり、良宗が通宗本古今集を見ている痕跡はない[25]。

以上の点から、良宗は南北朝時代か室町時代の人で（僧俗いずれかは不明。強いて言えば僧か）、学識があり、その学識は特に漢籍に厚い。一方、国書でも顕昭の『後撰集注』に加注した形跡がある等、十分の知識を持っていたと同時に、様々の蔵

書を利用できる境遇にいたと思われる。

しかし、残念ながらその人を比定することは出来ない。また、その年代が南北朝時代か室町時代となったことにより、『玉葉和歌集』『続千載和歌集』『続後拾遺和歌集』三代の勅撰入集歌人で『新浜木綿和歌集』（序のみ存）を撰んだ熊野の権僧正良宋である可能性はほとんどなくなったといえよう（「宗」と「宋」の違いは決定的とはいえまい）。

なぜなら、良宋は『新浜木綿和歌集』を撰んだ嘉暦二年（一三二七）にはその序より七十歳前後と思われるため、『元亨釈書』を引用することはほとんど不可能となるからである。[26] 後考を俟ちたい。

a、片仮名本

(イ)

国立公文書館内閣文庫蔵（二〇〇—一三）本

〔江戸初期〕写　　四冊

袋綴。香色表紙（二七・一×一九・一糎）、左肩打付書「顕昭古今和歌注（自一至十 序上下 朱デ抹消）」（第一冊）「顕昭古今註（自一至十 小字双行朱）全」（第二冊）「顕昭古今和歌註（自十一至十六）」（第三冊）「顕昭古今和歌註（自十七至廿終）」（第四冊）。料紙、斐楮交漉紙。墨付、第一冊四二丁、第二冊七三丁（終丁裏表紙見返貼付）、第三冊八〇丁（終丁裏表紙見返貼付）、第四冊五三丁、遊紙、各冊共なし。字面高さ、約二二・〇糎（頭注を除く）、注約一字下げ。毎半葉一三行書。内題、「注古今集序上（下）」「古今和哥（歌）集巻第一（—廿）」。（但、「巻第十八」を「巻第十九」と書き誤る。）

奥書、

（序上末）

本云、寿永二年十二月注二進之一　　顕昭

文治二年正月廿四日重賜レ之、指レ声加レ点了

建久二年九月三日又給委加レ点差（マヽ）／　　顕昭

（一行空白）

弘安五年正月廿五日　一校了／　　侍従雅有

（序下末）

抑古今序者和哥之肝心也、是故四条亜相粗以注レ之、其後／相公禅門并清輔朝臣等続又注レ之、然而皆以省略猶残二疑殆一、賢才尚尓、浅慮定及乎、纔載二管見之所レ勘、懇／備二竹園之高覧一、雖レ非二秘蔵一莫レ出二禅第一矣

（一行空白）

寿永二年極月中旬　顕昭注レ之

文治二年正月廿四日依二重仰一差レ声加レ点早

建久二年九月五日重下賜加レ点差レ声了　顕昭

弘安五年正月廿七日　一校了／　侍従雅有

（巻第三末）

本云、文治元年十月八日　注進／重賜差レ声　顕昭

建久二年三月六日　奉レ授二禅定／大王一了　顕昭

弘安四年十一月十二日　書了

弘安五年二月五日　一校了／　侍従雅有

（巻第六末）

本云、文治元年十月十五日注二進之一、／重賜差レ声

建久二年三月七日　奉レ授二／禅定大王一了　顕昭

弘安四年十一月六日　書早

弘安五年二月一日　一校了／　侍従雅有

（巻第十末）

本云　文治元年十月廿日注二進之一、重賜差レ声

建久二年三月九日奉レ授二禅定大王一畢　顕昭

弘安五年二月九日一授（ママ）畢　侍従雅有

（巻第十二末）

本云

文治元年十月廿六日　注二進之一、／重賜差レ声　顕昭

建久二年三月十一日　奉レ校（ママ）二／禅定大王一畢　顕昭

弘安五年二月十三日一校畢／　侍従雅有

（巻第十四末）

本云　文治元年十月卅日注進了、重賜差レ声　顕昭

建久二年八月十日奉レ授二禅定大王一了　顕昭

弘安五年二月十六日一校了　侍従雅有

（巻第十六末）

本云　文治元年十一月四日注二進之一、／重賜差レ声　顕昭

建久二年八月十一日奉レ授二禅定大王一了／　顕昭

弘安五年二月十九日一校了　侍従雅有

（巻第十八末）

本云　文治元年十一月九日注二進之一、重賜差レ声／　顕昭

建久二年八月廿日奉レ授二禅定大王一了　顕昭

弘安五年二月廿三日一校了／　侍従雅有

（巻第廿末）

文治元年十一月十七日古今一部依二梁園教命一勘注了、／大略釈二奥義外歌一、先是（コレヨリサキ）（朱）宰相入道俗名教長、法名観蓮、／被二注

献一賜、件本加二披閲一紀(タシ)(朱)二邪正一(ヲ)(朱)仍多引二載彼抄一而已

重賜二全部一差レ声　　顕昭[27]

弘安五年二月廿六日一校了／　　侍従雅有

とある。既述の古写本と考え合せると、顕昭注の原形は奥書の付された巻毎に一軸となり、序注二軸、歌注八軸、計十軸の形態をとっていたものであろう。

また、第一冊、第四冊の裏表紙見返右下隅に「春斎林恕一校」とある。これは林鵞峰自筆と認められる。

印記、各冊巻頭に「林氏／蔵書」「夕顔巷」「大学／蔵書」「浅草文庫」等の朱印、各冊末尾に「羅山」の朱印、「昌平坂／学問所」の墨印を捺す。これにより、林羅山旧蔵本であることが判明する。

全巻に朱の読点、声点、合点、振仮名、振漢字、朱引、墨の返点、送仮名を付す他、朱の傍注がある。

さて、本書は寄合書であるが、巻十七、十八が目立って稚拙で明らかに別筆と認められる以外は、やや類似の筆跡で書かれており、何筆か判別し難い。しかし、巻十七、十八以外は羅山の筆跡に酷似もしくは類似しており、序上下、巻十三―十六は羅山筆かと思われ、一方、朱の傍注、振仮名、振漢字、誤字、脱字の補訂は鵞峰の筆のように思われる。

但し、何れが羅山筆で、何れが鵞峰筆か、又、何れが他筆かは、厳密には判別し難い。

また、朱による傍注、振仮名、振漢字は、本文書写の後に書き加えられたと認められるが、それらが、鵞峰等による書写時の新たな書入れなのか、それとも、既に底本に存したものを、後から一括して書入れたのか、一概に言えない部分がある。それらの朱注の主なものを注（28）に掲げたが、墨の注と内容的に何ら異ならないものもあり、その性格について明らかにすることは困難である。天理図書館蔵平仮名本には、それらの傍注が幾つか認められることを考えると[29]、大部分は羅山・鵞峰以前から存したもので、古くからの注も含まれると考えるべきであろうか。

なお、朱による本文の補訂は、殆んど単純な誤りの訂正であるが、それらが、書写完了後の底本とのつき合せによるものか、他本との校合の結果か、或いは意改によるものかはっきりしないところがある。本書には他本との校合の跡はほとんど認められないことから、底本とのつき合せによるものが多いのではないかと思われるが、或いは意改によるものも混っているかもし

れない。なお、それらを諸本と比べるとほとんど補訂後の本文と一致しているので、書写の際の誤りを正したものと断定したくなるが、本書は良宗加注本のほとんど祖本に近い存在なので、そう簡単には断定出来ない。

ともあれ、朱注に関しては何人の手になるものか不明ゆえ、その点に十分な注意が必要である。[30]

また、第三冊（巻十一―十六）を中心に「分注」「二字下ゲ」等の割付けを示す近時の付箋がある。これは、恐らく、続々群書類従本刊行時の付箋であろうと思われる。

さて、本書は続々群書類従本、日本歌学大系本の底本であり、明治以降の顕昭『古今集注』の研究は本書によってなされて来たことになる。本書は、本文は概して良好であるが、良宗による加注がなされている他、性格を明らかにし難い朱注も存しており（翻刻ではこれらの加注の大部分が、区別が不明確なまま、頭注もしくは傍注として掲げられている）、顕昭注の原態を伺うには困難な点が多い。しかも、本書は現存の良宗加注本中、祖本もしくは祖本に近い位置にあることが、諸本との比較により明らかであるため、諸本との校合により、注の性格を弁別することはほとんど不可能である。

しかし、その一方で、現存の良宗加注本の祖本に近い本書がまず翻刻され、流布本となったことは、続々群書類従の同じ冊に収められている『俊頼口伝集』が、『俊頼髄脳』諸本中、必ずしも善本とは言い難いのと比べて、幸いであったと言えよう。

東京大学文学部国語研究室蔵（二二A―四八）本

〔江戸前期〕写　四冊

袋綴。苗色艶出表紙（二七・〇×二〇・〇糎）、左肩小短冊型題簽「顕昭注古今集序（和哥自一至十、和哥自十七至廿）」（第三冊題簽剝落）。料紙、斐紙。墨付、第一冊四二丁、第二冊七三丁、第三冊八一丁、第四冊五三丁、遊紙、第一、二、三冊各前一丁、後なし、第四冊前後各一丁。字面高さ、約二一・〇糎（頭注を除く）、注約一字下げ。毎半葉一三行書。内題、「注古今集序上（下）」「古今和哥（歌）集巻第一（―廿）」。（但、「巻第十八」を「巻第十九」と書き誤る。）奥書、前記内閣文庫蔵本に同じ。但し、「本云」を欠いている。

印記、各冊末尾に「李部大卿忠次」（矩形）「文／庫」（丸印陰刻）の鶯色印を捺す。つまり榊原忠次旧蔵本である。[31] また、東京帝国大学附属図書館が大正十四年登記の旨の墨印を捺す。

全巻に朱の読点、声点、合点、振仮名、振漢字、傍注、朱引、

墨の返点、送仮名を付す。

本書は前記内閣文庫蔵本に酷似しており、字詰こそ異なるものの、字配りが類似し、朱墨の書入の類、空白、欠字等まで全く一致している。また、内閣文庫蔵本が、巻十八の内題を「巻第十九」と書き誤るのも同様にする等、類似は著しい。

本書は全体に謹直な書写態度で、内閣文庫蔵本において、朱の傍注が後から書き入れられたように見える等、字様にばらつきがあるのとは異なり、整った姿をしている。

このように本文が酷似していることより、本書と内閣文庫蔵本とが密接な関係にあることは明らかである。書写年代は内閣文庫蔵本がやや遡るかと思われ、旧蔵者も、林羅山（一五八三―一六五七）が榊原忠次（一六〇五―六五）にやや先んじていることから、本書は内閣文庫蔵本の転写本かとも思われるが、奥書中、「本云」の文字を欠く点で疑問が残り、あるいは兄弟の関係かもしれない。[32] ともあれ、本書は内閣文庫蔵本と並ぶ善本である。

宮内庁書陵部蔵（五〇一―四三九）本

欠序注

〔江戸前期〕写　　合一冊

袋綴。藍色表紙（二七・七×二〇・〇糎）、左肩題簽「頭昭注古今集自一至廿」。料紙、薄葉。墨付、本来三冊本（巻一―十、巻十一―十六、巻十七―二十）を一冊に合綴、順に七三丁、八一丁、五三丁、計二〇七丁、遊紙なし。字面高さ、約二一・八糎（頭注を除く）、注約一―二字下げ。毎半葉一三行書。内題、「古今和哥（歌）集巻第一（―廿）」（但し、「第十八」を「第十九」に誤る）。奥書は内閣文庫蔵本と同じであるが、以下の如く字句の異同がある。上が本書、下が内閣文庫蔵本である。

（巻第三末）

十月十二日―十一月十二日

（巻第六末）

書了―書早

一授了―一校了

（巻第十末）

一授了―一授畢

（巻第十六末）

「本云」なし

（巻第十八末）

「本云」なし

（巻二十末）

件木（ママ）—件本

印記なし。

全巻に朱の読点、声点、合点、振仮名、振漢字、傍注、朱引、墨の返点、送仮名を付す。

本書は、前記二本と同一系統本であり、字詰、字配りも類似しており、本文も近いが、序注を欠き、又、奥書の字句の異同にも見られるように、本文的にやや誤りが認められ、前記二本より劣っている。前記二本との関係は不明であるが、内閣文庫蔵本の転写本である可能性は存すると思われる。

宮内庁書陵部蔵（二六六—三九四）本

存序注

〔江戸末〕鷹司政通令写　一冊

袋綴。縹色表紙（二九・四×二〇・五糎）、左打付書「注古今集序顕昭注　全」。料紙、楮紙。墨付、四六丁、遊紙なし。字面高さ、約二五・三糎（頭注を除く）、注一字下げ。毎半葉一一行。内題、「注古今集序上（下）」。

奥書は内閣文庫蔵本に同じであるが、二、三字句に異同がある。

（序上末）

寿永二年奥書の顕昭の署名なし。

加点畢—加点了

一校畢—一校了

（序下末）

加点差声—加点差声了

一校畢—一校了

更に終丁ウに、

従二忠順卿一借用写レ之早／（花押）

とあり、花押は書陵部のカードに鷹司政通とされている。但し、奥書の一行のみが政通筆で、本文（巻上、巻下各別筆歟）は別筆と思われる。

印記、巻頭に「鷹司城南／館図書印」の方形朱印を捺す。

前記諸本と同じく全巻に朱墨の点等を付す。

本書は序注のみの伝本であるが、次に掲げるb（序注単行本）が、同じ良宗加注の片仮名本でも、比較的早くから単独で行なわれたためか、aの諸本とやや本文を異にしているのと異なり、aの序注部分と同じ本文を持っている。従ってここに掲げることとした。鷹司政通の奥書によれば、この時借用書写されたの

は序注のみのようであるが、この底本が序注のみ単行で伝わっていたものか、何らかの事情で序注のみ借り出されたものかは不明である。しかし、いずれにしろ、本書は、前記内閣文庫蔵本、東京大学国語研究室蔵本の序注部分と同一系統本である。

(ロ)序注単行本

この類に掲げたのは、前の一覧の如く三本である。この中、初雁文庫蔵本は群書類従本の転写と認められるので、結局、管見に入ったのは京都府立総合資料館蔵本と群書類従本の二本ということになる。

この両本は何れも序注のみの伝本であるが、良宗加注本a(イ)と区別したのは、序注のみが単行しているという理由だけではなく(既述の如く書陵部蔵鷹司本も序注のみであるが、本文的には何ら差異がないため(イ)に入れた)、比較的早くから単行で行なわれたため、(イ)と異同が生じているからに他ならない。

そこで本系統の特徴について述べることとするが、実は二本とも欠陥や疑問点がある。まず、京都府立総合資料館蔵本は、その依拠本に欠脱があったらしく、序注の巻上に四箇所空白を設けてその事を明らかにしている。その分量は多い箇所は一丁分程に及んでおり、伝本としては大きな欠陥である。

一方、群書類従本にはそのような大きな誤脱はないが、往々にして他の群書類従本に見られる、意改ではないかと疑われる独自異文が随所に認められ、本系統本が数少ないこともあって、独自異文の価値を定め難い憾みがある。

従って、本系統本は善本の出現が望まれる。

京都府立総合資料館蔵(特八三一—四八)本

存序注　一冊

〔江戸初期〕写

袋綴。藍色表紙(二七・四×二一・〇糎)、左肩後人朱打付書「古今註」。料紙、斐楮交漉紙。墨付、三六丁(終丁裏表紙見返貼付)、遊紙なし、但し、墨付第九丁の次に欠脱を示す白紙一丁あり。字面高さ、約二三・七糎(頭注を除く)、注一字下げ。毎半葉一四行。内題「注古今集序上(下)」。

奥書

(上末)

本云、寿永二年十二月注二進之一　顕昭

文治二年正月廿四日重賜レ之、指レ声加レ点了　顕昭

建久二年九月三日又給委加レ点差(ママ)　侍従雅有

弘安五年正月廿五日一校了

（下末）[33]

寿永二年極月中旬　顕昭注レ之

文治二年正月廿四日依二重仰一差レ声加レ点了

建久二年九月五日重下賜加レ点差レ声訖　　顕昭

弘安五年正月廿七日一校了　　侍従雅有

以下半葉白紙に続き、裏表紙見返しに本系統本の特色である次の奥書がある。便宜上、群書類従本を右傍に校合して示す。

此本以二帰雲院住僧正堅蔵主之本一書二写之一、／件僧（使群）土岐東息也、仍一流之本令二相続一之条、廻二／調法一卒馳（ナシ群）レ筆訖、（箭群）尤可（最群）レ謂二証本一矣

天文七年（歳群）四月十四日　　拾遺卜部（花押似書）

本書を初めて紹介し、奥書の筆者を花押より卜部兼右と断じたのは、森潤三郎氏「古書閑談（五）」（『書物展望』昭7・1、『考証学論考』昭54刊、一三二―四頁）である。いかにも花押を比較すると卜部兼右に間違いない。当時兼右は、従四位下、侍従、神祇権大副、二三歳であった。[34]

本書における顕昭、飛鳥井雅有の奥書部分は、内閣文庫蔵本とは異同はほとんどなく、僅かに下末の文治二年、建久二年顕昭奥書部分で「加点早」「差声了」がそれぞれ「加点了」「差声訖」になっているに過ぎない。

なお、本書は兼右の奥書と花押を有するが、兼右筆本ではなく、近世に入っての転写本で花押も模写である。後述する本文の欠脱が群書類従本に存しないのもそのためである。

印記、巻頭に「靖斎蔵／書之記」（朱印）。

全巻に朱の読点、声点、合点、振漢字、朱引、墨の返点、振仮名、送仮名を付す。

また、本書には既述のように底本の欠脱によると思われる本文の脱落があり、その部分は空白となっている。その箇所は以下の如くである。

一二八頁一四―一八行「鋒滴瀝之潮……陽神先唱曰」（四オ末尾一行及び四ウ初四行空白）

一二九頁一一行―一三〇頁四行「桂樹之杪……以嗣ケ播箇陀輔智」（五オ一一行中途より六オ四行中途まで空白）

一三一頁九行―一三二頁一行「時聞川上有啼哭之声……夜覇餓枳廻」（七オ九行中途より八オ初二行まで空白）

一三三頁一三行―一三四頁一七行「有山幸、始兄弟相謂曰……号曰挙哥、」（九ウ一行中途より一〇ウ終まで空白。第一〇丁白紙）

その一方、本書には他の諸本には見えない部分がある。日本歌学大系本一二六頁一六行と一七行の間に何らの注記もなく本行として以下の五行が存在する。

案韻書、歌者、詠也、人声也、徐曰、長引二其声一以誦之也、釈名、人声曰レ歌、／柯也、以レ声吟詠如三草木之有二柯葉一又合レ楽曰レ歌、漢書藝文志／哥永言爾雅、徒歌、曰レ謡、楽書韓詩曰、有レ章曲曰レ歌、無レ章曲曰レ／謡、左伝、童謡、注疏云、無レ楽而空歌、其声逍遙然也、／礼記曰、舜作二五絃之琴一、以歌二南風一

（読点、返点底本のまま。振仮名、合点等省略）

この一段は群書類従本にも見られない独自のものである。直前の本文と一部重複する内容を持っている点、後の補入かと疑われる面もあるが、本書に存し、同じ天文七年卜部兼右奥書を有する群書類従本に存しない理由は不明である。

群書類従本

存序注　　一冊

刊

慶應義塾図書館蔵（九六—一）本による。群書類従巻二八六所収。香色布目表紙（二六・二×一七・五糎）、左肩単郭題簽「羣書類従　二百八十六」。墨付、六二丁。無辺無界、一〇行、印面高さ、約一九・二糎、注一字下げ。内題、一オに「群書類従巻第二百八十六／検校保己一集／和歌部百四十一雑六／古今集序注上　法橋顕昭」とあり、巻下は「注古今集序下」とする。他の多くの諸本は内題を「注古今集序上（下）」としており、また内題下の「法橋顕昭」という著者名もない。いずれも群書類従編入の際の改訂であろう。柱刻「巻二百八十六　（丁付）」。尾題「羣書類従巻第二百八十六」。

奥書は京都府立総合資料館蔵本と同一であるが少異が多いので全文示すことにする。

（上末）

寿永二年十二月注二進之一　　顕昭

文治二年正月廿四日重賜レ之、指レ声加レ点了　　顕昭

建久二年九月九日又賜、委加レ点差レ声訖　　侍従雅有

弘安五年正月廿五日一校了

（下末）

抑古今序者和歌之肝心也、是故四条亜相粗以注レ／之、其後相公禅門幷清輔朝臣等続又注レ之、然而皆／以省略猶残二疑殆一（ママ）賢才尚尓、浅慮定及乎、纔載二管見一之所レ勘、恐備二竹

園之高覧、雖レ非二秘蔵一莫レ出二禅第一矣

寿永二年極月中旬　顕昭注

文治二年正月廿四日依二重仰一差レ声加レ点了

建久二年九月五日重下賜加レ点差レ声訖　顕昭

弘安五年正月廿七日一校了　侍従雅有

（以下天文七年拾遺下部の奥書。前に校合して掲げた故省略）

些細な異同で取り上げるまでもないが、小異は多く、上末では「本云」を欠き、建久二年奥書で、「九月九日」とするのは本書のみで他の諸本は「九月三日」、またその末尾に「差声訖」とあるのも本書のみ、他の諸本は「差」で終わって以下二字を欠く。本書のようにありたい所であるが、ここはどうやら意を以て二字を補ったらしい。下末の方では、顕昭の識語中「懇」を「恐」に誤り、寿永二年奥書で「顕昭注」とし、その下の「之」字を欠くのも本書のみ、文治二年奥書、建久二年奥書中それぞれ「加点了」「差声訖」とするのは京都府立総合資料館蔵本と共通の文字遣いである。

又、兼右奥書部分の京都府立総合資料館蔵本との異同は概して本書の誤りと思われ、「書写」の「写」字を欠き、「件僧」を「使僧」とし、「卒」字を欠き、「筆」を「箭」とする等、何れも本書の誤りと見られる。

このような傾向は本文にも認められ、数多くはないが、誤写及び意改によると思われる独自異文が散見される。次に意改の例を一、二挙げてみる。

一二六頁一五―一六行「従哥（墨補入）云レ謡、」（従当作徒、蓋筆誤也）と諸本校訂案を傍注するが、本書は校訂し傍注を削除。

一三八頁五行「又天平八年冬十一月九日従三位」（叙従三位之行当在正三位之前）とあるを、本書は傍注に従い、年次の適合する箇所に移動する。

一五七頁一四―一五行、『玉造小町壮衰書』を引用するが、諸本理解しえず「衰書」「玉造小町子状衰書」に誤る。本書はそれぞれ「壮衰書」「玉造小町子壮衰書」に改む（日本歌学大系本も同様に改む）。

これらを見ても本書に校訂が施されていることは明らかで、本文読解の参考になる点もあるが、注意が必要である。

国文学研究資料館初雁文庫蔵（一二―七九）本

存序注

〔江戸末〕写　一冊

袋綴。香色表紙（二四・〇×一六・五糎）、左肩単郭題簽「古今和歌集序注　完」。料紙、楮紙。墨付、六九丁（但し、一オ

切取り削除)、遊紙、前一丁、後なし。字面高さ、約一八・〇糎、注一字下げ。毎半葉九行書。内題、上、切取り削除、下、「注古今集序下」。

奥書、群書類従本と全同。但、兼右の署名が「拾遺(遺カ(朱))卜部(花押似書)」となっている。

印記、見返しに「西下/蔵書」の朱印。

本書は袋綴の一オが切取られており、一ウ第一行は、「夫和歌者」から始まっている。また、末尾も奥書のすぐ後を切取り、白紙を継いでいる。

本書の本文は群書類従本と全く同一であり、毎半葉の行数は、群書類従本の一〇行に対し本書は九行と異なっているが、一行の字詰は全く等しい。更に群書類従本の項で述べた意改かと疑われる箇所も全て一致している。従って、本書は群書類従本の転写本ではないかという疑いが生ずる。

そこで両者を比較すると、注目されるのは本書の首尾の不自然な切取り跡である。まず、一オが切取られている点であるが、本書は毎半葉九行書であるから、そこに九行分書かれていたと推定し、字詰が群書類従本に一致することを考え合せると、本書の一オは、「群書類従巻第二百八十六/検校保己一集/和歌部百四十一雑六」の三行が存在しないと埋められないことになる。

つまり、袋綴の一オ半葉を切取ったのは、本書が群書類従の忠実な転写本であることを隠す目的であったと思われる。一オに存するのは、内題の他は仮名序本文五行のみであり、削除しても、顕昭注は失なわれないからである。

こう考えると、末尾の切取りも、群書類従の尾題か、群書類従本を書写した旨の奥書を隠すためのものと思われる。

以上、本書は群書類従本の忠実な転写本と考えられるが、唯一つ疑問がある。それは、奥書の「拾遺卜部」を「拾遺卜部」と誤り、朱の傍注で「遺カ」としている点である。しかし、これも、群書類従の草稿本から写したとも考えられるので、先の結論を改める必要はないと考える。

さて、本系統本の性格であるが、これを良宗加注本の片仮名本と認定した点について、一言説明を加えておかなければならない。というのは、本系統本が片仮名交りであることは間違いないが、確かに良宗加注本に属するか否か多少疑点があるからである。つまり、序注には、原型本と認められる伝本は存在せ

ず、その基準が立てにくく、しかも、良宗の加注は巻上巻下各一箇所ずつあるだけであり、その二箇所の注を群書類従本は何れも欠いているからである。[35] 本系統の伝本は実質的に僅か二本に過ぎないから、その中一本に存しない事は少なからぬ疑問を生じさせることになるのである。

しかしながら、やはり、二箇所の「良宗」の名を含む注は本来存するのが正しく、群書類従本は削除したと考えて差し支えなかろうと考える。

なぜなら、この二箇所は「良宗窃考二国史一」「良宗攷之」とあって、一見して顕昭の注でないことは明らかゆえ、群書類従の編者が独自の判断で削除したと考えた方が、後述する二本の共通点を考え合せた場合妥当と思われるからである。

ともあれ、二本とも良宗加注本中の片仮名本と断じて差し支えなかろう。

そこで二本共通の特徴を挙げることとする。

1、天文七年（一五三八）拾遺卜部（卜部兼右）の奥書を有する。

2、原則として(イ)系統本の頭注を適当な箇所に本行化して挿入している。

また、本文の字句の異同については、後述する点を除いて(イ)系統本と大きな違いはなく、(イ)(ロ)両系統本それぞれ若干の本文転訛を感じさせる程度である。なお、群書類従本は時々意改かと疑われる独自異文を有しており、これが、(ロ)系統本の本文の特徴を解明しにくい一原因となっている。

さて、特徴の中、1については既述の通りである。

次いで、2に挙げた頭注の形式であるが、京都府立総合資料館蔵本と群書類従本とでは若干違いがあるので一覧にして示す。

A、一二五頁一〇―一一行「旧本裏書云……我国ト呼ナリ、」（共に本行。同頁一四行「又号二扶桑国一也、」の次にあり）

B、一二六頁九―一〇行「歌謌謡可哥也、已上五字通用、」（共に本行。同頁九行「不レ読レ哥ヲ哉ト云也、」の次にあり。字句若干異同あり）

C、一二八頁七行「裏書云……以不審也、」（共に本行。同頁七行「委見伊勢物語、」の次にあり）

D、一三六頁一六―一七行「応神天皇……号宇治太子、」（京都府立総合資料館蔵本頭注、群書類従本なし）

E、一三八頁六―九行「今之帝暦……日勝宝矣、」（京都府立総合資料館蔵本本行。「首書云」として同頁六行「年七十四、」

の次にあり。群書類従本なし）

F、一五六頁四―一〇行「良宗攷之……（系図）」（京都府立総合資料館蔵本本行。「本〔ニ〕此系図首書ニアリ、」として同頁三行「善作ニ和哥ニ」の次にあり。群書類従本なし）

G、一五八頁五―六行系図（京都府立総合資料館蔵本頭注。群書類従本なし）

H、一五九頁三―四行系図（同前）

これらの違いが、群書類従本の意図的な削除によるものではないかと疑われることは既に述べた通りである。

その他字句の異同で注目すべき点はあまりないが、一六三頁一一行「注本ニハ」が二本共に「江本ニハ」となっているのは一応注目される。

b、平仮名本

先に述べたように、平仮名本は片仮名本に発しており、片仮名本の頭注、傍注の殆んど全てを省略（他に声点も省略）して成立したものであり、平仮名本が、現存の片仮名本の何れかに直接発しているとは言いえないが、かなり近しい関係にある本から発している可能性が高く、従って、本文研究上において、平仮名本の価値は低いと言わざるをえない。

しかしながら、近世に書写された顕昭『古今集注』の大部分はこの系統であり、流布の点からの意義を認めなければならない。

ところで、平仮名本は頭注、傍注、声点等を省略しているので、その点だけでも資料的な価値が低くなっているのであるが、その上、誤字、脱字がおびただしく、本文状態も思わしくない。更に平仮名本としての完本は稀で、巻十六―二十を『顕註密勘』で補った伝本、それに気づいて『顕註密勘』を取り除き、片仮名本でその部分を補塡し、平仮名本と片仮名本の取合せ本となった伝本等、現行の平仮名本は元来本文が悪いことに加え、本文に様々な手入れがなされているため、片仮名本と比較してもおよそ原型からほど遠い本文状態にあると言わざるをえない。その中では、平仮名本の最初に掲げる京都大学附属図書館蔵本は、片仮名本が平仮名本に変化していく途上にある本で、この系統中では最善本である。それ以下の諸本は、誤脱を甚しくしたり、片仮名本と混淆したりして、本文は末流化するばかりである。

さて、ここで平仮名本諸本を分類するについて、次のような方法をとる。くり返し述べて来たように、平仮名本は片仮名本

に比べて本文の誤脱が多く、逆に平仮名本によって片仮名本の誤脱を正し、あるいは補える箇所は皆無に近い。字句の異同は殆んど平仮名本の誤りと言っても過言ではない。ここでは、字句の異同は省略し、約五字以上の大きな脱文箇所を掲げ、その出入りで、平仮名本本文がどの様な性格のものかを見ることにする。

典型的な平仮名本は前掲の伝本一覧でb(ロ)とした巻十六―二十を『顕註密勘』で補った伝本であるが、それでは巻十六―二十の脱文を示すことが出来ないので、脱文が多く、叙述に都合が良いという点でb(イ)の宮内庁書陵部蔵（二六六―一二二）本の脱文を一括して掲げ、以下の叙述の便を計ることにする。

例によって日本歌学大系本の頁数と行数を掲げ、脱文箇所の本文は内閣文庫蔵本で示すこととする。（返点等省略）

1、一二五頁九―一一行「之時彼国人問云、汝国之名称如何、答曰、和奴国耶、和奴猶言吾也、其後彼国人以此国称倭奴国、」

2、一二九頁二―三行「可美少男云々、此詞相当和歌歟、神代夷曲不定文字章句之故也、連」

3、一四六頁六行「ムハタマノワカクロカミニトシクレテカヽミノカケニフレルシラユキ」

4、一六〇頁七行「成先矣、又曰水沫凝」

5、一六四頁九行「如此説者可用真名序歟、」

（以上序）

6、一七四頁三―四行「哥ノ詞ニイタサネトウタテトイフニコモレリ、オクニ此人ノ」

7、同頁一三行「慙スル心ナメリ、」

8、一七八頁一〇行「アル也、又タシカニイヒハテタル哥モアリ、又イヒハテヌヤウナルモ」

9、一八二頁六―七行「自壬生ハ東云々、ミカハ水トハ禁中ノ御溝等也、」

10、二〇四頁一二―一三行「ニモ其由見タリ、清輔朝臣云聖武天皇御哥也、」

11、同頁一六―一七行「又新撰中入万葉哥幷安部仲丸詠之条又今得意事也、」

12、二〇六頁七―八行「又饗ト云文字ヲタムクト読云々、」

13、同頁一三行「如何、万葉ニハタムケトハ或書饗或書手向或書手祭」

14、二一七頁一〇行「再用水辞是其病也云々、」

15、二二五頁一三行「花ノカヲ風ノタヨリニタクヘテソトヨメリ、」

16、二二九頁六行「アリ、其摂津国ニヤソ嶋ト云所ニテ禊スル歟、」

17、二三一頁九行「ツマトイフハ妻ナリ、」

18、二四五頁三行「句ヲトリハナチテハミヤヒカナリト云コトアレハサモ」

19、二八五頁二行「寛平御時后宮ノ哥合ノ哥」

20、二九五頁四—五行「ノ時ヨリフクナルヘシ、顕輔卿ハ肥後守盛房カ為仲朝」

21、三〇二頁七—八行「ハソレヲタニト」

22、三〇九頁二行「カハトヨメリ、鳥籠山不知也河トカケリ、イサヤ」

23、三一〇頁一一—一二行「マトホナリトイハムトテヲサヲアラミトハヲケルナリ、」

24、三一八頁一四行「此哥ノコヽロハヒトニ」

(以上巻一—十五)

25、三二九頁一四—一五行「中務ノミコトカケル事ソオホツカナキ、コノミコ」

26、三三三頁一七行「イハク、サキノオホイマウチキミノナリトイヘリ、」

27、三三六頁一二行「氏神ニテマイリタマヘレハ」

28、三三七頁七行「六年正月為太皇太后、十三年九月廿八日崩、年」

29、三四〇頁一二—一三行「ニケリ、ソノツヽカナキハ酒ヲノメリ、病ルハ食ヲシタリ、死ハ」

30、三五三頁三—五行「教長卿云、タミノヽシマトイハムトテアマ衣トヲケリ、蓑ヲイフナルヘシ、赤人哥ニ、ワカノウラニシホミチクレハカタヲナミアシヘヲサシテタツナキワタルトイフ哥ノコヽロ也、」

31、三五六頁一〇—一一行「也、教長卿云、コトハニ朱雀院トマウスハ寛平法皇也、」

32、同頁一一—一二行「ミナ朱雀院トマウス、顕昭云、タキヲハ」

33、三六四頁三行「義也、メツラシキヒトヲ響応(ママ)」

34、同頁七行「トナリ、私云、此アフサカノアラシノ風ヲアフミニヨセム」

35、三七八頁二—三行「神態トイフハ神今食新嘗会祭ナトニ

帝」

36、三八〇頁一一行「ミマサカヤクメノサラ山サラ〳〵ニムカシノイモカコヒラル、カナ」（以上巻十六―二十）

以上の欠脱の中、2、4、7は書陵部蔵本独自の欠脱であるが、その他の序及び巻一―十五に含まれる1～24はb平仮名本の(ロ)以下の諸本に多少の出入りはあっても、概ね欠けており、これを見ても平仮名本がいかに劣悪な本文を有しているかが理解できよう。[36]

中には、文単位で欠けており、片仮名本の増補ではないかと疑われる箇所もないではないが、以下に述べるように、ちょうど片仮名本が平仮名本に変化する途上にあるかのような本文を有し、かつ平仮名本の欠脱箇所の大半が欠脱していない京都大学蔵本の存在を考えれば、そのような疑いを残す必要は殆んどないと考える。

さて、以下個々の伝本について、ここに掲げた欠脱箇所を基準にしながら述べることにする。

(イ)

この類は平仮名本の完本として、京都大学附属図書館蔵本と宮内庁書陵部蔵（三六六―一二二）本の二本を挙げるが、実際には両本の本文状態はかなり隔っており、京都大学蔵本が片仮名本の俤を止める善本であるのに対し、書陵部蔵本は(ロ)以下の諸本とほぼ同じ程度まで劣悪になっている。

京都大学附属図書館蔵（中院Ⅵ―三〇）本　横一冊

〔江戸前期〕写

備付目録カードには「古今十巻抄」とある。袋綴。浅縹色地松・卍繋文様表紙（一八・一×二四・九糎）、左肩打付書「古今十巻抄」。料紙、薄葉紙。墨付、二八〇丁、遊紙、前後各一丁。字面高さ、約一五・三糎、注約一字下げ。毎半葉一六行書、和歌二行書。内題、「注古今集序上（下）」「古今和歌（哥）集巻第一（―廿）」。

奥書は、序注の上下の末尾に顕昭、雅有のものがあり、前掲内閣文庫蔵本と同一であるが、僅かに、序上末の建久二年奥書中「又給」を「又行」に誤る。但、ここは諸本「給」とも「行」とも読める字体のことが多い。

一方歌注には奥書は全くない。

印記、なし。

本書は序注は片仮名交り、歌注は平仮名交りである。かつ序注には朱の声点、合点、朱引が存するが、歌注には存しない。

墨による返点等は序注、歌注共に存する。

さて、ここに前掲の脱文箇所の一覧により、本書の脱文箇所を掲げる。

脱文箇所―5（以上序）8 11 12 13 14 15 17（以上巻一―十五）26 29 32（以上巻十六―二十）

つまり、次掲書陵部蔵本の主要な脱文箇所三六箇所中一一箇所が欠けており、その範囲はほぼ全巻に亘っている。逆に本書のみの脱文箇所は一箇所もない。これによって、本書が片仮名本と平仮名本との中間的存在であることはおおよそ推測がつく。

但し、解決しなければならない疑問点がある。それは、本書が序注は片仮名交り、歌注は平仮名交りと異なっており、しかも朱声点、合点は序注のみに付され、歌注にはなく、奥書も序注のみにあり、歌注にはなく、序注と歌注に明らかに形態上の相違点が存することである。しかも、脱文箇所においても歌注部分では少ないながらも他の平仮名本と一致しているのに対し、序注部分では五箇所中一箇所の一致しか見ないのであるから、[37] 序注はaに掲げた片仮名本で、序注と歌注は取り合せではないかとする疑問も当然生じてくるのである。

そこで、序注の本文について検討を加えることとする。

まず目安となるのは頭注の有無である。歌注においてはb平仮名本は頭注を一切持たないが、序注においては、そのまま頭注として存するもの、削除されたもの、本行化しているものと三通りに分かれている。その頭注の一覧はa片仮名本(ロ)序注単行本の項（一六八頁）に掲げたので、そこに示した記号により、本書序注部分の頭注の有無を示すと共に、次に述べる書陵部蔵本についても併せて掲げることとする。

A、頭注。書陵部蔵本同じ。

B、頭注。書陵部蔵本同じ。

C、頭注。書陵部蔵本同じ。

D、頭注。書陵部蔵本同じ。

E、頭注。書陵部蔵本同じ。

F、本行。一五六頁三行「善作二和哥一」の次にあり。書陵部蔵本同じ。

G、頭注。書陵部蔵本同じ。

H、頭注。書陵部蔵本同じ。

これによれば、頭注の扱いは悉く書陵部蔵本に一致しており、a片仮名本(イ)にFを除いて一致し、後述するb平仮名本(ロ)(ハ)とは異なっていることが判明する。

しかしながら、字句の異同については、後述平仮名本に一致する箇所が認められ、声点の有無等を考え合せて、片仮名本と平仮名本の中間的形態と認めて差し支えない。

一方、歌注には頭注、傍注、朱声点等はなく、本文の字句の異同も序注以上に明らかに後述平仮名本に近似していることが認められる。更に注目すべき事は、歌注は平仮名交りであるが、しばしば片仮名が文中に残っていることである。あたかも片仮名交り文が平仮名交り文に改められて行く途上をそのまま見せているかのようである。またその本文も、以下の平仮名本に見られるような誤脱の甚しさはなく、脱文箇所の数に見るように、ちょうど中間的状態を示している。かと言って、片仮名本と平仮名本が接触して混淆した気配は全くなく、本書のような伝本から更に誤脱を増して以下の平仮名本が生じたと解釈されるのである。

宮内庁書陵部蔵（三六六―一二二）本　五冊

〔江戸中期〕写

袋綴。浅縹色表紙（二九・〇×二一・五糎）、左肩打付書「古今和歌集註第一（―五）」。但し、第三冊に第五冊の表紙が、第五冊に第三冊の表紙が誤って付されている。以下の叙述では正した冊次で記述する。第一冊、序、巻一、第二冊、巻二―七、第三冊、巻八―十二、第四冊、巻十三―十五、第五冊、巻十六―二十を収める。墨付、第一冊五九丁、第二冊四八丁、第三冊五四丁、第四冊五八丁、第五冊七四丁、遊紙、各冊共前後各一丁。字面高さ、約二二・〇糎、注約二字下げ。毎半葉一二行書。内題「註古今集序（ママ）」「注古今集序下」「古今和歌集巻第一（―廿）」。尾題、巻二十末に「古今和歌集五巻注之終」。

奥書は、序注の上下の末尾に顕昭、雅有のものがあるが、内閣文庫蔵本と比べて、序上末では、文治二年、弘安五年奥書中の「廿四日」「廿五日」をそれぞれ「二十四日」「二十五日」とする他、建久二年奥書中の「又給」を「又行」に誤る。又序下末は顕昭識語に異同があるので改めて記すと、

抑古今序者和哥之肝心也、是故／四条亜相粗以注レ之、其後相公禅門并清朝（ママ）臣歟（ママ）等続又／注レ之、然而皆以省略、猶残レ疑、賢才而尓、浅慮定及乎、纔／載二管見之所一レ勘、懇備二竹園之高覧一、雖レ非二秘蔵一莫レ／出二禅第一矣

寿永二年極月中旬顕昭注歟

文治二年正月二十四日依二重仰一差レ声加点早

建久二年九月五日重下賜加点着（ママ）レ声了　顕昭

弘安五年正月二十七日一校了　　侍従雅有

とあり、（ママ）を付した箇所を誤る他、「疑殆」の「殆」の無いのも本書の誤りであろう。これらの誤りは、以下の平仮名本にしばしば共通する。

一方、歌注には奥書はなく、巻二十末に、

此本細川殿御所持之本申請／写置者也、則自身令二再校一畢

寛永十七年／三月中旬

とある。本書は寛永十七年書写本の転写本かと思われる。

印記、各冊巻頭に「鷹司／蔵書記」の朱印。

本書はくり返し述べたように、巻十六―二十を具える平仮名本でしかも、以下に述べる顕註密勘取合せ本とほぼ同程度の本文劣化を起している点、平仮名本の典型と言いうる。既に頭注、傍注、声点等は省略されている。脱文箇所は前掲の通りである。

(ロ)顕註密勘取合せ本

顕昭の『古今集注』の伝本の中に、巻十六―二十が『顕註密勘』に入れ替わっているものがあることは、古く西下経一氏「古今和歌集研究史」（「国語と国文学」昭9・4）に指摘があるが、川平均氏「『顕註密勘』の伝本おぼえ書き」（「早稲田実業学校研究紀要」11昭51・12）は、『顕註密勘』の伝本研究の観点から、この『古今集注』と『顕註密勘』が取り合せられた伝本についても言及され、祐徳稲荷神社蔵本以下五本を挙げられ、その他一本の存在を指摘されている。

ここでは、その中、彰考館蔵本は叙述の都合上次の(ハ)に入れることとし、川平氏の言及されなかった東京大学文学部国語研究室蔵（一二C―六四）本（この本福井久蔵氏『大日本歌書綜覧』大15～昭3刊、上、七一八頁に「古今教長註」として言及する）、東洋文庫蔵本、三手文庫蔵本の三本を加え、計八本について述べることとする。

(ロ)として一括した顕註密勘取合せ本の特徴は何と言っても巻十六―二十が『顕註密勘』になっていることであり、『顕註密勘』は慶融奥書本に属する。(38)

また、『古今集注』としては、平仮名本で先に述べた書陵部蔵（二六六―一二二）本に近い本文を有するが、序注を有するものと歌注のみのものとがある。また、脱文に関しても伝本によって多少の出入りがある。

大阪府立中之島図書館蔵（甲和―二七九）本　　五冊

〔江戸後期〕写

『古今集諸抄』の内、第一一―一五冊。大和綴。茶色刷毛引

表紙（二八・三×一九・八糎）、左肩打付書「古今集顕昭抄第一序注并一（第二二之七、第三八之十二、第四十三之十五、第五終十六之廿）」。料紙、楮紙。墨付、第一冊八三丁、第二冊五九丁、第三冊六八丁、第四冊六八丁、第五冊八五丁、遊紙、第二冊のみ前一丁後二丁、他は各冊前後各一丁。字面高さ、約二〇・五糎、注約一字下げ。毎半葉一〇行書。内題、「古今和歌集抄／序」「注古今集序下」「古今和哥（歌）集巻第一（一廿）」。

奥書は序上下末に顕昭、雅有のものがあり、内閣文庫蔵本と比較して、序上末では、弘安五年奥書中、「廿五日」を「二十五日」に、序下末では、顕昭識語中で「省略」を「有略」、「疑殆」を「疑」、「賢才尚尓」を「賢才而尓」、「浅慮」を「浅盧（ママ）」とする他、文治二年、弘安五年奥書中の「廿四日」「廿七日」をそれぞれ「二十四日」「二十七日」に作り、建久二年奥書中「差レ声了」の「了」を欠いている。また、歌注には奥書はない。

なお、先に述べたように本書の巻十六―二十（第五冊）は実は『顕註密勘』であり、巻二十末に『顕註密勘』の奥書がある。『顕註密勘』の奥書は長文のため、前半を省略して末尾のみを掲げると次の通りである。

承久三年三月廿八日雨中注二付之一　　八府沈老在判

承久三年十月十二日書二写之一　　藤原　在判

此草子先年於二嵯峨中院一雖二披見一不レ能二書写一、宣送（ママ）二／年序、不レ慮以レ本中（ママ）二帖ハ自染筆早、下帖／聊依二衛（ママ）例事一以二他筆一終功早、土代雖レ為二他抄／物一今彼勘付又当家秘口伝也、故秘蔵者也

「此草子」以下は慶融の奥書であり、通常の慶融本『顕註密勘』はこの後に「弘安三年八月四日書写、同一校了、三代撰者末孫和歌末学　慶融在判」と慶融の署名があるが、顕昭『古今集注』に取合せられた『顕註密勘』はこれを欠いている。

また、各冊末尾に、順に「墨附八拾三枚」「墨附五拾九枚」「墨附六拾八枚」「墨附六拾八枚」と丁数を記す（第五冊なし）。

印記、なし。

なお、本書は『古今集諸抄』として一括されている古今集注釈叢書ともいうべき写本四七冊中に収められている。[39] これらはほぼ同装で、筆者は一人ではないがほぼ同時期の類似の筆跡で書写されており、一括して書写された一具のものであることは間違いないと思われる。また、本書には伝来にかかわる識語、印記の類はないが、他の冊には平間長雅の印と思われる鼎の中に「六喩居士」の文字を刻む朱印が捺されているものがあり、[40]

伝来に長雅がかかわっているものと思われる。従って、常識的に考えれば、『古今集諸抄』は長雅書写本又は旧蔵本ということになるが、実は本書を含めて『古今集諸抄』の書写年代が長雅の年代まで遡りえないように思える点、疑問が残る。

平間長雅については日下幸男氏の論に詳しいが、[41] 宝永七年（一七一〇）七月廿九日に七十五歳で没している。[42] 単なる印象に過ぎないが、『古今集諸抄』の書写年代は本書も含めて長雅の生存年代まで遡りえないように思われる。その一方、後述する書陵部蔵（二一〇—七〇九）本には、長雅の弟子北条氏朝の自筆の識語があり、こちらは書写年代的にも疑うべき点はなく、しかも本文は本書に酷似していることを考え合わせると、『古今集諸抄』にまま見られる長雅の印は単なるさかしらとも思えない。あるいは長雅一流の人が印を持ち伝えて用いたかとも思われるが、不明のまま後考を俟つ。

次に本文の性格について述べるが、序、巻一—十五を対象とし、『頭註密勘』である巻十六—二十は考察外とする。

まず、脱文箇所は前記書陵部蔵（二六六—一二二）本とほぼ同じであるが、次のような違いがある。

書陵部蔵本の脱文箇所の中、本書に存するもの—247

書陵部蔵本に存し、本書では脱文の箇所

37、一八〇頁一八行「トキニ風ニアタラシトテオロシコメテノミハヘリケル」

38、一八二頁一六行「ヲキタテマツリテアメフルヒウチナカメテキタルニ」

39、一八六頁一六行「フルトイフ詞ノツヽキハアル也、然ヲイソノカミ」

40、二〇〇頁一六行「ハナソクチヒルトモヨメリ、又ハナノシタヒモトモ」

41、二四五頁四行「申モノアリトテワラヒ侍シカ桂宮ハ宇多天皇」

42、二五二頁七行「ミタレテオモフキミカアタリソ」京都大学蔵本、書陵部蔵本は「ミタレテ」の部分のみ欠脱。

43、二九六頁四行「チリヌトモヨシ」書陵部蔵本は「チリ」のみ欠脱。

44、三〇七頁一二—一三行「ハアラテトイフハアラハニハアラテト云也、ホニ」

45、三一七頁一四行「私云、ヒトヲマツヤラムトノロハネトツラキ人ニモ」

これを見ると、本書には存する箇所が三箇所、本書の新たな脱文が九箇所となり、本書の方が脱文が多く本文的に劣っているように見えるが、これは平仮名本に極めて多い脱文、脱字箇所の内、約五字以上を目安にして拾い上げた結果であり、二、三字の脱字や誤写も考慮に入れると、本書の方が本文的に著しく劣っているとは言い難く、まず大同小異と言ってよいであろう。

次いで序注における頭注の有無を示す。

A、頭注。

B、なし。

C、頭注。

D、なし。

E、本行。一三八頁六行「年七十四、」の次にあり。但し、一部のみ。「今之帝暦之中ニ無感宝之名、良宗窃ニ考夫(ママ)記宇佐神記ニ罷唐使立(ママ)天平二十一年奥州刺史百済王」とあり、著しく本文が脱落転訛している。

F、本行。「良宗攷之」の文字なく、一五六頁三行「善作ニ和哥」の次にあり。但し、人名の注記著しく簡略。

G、頭注。但し、系図の系線なし。

H、頭注。但し、系図の系線なし。

このように序注の頭注の有無については、既述の伝本に一致するものはない。

宮内庁書陵部蔵（二一〇—七〇九）本

〔江戸中期〕写・北条氏朝自筆識語本　五冊

袋綴。香色刷毛引布目表紙（二七・六×一九・四糎）、左肩鳥の子色題簽「古今顕昭抄　土」（第三冊）、「古今顕昭抄　金」（第四冊）、第一、二、五冊は剝落。また第一冊表紙左下に後補の貼紙をして「古今和歌集抄　四冊」とする。あるいは第五冊が『顕註密勘』であることに気づいたためか。料紙、薄葉紙、第一、二冊全丁裏打。墨付、第一冊より順に、八三丁、五九丁、六八丁、六八丁、八五丁（但し、第五冊は他に北条氏朝の識語一丁あり）、遊紙、第一冊前一丁、後なし、第二冊以下なし。五冊の分冊は大阪府立中之島図書館蔵本に同じ。字面高さ、約二一・〇糎、注一—二字下げ。毎半葉一〇行書。内題、「古今和歌集抄／序」「注古今集序下」「古今和歌集巻第一（—廿）」。

奥書は大阪府立中之島図書館蔵本に同じであるが、序上下末の奥書を通じて「二年」を全て「弐年」に作り、序上末の弘安五年奥書中「二十五日」を「廿五日」とする。

また、第五冊末尾の『顕註密勘』奥書も同様で、「宣送年序」「以本中二帖ハ」「令彼勘付」等意の通じ難い箇所も一致する。更に「依衛(違朱)例事」と朱訂が施されている。

次いで本文と別筆で、

此抄物全五冊依二雅翁旨談一長伯老改二正之一　　氏朝

とあり、氏朝の署名の下に「平姓?／氏朝」（朱陰刻）の印を捺す。印記、各冊末尾に墨付丁数を書き、第一冊より順に「墨附八拾三枚」「墨附五拾九枚」「墨附六拾八枚」「墨附六拾八枚」「墨附八拾五枚」とし（何れも「墨」を「黒」に誤り朱で「土」を書き加える）、その下に「長／雅」（朱陰刻）の印を捺す。

朱訂正、書入若干あり。

また、本文、氏朝の識語、墨付幾枚の文字の三者は各々別筆である。

末尾の識語の内、「雅翁」は平間長雅、「長伯老」は有賀長伯（寛文元 1661—元文二 1737、七七歳）、「氏朝」は北条氏朝（寛文九 1669—享保二〇 1735、六七歳）である。(43)

本書は大阪府立中之島図書館蔵本と字詰までほぼ一致し、本文も酷似している。平間長雅の手を経たという点で近い関係にあることは疑いない。また、本文にはまま朱訂が加えられているが、有賀長伯の手によるものであろうか後考を俟つ。

東洋文庫蔵（三—F—a—へ—五五）本

〔江戸後期〕写　　五冊

袋綴。鳥の子色地牡丹唐草文様雲母引布目表紙（二七・五×一九・三糎）、左肩淡紅色題簽「古今顕昭抄一（—五）」。分冊は他の平仮名本と同じであり、最終冊は『顕註密勘』である。料紙、楮紙。墨付、第一冊より順に八三丁、五九丁、六八丁、六八丁、八五丁、遊紙、第一冊、前一丁、後なし、第五冊、前なし、後一丁、他冊なし。字面高さ、約二〇・五糎、注約一字下げ。毎半葉一〇行書。内題、「古今和歌集抄／序」「注古今集下」「古今和歌集巻第一（—廿）」。

奥書は序上下末に顕昭、雅有のものがあり、大阪府立中之島図書館蔵本にほぼ同じであるが、序上では、建久二年奥書中「又給」を「又行」に、序下顕昭識語では、「有略」を「省略」とする点のみ異なる。

また巻二十巻末の『顕註密勘』奥書もほぼ同文で誤記等も一致するものがあるが、「承久三年十月十二日」を「承久三年後十月十二日」とし、「中二帖」を「上中二帖」、「衛例」を「違例」と正しく作っている。

更に各冊末尾に順に「墨附八拾三枚」「墨附五拾九枚」「墨附六拾八枚」「墨附六拾八枚」「墨附八拾五枚」と墨付丁数を記し、その下に、鼎に「六喩居士」の朱印を捺す他、帙にも「風観斎」と署名し、その下に印文不明の方形朱印を捺している。つまり本書も平間長雅にかかわる伝本であるが、書写年代からこれも長雅自筆本もしくは旧蔵本とは考え難い。少なくとも、大阪府立中之島図書館蔵本と本書の筆跡は異なっている。

本書は字詰が大阪府立中之島図書館蔵本にほぼ一致する他、字配りも似ているが、本文には若干の異同がある。

脱文箇所についてはほぼ一致するが、43 44は大阪府立中之島図書館蔵本にはないが本書には存する（但し、43の「チリ」二字を欠く）。

また、序注における頭注にも若干の違いがあり、以下のようになっている。

A、頭注。
B、頭注。
C、頭注。
D、なし。
E、本行。一三八頁六行「年七十四、」の次に「裏書曰」として全文あり。
F、本行。但し、「良宗改レ之」と誤る。
G、頭注。系図の系線あり。
H、頭注。系図の系線なし。

このように、本書は、前記大阪府立中之島図書館蔵本、書陵部蔵（二一〇—七〇九）本と近しい関係にありながら、本文的に幾分勝るかと思われ、又、後述するように、後出b(ハ)系統本とも近似している。

以上三本はb(ロ)系統本中で一群をなしている。

祐徳稲荷神社中川文庫蔵（別六）本

〔江戸中期〕写　五冊

目録には「古今教長註」とある。袋綴。表紙破損、後補ボール紙表紙（二七・二×一九・六糎）、左肩金泥雲形文様題簽（元題簽）「古今教長註　一（—五終）」。分冊は他の平仮名本と同じであり、最終冊が『顕註密勘』である。料紙、楮紙。墨付、第一冊より順に、八五丁、五九丁、六八丁、六八丁、八五丁、遊紙、第一、四、五冊なし、第二、三冊共に前なし、後一丁。字面高さ、約二〇・五糎、注約二字下げ。毎半葉一〇行書。内題、「古今和歌集巻第一序」「注古今集序下」「古今和歌集巻第一（—

廿)」。

奥書は序上下末に顕昭、雅有のものがあり、内閣文庫蔵本と比べると、序上では、文治二年、弘安五年奥書中の「廿四日」「廿五日」をそれぞれ「二十四日」「二十五日」とし、序下の顕昭識語では冒頭の「抑」の字を欠き、「清輔朝臣」を「清朝臣」、「疑殆」を「疑」、「賢才尚尓」を「賢才而尓」とし、寿永二年奥書中「注之」を「淫(ママ)也」、文治二年奥書中「廿四日」を「二十四日」、建久二年奥書中「九月五日」を「九月九日」、「差ヽ声」を「差ヽ声了」、弘安五年奥書中「廿七日」を「二十七日」とする。

また巻末に『顕註密勘』の奥書がある。大阪府立中之島図書館本と比べると、「宣(ママ)送」を「空送」、「中二帖」を「上中二帖」、「聊」を「卿」、「衛例」を「違例」、「今」を「之」とする。可否は相半ばするといえる。

印記、各冊巻頭に「中川／文庫」「直郷／之印」の方形朱印を捺す。鹿島鍋島家藩主鍋島直郷旧蔵本。(44)

本書の脱文箇所は次の通りである。

(イ)書陵部蔵(二六六—一二二)本と共通脱文—1～24中、24

7を除く全て(大阪府立中之島図書館蔵本とも共通)

(ロ)右以外で大阪府立中之島図書館蔵本と共通脱文—37～45中、43・44を除く全て

(ハ)右(イ)(ロ)以外の脱文

46、一五〇頁九行「但如此事ニハ其スクレタル事ヲアクル也、六位ヲハ不可書載歟、」

47、一七一頁二行「此哥ハイツレニテタカハス、」

次いで序注における頭注の有無であるが、Fのみ本行、その他は頭注として存している。

東京大学文学部国語研究室蔵(一二C—六四)本　五冊

〔江戸末〕写

目録カードは「古今教長注」とする。袋綴。鼠色表紙(二七・九×一八・九糎)、左肩金銀切箔散題簽「古今教長注　二(—五終)」(第一冊剝落)。分冊は他の平仮名本と同じく、第五冊は『顕註密勘』。料紙、楮紙。墨付、第一冊より順に、九一丁、六六丁、七五丁、七五丁、一〇一丁、遊紙、第二冊前なし、後一丁、その他各冊共前後各一丁。なお、第五冊の裏表紙は欠落している。字面高さ、約二二・〇糎、注約二字下げ。毎半葉九行書。内題、「古今和歌集巻第一序」「注古今集序下」「古今和歌集巻第一(—廿)」。

奥書は祐徳稲荷神社蔵本とほぼ同じであるが、序下末、寿永

二年奥書中、祐徳本の誤れる「泮也」の二字を欠き、『顕註密勘』の慶融奥書中、「之彼勘付」を「今彼勘付」に作る。その他「聊」を「卿」に誤り作る点等全て一致する。

印記、各冊巻頭に「久米氏／水屋記」（久米幹文）の朱印を捺す。

本書は、祐徳稲荷神社本に近似した本文を有しており、毎半葉の行数が一行少ないため、墨付丁数が大きく異なるものの、一行の字詰、字配り等よく似ており、脱文等も一致する。直接の転写ではないまでも、近しい関係にあると思われる。

宮内庁書陵部蔵（五五七—八五）本

〔江戸前期〕写　五冊

袋綴。第一、五冊浅縹色、第二冊鳥の子色、第三、四冊香色表紙（二八・〇×二〇・〇糎）、左肩打付書「古今集古註一（自二至七、自八至十二、自十三至十五、自十六至二十）」。料紙、薄葉紙。墨付、第一冊より順に、八一丁、五九丁、六八丁、六八丁、八六丁（但し、第五冊一オに「古今教長注五終」とあるを含む）、遊紙、各冊共前後各一丁。字面高さ、約二〇・五糎、注約一字下げ。毎半葉一〇行書。内題「古今和歌集巻第一序」「古今和歌集巻第下（ママ）」「古今和歌集巻第一（—廿）」。

奥書は序上下末に顕昭、雅有のものがある。内閣文庫蔵本と比較すると、序上末では、文治二年、弘安五年奥書中の「廿四日」「廿五日」をそれぞれ「二十四日」「二十五日」とし、建久二年奥書中の「又給」を「又行」に誤り、序下末の顕昭識語では、「疑殆」を「疑」、「賢才尚」を「賢才而」とする他、「并」が「再」に、「続」が「読」に、「纔」が「統」に誤られやすい字体で書かれており、これらは後述の三手文庫蔵本に受け継がれている。更に文治二年、弘安五年奥書中の「廿四日」「廿七日」が「二十四日」「二十七日」とされている。

また、第五冊の『顕註密勘』の奥書を大阪府立中之島図書館蔵本と比較すると、承久三年奥書中の「十月十二日」を「後十月十二日」とし、慶融奥書の「宣」を「空」、「中二帖ハ」を「上中二帖ハ」、「衛例」を「違例」、「今彼勘付」を「令彼勘付」とし、概して正しい字句を具えている。

印記、なし。

『顕註密勘』の密勘を改行せず、朱合点で区別するのはやや珍しい。

脱文箇所は他の取合せ本とほとんど同じであるが以下の通りである。

祐徳稲荷神社蔵本の項に掲げた(イ)(ロ)全て、つまり、1～24、37～45中、2 4 7 43 44を除く全てが脱文。但し43の中「チリ」の二字脱。

また、序注における頭注の状態は以下の通りで、これまでの何れの伝本とも一致しない。

A、頭注。
B、なし。
C、頭注。
D、なし。
E、なし。
F、本行。「良宗攷」とする。
G、頭注。系図の系線なし。
H、なし。

本書は、次に述べる三手文庫蔵本、山口県立山口図書館蔵本に校訂が加えられる以前の本文を有している。つまり二本は本書に近い本文を書写し、校訂を加え、書入を施している。

賀茂別雷神社三手文庫蔵（哥―午―一四九）本

宝永三年今井似閑自筆奥書　　五冊

目録には「古今秘抄」（『今井似閑書籍奉納目録』には「古今抄」）とある。袋綴。香色表紙（二七・六×一九・四糎）、中央黄色題簽「古今秘抄　二春下夏秋上下冬賀（三別離羇旅物名恋一、四恋三同四同五、五哀傷雑哥上下雑躰誹諧大哥□）」（第一冊題簽剝落中央打付書「古今秘抄一　春上」）。料紙、薄葉紙。墨付、第一冊より順に、八五丁、六四丁、八〇丁、七四丁、九六丁、遊紙、各冊共前後各一丁。字面高さ、約二〇・〇糎、注約一字下げ。毎半葉一〇行書。内題、「古今和歌集巻第一序」「古今和歌集巻第下。序乎（朱）」「古今和歌集巻第一（―廿）」。

奥書は序上下末に顕昭、雅有のもの、巻二十末に『顕註密勘』のものがあるが、前記書陵部蔵（五五七―八五）本と全く同一である。しかしながら、本書には奥書も含めて全巻に亘って朱の書入がある。そして書入は今井似閑の手になるものかと思われる（本文も似閑筆か否かは未詳）。奥書においても不審箇所に朱の注記及び校訂案が傍書されている。例えば序下末の顕昭の識語中字体が不分明で意のとり難い部分に「再。読乎（朱）」、「読」と注記し、「纔」を「統」のように書き、右傍に「本ノマヽ」と朱注する。また『顕註密勘』奥書では「八府」の「府」の右傍に「座」と朱注し、二番目の「承久三年」奥書の右肩に「以下无」の朱注、「雖披見」の「雖」の下に○印を加え「令歟」と朱の補入の傍書、「土代」を朱で見せ消ちし、「上代」に改めている。

これらは何れも校訂案を書き入れたもので、「土代―上代」のようにさかしらに陥ったものもある。

本書の奥書は字体が崩れ、誤読を引き起こす点まで書陵部蔵（五五七―八五）本にそっくりであり、両者がかなり近い関係にあることをうかがわせる。

更に巻末に貼紙し、今井似閑の長文の自筆奥書が存する。

此古今秘抄五巻は肥州佐賀御城主の本をもて／書写し令校早、外題傍字に教長卿註と記／せり、倩全篇をみるに此書は太秦顕昭教長／卿の註又は清輔朝臣の説をもて人の為に述作／せられけるとみえたり、序は別に註しおかれ／けるを後人附会せるにや文法一同せさる事／まゝあり、しかるに第五巻哀傷部よりは紛／失しけるにや顕註密勘をもて補へり、より／て予か校本をもて一校早、然は此書をもて／定家卿密勘をくはへ給へるにやとおもへと密／勘に註せる哥或は在あり、無あり、おもふに顕」昭此註をあらはしける後繁多なれは諸説を／混ししけきをかり要をとりて古今秘註をあら／はしけるなるへし、序奥書云寿永二年（安徳天皇二年朱）極月中／旬顕昭注之、又文治二年云云、依重仰差声／加点早云云、被応貴家之望歟、然るに密勘／の奥書を考るに承久三年（順徳院九年朱）云云八座沈老とあ／るは定家卿歟、寿永二年は承久三年に前たつ／事三十七年也、然は此間に顕註を篇集せられける／に定家卿み給ひて密勘をくはへ給へるは当集とは／別なるへし、今童蒙の惑ひをとかん為に筆をそむ／る事しかり

于時宝永三丙戌七月　　洛東隠士見牛

「洛東隠士見牛」は今井似閑である。なお、似閑が本書を「肥州佐賀御城主の本をもて書写し」たとしている点であるが、既述の祐徳稲荷神社中川文庫蔵本が、肥前鹿島藩主鍋島直郷旧蔵本であることから、この本を指しているようにも思えるが、先に述べたように、三手文庫蔵本の本文が近似するのは書陵部蔵（五五七―八五）本であり、祐徳本とは同系統本には違いないが、序注の内題の書き方、序注の頭注の扱い、脱文箇所に違いが認められ、祐徳本は三手文庫蔵本の底本ではありえない。また、書写年代も祐徳本の方が下る印象がある。

印記、各冊巻頭に「賀茂三手文庫」（陰刻）「上鴨奉納」（瓢形）「今井／似閑」の各朱印を捺す。

本書の脱文箇所、序注における頭注の扱いは悉く前記書陵部蔵本に一致する。

山口県立山口図書館蔵（七五）本

写　　五冊

原本未見。国文学研究資料館蔵の紙焼写真による。なお、本書の書誌については前記川平氏論文に解題がある。

袋綴。表紙左肩題簽「古今秘抄一（一五）」。見返しに子持枠題簽を貼紙し、「古今秘抄（大黒屋本）一―五（長藩明倫館の今井似閑本）」と比較的近時の墨書。墨付、第一冊より順に、八六丁、六二丁、七三丁、七一丁、一〇四丁。注約一字下げ。毎半葉一〇行書。内題、「古今和歌集巻第一序」「古今和歌集巻第下。」「古今和歌巻第一」「古今和歌集巻第二（一廿）」。

以下本文、奥書、書入に至るまで一致する。また各冊末に「校合畢」「校合了」と書入（朱カ）がある。

本書は明らかに三手文庫蔵本の転写本で、奥書の筆跡も、写真による限りでも似閑筆とは認められないので、詳細は省略する。

(ハ)

この類は、(ロ)の『顕註密勘』取り合せ本の『顕註密勘』部分を削除し、Ⅱa片仮名本で補塡したものである。その際、他の部分においても片仮名本との校合が行なわれ、脱文の補入等がされている。この作業は彰考館でなされたと思われる。

彰考館蔵（巳二―六七八九）本

存序注　　一冊

〔江戸前期〕写

袋綴。香色表紙（二九・二×二〇・九糎）、左肩題簽「古今顕昭抄序」。料紙、斐楮交漉紙。墨付、五四丁、遊紙、なし。字面高さ、約二三・二糎、注約一字下げ。毎半葉一一行書。内題、「古今和歌集抄／序」「注古今集序下」。

奥書、

（序上末）

本曰　　顕昭

寿永二年十二月注二進之一

文治二年正月廿四日重賜レ之指レ声加レ点了　　顕昭

建久二年九月三日又行委加（給）レ点差（声）。

（一行空白）

弘安五年正月二十五日一校了　　侍従雅有

（序下末）

抑古今序者和哥之肝心也、是故四条悪相（亜）／粗以注之、其後相公禅門（并）再清輔朝臣等続又／注之、然而皆以省略猶残疑（殆）。賢才尚（朱）而尓、浅慮定（慮宜）」及手、纔載二管見之所レ勘、慙備二竹園之高覧一、

雖レ／非二秘蔵一莫レ出二禅第一矣

寿永二年極月中旬　顕昭注レ之

文治二年正月二十四日依二重仰一差レ声加レ点早

建久二年九月五日重下賜加レ点差レ声　顕昭

（一行空白）

弘安五年正月二十七日一校了　侍従雅有

印記、なし。

朱（稀に藍）で校合訂正、返点を付す。

彰考館蔵（巳二―六七九〇～六七九三）本

欠序注

〔江戸前期〕写・元禄一一年校合奥書　四冊

袋綴。香色表紙（二九・三×二一・一糎）、左肩子持枠題簽「今（ママ）古顕昭抄自一（自七至六）（至十二）」（第一、二冊）、左肩題簽（近時後補）「古今顕昭鈔十三之十五」（第三冊）、左肩打付書「古今顕昭抄第十六至第二十」（第四冊）。第四冊は『顕註密勘』である。料紙、斐楮交漉紙。墨付、第一冊より順に、六四丁、七六丁、六二丁、七七丁、遊紙、なし。字面高さ、約二三・三糎、注約一字下げ。毎半葉一一行書。但し、巻九途中より巻十終りまで八行（別筆）。内題、「古今和歌集巻第一（―廿）」。

奥書、

（巻十末）

本云　文治元年十月廿日注二進之一重賜差レ声　顕昭

建久二年三月九日奉レ授二禅定大王一畢　顕昭

弘安五年二月九日一授（ママ）畢　侍従雅有

（巻十二末）

本云　文治元年十月廿六日註二進之一／重賜差レ声　顕昭

建久二年三月十一日奉レ校（授（藍））二／禅定大王一畢　顕昭

弘安五年二月十三日一校畢　侍従雅有

（巻二十『顕註密勘』末）

承久三年三月廿八日雨中注二付之一　八府沈老在判

承久三年後十月十二日書二写之一　藤原在判

此草子先年於二嵯峨中院一雖二披見一不レ能二書写一、空送二年」序一、不慮以本上中二帖ハ自染レ筆早、下帖聊依二／違例事一以二他本（ママ）一終レ功早、土代雖レ為二他抄物一令二／彼勘付一又当家秘口伝也、故秘蔵者也」

（終丁オ）

古今顕昭抄二十巻貞享戊辰春借二塙／宗悦所蔵本一写レ之、
但第七巻至二第十二／巻一嘗所下得二身延山蔵本一写ヒ之、与二
宗悦本一／讐校焉

彰考館識

元禄戊寅之秋得二里村昌億本一与レ此比校、此本稍略／因入二副
本一　板矩(45)

印記、なし。

朱の読点、校合、書入あり。その他稀に藍校合あり。巻五及び第二冊（巻七―十二）のみ朱声点を付す。

また、平仮名本であるにもかかわらず、片仮名書の頭注が存し、第一、三、四冊は朱で第二冊は墨で記入されている。

彰考館蔵（巳二―六七九四）本

存巻十六―二十　一冊

元禄一一年写

袋綴。香色表紙（二九・〇×二〇・八糎）、左肩題簽剝落跡打付書「古今顕昭鈔十六之二十」。料紙、斐楮交漉紙。墨付、六四丁、遊紙、なし。字面高さ、約二二・〇糎（頭注を除く）、注約二字下げ。毎半葉一一行書。内題、「古今和歌集巻第十六（―廿）」。

奥書、

（巻十六末）

文治元年十一月四日注二進之一（本云）　顕昭

建久二年八月十一日奉レ授二禅定大王一了（重賜差レ声）（ママ）

弘安五年二月十九日一校了　侍従雅有

（巻十八末）

本云

文治元年十一月九日注二進之一（重賜差レ声）　顕昭

建久二年八月廿日校（ママ）禅定大王了（朱）　顕昭

弘安五年二月廿三日一校了（朱）　侍従雅有

（巻二十末）

文治元年十一月十七日古今一部依二梁園教命一勘注／了、大略釈二奥義外歌一、先レ是宰相入道（俗名教長法名観蓮）被二注献一／賜二件本一加二披閲一紀（ママ）邪正、仍多引二載彼抄一而已

重賜二全部一差レ声　顕昭

（一行空白）

弘安五年二月二十六日一校了　侍従雅有」

古今顕昭抄二十巻貞享戊辰春借二塙／宗悦所蔵本一写レ之、

但第七巻至二第十二／巻一嘗所下得二身延山蔵本一写ヲ之、与二宗悦／本一讐校焉

彰考館識」

元禄戊寅之夏借二里村昌億所蔵本一校正之、／且第十六巻至二第二十巻一以二昌億本一写焉、旧／本別存レ之

印記、なし。

朱読点、補訂あり。

本書は片仮名交りであるが、古今集の詞書作者は平仮名交りとする。頭注を有し、本文は明らかにa片仮名本であるが、声点は付されていない。

さて、以上三部は一応別々の書となっているが、ほぼ同装であり、内容的に密接な関係を有する。しかもこの三書は彰考館で行なわれた校合作業の結果作られた校訂本である。その形成過程はやや複雑なため、最初に結論を箇条書きにし、その後に考察を掲げることとする。

i、底本（塙宗悦所蔵本）はⅡ良宗加注本b平仮名本(ロ)頭註密勘取合せ本で、その中では東洋文庫蔵本に最も近い。

ii、しかしながら、巻七―十二は身延山蔵本が既に書写してあったため、それを底本とした。この身延山蔵本の表記が彰考館蔵本巻七―十二に見られるように平仮名交り文であったか、それとも片仮名交り文であったかは不明であるが、本文の性格はⅡa片仮名本である。但し、現行の片仮名本より若干頭注、傍注の少ないものであった。

iii、次いで里村昌億所蔵本で右の本に朱で校合を加えた。里村昌億本は片仮名本であるが、身延山蔵本とはやや異なり、又現行の片仮名本と比べても頭注のやや少ない本であった。その際、頭注は片仮名交りのまま、脱文の補入は平仮名交りとして朱で記入したが、声点は記入しなかった（昌億本に声点があったか否かは不明）。

iv、右の校合以外の校訂案は藍で記入した。

v、巻十六―二十は『頭註密勘』なので、里村昌億本との校合は不可能ゆえ、里村昌億本の巻十六―二十を書写して別に一冊とした。

iについて。

彰考館蔵（巳二―六七八九、以下A本と称す）（巳二―六七九〇～六七九三、以下B本と称す）（巳二―六七九四、以下C本と称す）の三本は、現在の目録カードでは、A本とBC二本

の二部として登録されているが、ほとんど同装訂であり、寧ろ二部に分けるのであれば、AB二本を併せて一部とし、その巻十六―二十の『顕註密勘』部分に当る顕昭『古今集注』を書写した補充本であるC本を別とする方が適当かもしれない。しかしながら後述する本書の転写本系統に属する諸本は、B本の巻一―十五にC本を併せた形で書写され、序注であるA本は書写されていないので、一応ABC三本は別々にして検討を加えることとする。

さて、A本がb平仮名本であり、B本との関係も一応考慮に入れれば(ロ)顕註密勘取合せ本であろうことは想像がつくが、更に(ロ)の中でも本文に多少の異同があるので、そのどの伝本に近いかを考察しなければならない。

まず、内題が「古今和歌集抄／序」「注古今集序下」とあることから、大阪府立中之島図書館蔵本、書陵部蔵（二一〇―七〇九）本、東洋文庫蔵本の三本、つまり平間長雅に何らかのかかわりのある伝本に近いことがわかる。

また、脱文箇所が1～5の内135の三箇所で、46が存する所は先の三本に一致している。なお、脱文箇所の内13は朱で補入されているが、これは次に述べるように片仮名本との校合によるもので本来はなかったものと思われる（5が補入されていないのは見落しのためかどうか不明）。

次に頭注の扱いは以下のようである。

A、頭注。

B、頭注。

C、頭注。

D、なし。

E、本行。一三八頁六行「年七十四、」の次に「裏書云」として全文あり。

F、本行。「良宗改之」と誤る。その右傍に「此分細字頭書」と朱注し、又、系図中の人名注記に朱書のものがあるのは何れも片仮名本との校合である。

G、なし。

H、頭注。但し、系線が朱であるのは片仮名本によったもので、本来系線は無かったと思われる。

以上の頭注の扱いは本書がGの系図を欠く他は東洋文庫蔵本に一致し、殊にEを「裏書云」として、本行に全文存するのは東洋文庫蔵本のみである。

また、奥書においても序下末の顕昭識語中、「浅慮」を「浅

盧」と誤る点等、東洋文庫蔵本との一致が認められる。

以上の点から見て、A本の底本は東洋文庫蔵本の序注部分に近い本文を有していたと考えられる。

次いでB本について考える。脱文箇所はつぎの通りである。

(イ)書陵部蔵（二六六―一二二）本の脱文箇所6～13（以上巻一―六）19～24（以上巻十三―十五）の中、7を除く全て。[46]

(ロ)大阪府立図書館蔵本の項に挙げた脱文箇所37～40（以上巻一―六）43～45（以上巻十三―十五）の中、43 44を除く全て。

(ハ)校合による朱書で補われたB本固有の脱文箇所

48、一九一頁三行「はちすの露を見てよめる」

49、二〇六頁七行「或人云、たむくとは掌を合て神に物を献する也、」

以上二箇所は東洋文庫蔵本等他の諸本には存し、本書のみの脱文箇所である。[47]

一方、巻二十末の『顕註密勘』の奥書については、慶融識語中、「以二他筆一」を「以二他本一」に誤る異同もあるが、「承久三年後十月十二日」と「後」を有する点等やはり東洋文庫蔵本に一致する所が多い。

以上勘案すると、小異はあるが、B本の底本もA本と同じく東洋文庫蔵本に近い本文を有することは疑いなく、結局、彰考館蔵本に言う「塙宗悦所蔵本」は現存の伝本中では東洋文庫蔵本に最も近い本文を有するものであったといえる。勿論、東洋文庫蔵本の書写年代は寧ろ彰考館蔵本より下るかと思われるのであるから、直接の関係を想定している訳ではない。

ii について。

B本の奥書によれば、巻七―十二の一冊はあらかじめ書写してあった身延山蔵本を用いたということである。B本は巻七―十二も他の巻と同じく平仮名交り文で書かれているが、本文の性格は明らかに片仮名本である。つまり巻七―十二における平仮名本特有の脱文箇所（14～18、41 42）の本文を初めから有している他、[48] 他の巻では朱書されていて片仮名本との校合により書き入れられたと見られる頭注が、この一冊に限り墨書（片仮名交り文）であり、初めから具っていたと思われるからである。またこの一冊にのみ朱声点が付されており（他に巻五にのみある理由は不明）、片仮名本との校合書入れは声点にまでは及ばなかったらしく思えることを考え合せると、[49] この声点は身延山蔵本に付されていたものと見るべきであろう。

このように巻七―十二の底本である身延山蔵本は片仮名本系

の本文を有しているが、その一方、現行の片仮名本である内閣文庫蔵本とは若干の異同もある。

その異同は頭注及び傍注が若干少ないことで、先に述べたように、B本の巻七―十二は頭注は墨書されているのが原則であるが、一部に朱書のものがあり、これらは身延山蔵本にもともとあったものではなく、里村昌億所蔵本との校合により補われたと考えられる。また傍注も朱書されたものが多く、その中、内閣文庫蔵片仮名本で墨書のものは補入の可能性が高い。その頭注と傍注の主なものは以下の通りである。今回は頁数は日本歌学大系によるが、引用はB本の朱書による。

頭注

二一九頁一四行「母ノ乳百八十斛ヲ飲コトハ心地観経ニ見タリ、」(但し、B本は初めこの注を内閣文庫蔵本とほぼ同じ位置に墨頭注しており、それを朱で抹消し、二一九頁四行目「もゝさかに」の歌の頭に移動している。従って身延山蔵本は、内閣文庫蔵本とほぼ同じ位置にこの頭注を有しており、異同はなかったと見られる)

二二九頁一一行「小野篁事」(この注本来内閣文庫蔵本では「帝王系図云」の頭注)

二三一頁一〇行「カイツハタハ垣本ヲカイ本ト云カ如シ、然共哥ニモイツ、ナレニシトハヨマス、」(日本歌学大系本は〔傍注〕とあるが、内閣文庫蔵本頭注)

傍注

二二〇頁二行「カ貞嘉トモニ」

二二六頁一行「旋頭哥」(「也」なし)

二二九頁一〇行「我頭ト負タル児ノ頭ト二ナリ、鳥ノ頭ハ羅ニカ、リタル鳥ノ頭ノ七十八アリケル也、」

二三〇頁三行「ミカノハラフタイノ、ヘニ昔京アリ、久迩ノ京ト号ス、」

二三八頁一八行「ヲクラヤマ両本ニハアリ、」

これらの朱書全てが身延山蔵本に欠けていたとは断定出来ないが、内閣文庫蔵本と比べて、頭注、傍注がやや少なかったらしいことはうかがわれる。

iii iv vについて。

奥書に見える里村昌億所蔵本については、巻十六―二十がB本の巻十六―廿の『顕註密勘』に替わるものとしてC本として残されているためかなり推測できる。この本は身延山蔵本にも増して内閣文庫蔵本との異同が大きい。つまり、頭注が少ない

こと、僅か一箇所であるが、平仮名本（京大本、書陵部本）と一致する脱文が存すること、古今集の詞書、作者を平仮名交りで書くこと、声点がないことである。

頭注では以下のものが存在しない。

三二四頁五行「良宗案、人康親王……法名法性、」

同頁六行「四宮河原ト名クルコトハ山科ニ四宮御坐スル故也、」

同頁七―九行「裏書云、素性カ血涙哥……可付古今説歟、」

三二七頁一八行―三二八頁二行「良宗案、贈正一位左大臣源融……転経薦之云、」

三二九頁一行「押紙云、已下重可沙汰、古今目録仲実作也、」

（内閣文庫蔵本朱書）

三三〇頁二―五行「裏書云、閑院女五ノミコトハ……一ニ閑院トイフヘキ故ナシ、」

三四九頁二―三行「古今ニハ三人叟ノヨメルト云リ、……ヨメルト云ハ無謂歟、」

三五〇頁一二行「或本ニハ神現シタマヒテトモカケリ、或ケイトアリ、現ヲ仮名ニケイシタマヒテナトカケル也、」

三六三頁一七行「クハレルハ……クワヘルト云フ本モアリ、」

三六六頁一六―一七行「古今ニ読人不知ト云歌多在猿丸大夫集ナリ、……公任ノ卅六人カ撰ニ猿丸大夫ヲ載タリ、」

これを見ると欠けている頭注が相当に多く、単なる書落しとも思えない。また、朱で校合がされている巻一―十五においても朱の頭注が内閣文庫蔵本より少ない箇所がある。但しこの場合は校合の見落としということもあるので、今は考慮外とする。更に平仮名本特有の脱文箇所26（三三三頁一七行）が欠けており、本文的にも若干平仮名本と一致する箇所がある。いずれにしろ里村昌億所蔵本が片仮名本中で、特異な本であるのは確かである。しかしながら、一方では、里村昌億所蔵本は内閣文庫蔵本と別系統の片仮名本ではないと思われる節がある。

まず第一に本文を校合してみると、頭注に大きな出入りがあるにもかかわらず、異同が少なく、別系統の本文を持っているとは思えないことである。但し、次の五箇所は書き落として同筆の朱で補入している（他に数字程度の朱補入が若干ある）。この補入が奥書にあらわれていない更なる一本との校合によるとも考えられるが、そのような根拠も特にないので、見直しによる補入と解すれば、本文の異同は極めて小さいことになる。

三二九頁九―一〇行「トモ申セハ其方ニテ閑院ノ五ノミコト申サンコトモ便アリ、広井王ハ閑院」

三三四頁二―三行「草モミナ乍ラ哀レト思フトヨメリ、顕昭云、紫ノ一本故トハ紫ハ武蔵野」

三四〇頁七―八行「カウモイヒトモカキカウモカクコトニコソ、又ミワ酒トモ、又ムマサケヲミワノハフリナトモツ、ケタリ、」（この部分「又ミワ酒トモ」が他の諸本にはない）

三四五頁一三―一四行「或人云、古カラ小野ハ古キ野也、所名ニアラス、モトカシハ、モト柏末カシハトテモトニアル柏ヲモトカシハト云ナリ、」

三五一頁一―二行目「昔太上天皇住吉ニ行幸シ給シニト書リ、或本ニハ」

第二に、頭注の中に内閣文庫蔵本のような字配りを前提としないとありえない誤写が認められることである。

巻十六冒頭の頭注「裏書云」（三二三頁一一―一三行）は内閣文庫蔵本では、見開きの右頁の右端より始まり、「太政大臣久紀之後」（ママ）でノドに至り、左頁は「忠仁公補／レ之、其後相継」より始っている。一方、本行は、三二三頁九行「天智天皇十年正月」で改丁し、左頁は「大友皇子」より始まり、その「大友皇子」の右に「天智天皇第五王子持統元明両帝弟」の傍注がある。

ところが、彰考館蔵本では頭注の中途にこの傍注がまぎれ込んでおり、「裏書云」に始まり、「久紀之後忠仁公補」（ママ）の次に「天智天皇第五皇子持統元明両帝第」（ママ）が纔入し、その次に「々其」（ママ）後相継」と続いている。これは、内閣文庫蔵本のような頭注と傍注の形式で、しかも、「大友皇子」の字句が行の頭に来ていない限り起こりえない誤りである。また、その誤りを起こすには、内閣文庫蔵本の頭注と本行の位置関係が正にそのままでないとならず、一行ずれても纔入箇所に違いを生ずることになる。また「大友皇子」の字句は必ずしも左頁第一行でなくとも行の冒頭でさえあれば、このような誤りが生ずる可能性があるが、内閣文庫蔵本のように、そこで改丁している場合の方がはるかに錯誤を引き起こしやすいのも事実である。

従って、彰考館蔵本は内閣文庫蔵本と酷似した字配りの本に発しているといえる。

このように考えると、彰考館蔵本は内閣文庫蔵本と近しい関係の本より発し、誤脱、改変が加わったものと考えられる。

なお、C本には声点が付されていない。これは里村昌億所蔵本に声点が省略されていたためではないかと思われる。従って、B本も巻七―十二を除いて声点は加えられていない（巻五にの

み存するのは不審である)。

また、全般に朱に比べてはるかに少ない藍の書入が存するが、これは校訂案と考えられる。

以上、説明が煩雑になったが、彰考館蔵本は取合せて書写されている上に、別系統本を校合書入しており、典型的な混態本である。

そして、このような伝本が更に転写されると、往々にして、傍書の校合や校訂案が無原則に本行化し、系統不明の異本を生ずる結果となりやすい。このような伝本を取り扱うには十分な注意が必要である。

国文学研究資料館初雁文庫蔵(一二一—八〇)本

〔江戸末〕写　五冊

袋綴。焦茶色表紙(二三・五×一六・六糎)、左肩鳥の子色金切箔散題簽「古今顕昭注　一(—五)」(二と三を誤り、藍にて訂正、以下訂正した冊数による)。料紙、薄葉(全丁裏打修補)。墨付、第一冊より順に、四三丁(終丁裏表紙見返貼付)、五四丁、五七丁、四九丁、六〇丁、遊紙なし。字面高さ、約一八・七糎(頭注を除く)、注約二字下げ。毎半葉一二行書。内題、「古今和歌集抄/序」「注古今集序下」「古今和歌集巻第一(—廿)」。第一—四冊平仮名交、第五冊片仮名交。

奥書は彰考館蔵本に同じ。但し、以下のような字句の異同がある。

(序上末)建久二年奥書で、彰考館蔵本に藍で補入している「声」を本行化している。

(序下末)全て朱と藍の傍記、補入に従い、「悪」を「亜」、「再」を「并」、「疑」を「疑殆」、「而」を「尚」、「浅盧定」を「浅慮宜」、「手」を「乎」に改めている。

(巻十二末)建久二年奥書で、彰考館蔵本の藍の傍書に従い、「校」を「授」に改める。

(巻二十末)彰考館の識語の冒頭の「古今顕昭抄」の「顕」の字虫損。

印記、各冊見返しに「下総崎房/秋葉/孫兵衛/蔵書」、巻頭に「秋葉/義之/之印」「崎房/文庫」「西下/蔵書」の朱印。

本書は彰考館蔵本のA本、B本の巻一—十五、C本を転写、合して一本としたものである。但し、彰考館蔵本の朱墨藍の別や校合を忠実に転写したものではなく、朱、藍の書入れに従って本文を改めたり、片仮名本との校合によって補われた朱の書入れを墨でそのまま本行化したりしている。従って脱文箇所も

著しく少なくなり、墨の頭注も全巻に亘って存する他、本文も片仮名本に近くなり、全くの混態本となっている。但し、第三冊（巻七―十二）に限り、朱墨の別を残し、朱合点、声点も有する（巻五には声点はない）。

なお、頭注には新しいものが多少混じており、一二六頁一五行「或書」に頭注して「元雄云、こゝに或書といへるはたしかにはしりかたけれと歌謡を注したる処の文体明弁に見えたり」とある。「元雄」はあるいは小林歌城（安永七年1778―文久二年1862二月八日、八五歳）か。

宮内庁書陵部蔵（三五一―四五九）本

欠序注

〔江戸末〕写　　四冊

袋綴。淡茶色表紙（二六・五×一八・一糎）、左肩題簽「頭昭古今集註　二（―四）」（第一冊題簽剝落）。料紙、斐楮交漉紙。墨付、第一冊より順に、六四丁、七六丁、六二丁、六四丁、遊紙、なし。字面高さ、約二三・〇糎、注一字下げ。毎半葉一一行書。但し、巻九途中より巻十終りまで八行。内題、「古今和歌集巻第一（―廿）」。

奥書は初雁文庫蔵本（巻一―廿）に全く同じ。つまり、彰考館蔵本の藍に従い字句を改めている。

印記、第一―三冊巻頭、第四冊巻末に「靖斎／図書」（谷森善臣）の朱印。

本書は彰考館蔵本B本の巻一―十五とC本とを字詰まで忠実に転写し、組み合わせて一本としたものである。但し、頭注、傍注、声点は一切書写せず、脱文補入も原則として転写せず、第三冊（巻十三―十五）、第四冊（巻十六―廿）のみ補入に従って本行化し、字を詰めて前後を調整している。

本書が、彰考館蔵本の校合作業途上に転写された一本に発するのか、現行の彰考館蔵本を省略して書写した伝本なのかは明らかではないが、可能性としては後者の方が高く、将来頭注、傍注、補入等を書き入れるつもりがそのままになったのではなかろうか。とにかく、本書は彰考館蔵本の転写本であろうかと思われる。

国立公文書館内閣文庫蔵（二〇〇―五六）本

欠序注

〔江戸後期〕写　　四冊

袋綴。香色布目表紙（二九・五×二〇・七糎）、左肩題簽「古今集頭昭注　一（―四止）」。料紙、楮紙。墨付、第一冊より順

に、六四丁、七六丁、六一丁、六四丁、遊紙、なし。字面高さ、約二三・五糎、注約一字下げ。毎半葉一一行書。但し、巻九途中より巻十終りまで八行。内題、「古今和歌集巻第一（―廿）」。

奥書は初雁文庫蔵本、書陵部蔵（三五一―四五九）本に全く同じ。

印記、各冊巻頭に「浅草文庫」「和学講談所」の朱印。

本書は、彰考館蔵B本の巻一―十五にC本を組み合わせた形態で、序注は存しない。また、字詰まで一致するが、頭注、傍注、声点等は省略されている。[50] また、彰考館蔵本に片仮名本との校合で朱書されている脱文補入は、墨でそのままの形で存在している。

以上の点から、本書は彰考館蔵本の転写本で、注記の一部を省略したものと考えたいのであるが、実は一概にそうとは言えない点が存する。

それは脱文箇所を比較すると、彰考館蔵本では脱文のままであるのに、内閣文庫蔵本では補入されている箇所がただ一箇所ではあるが、存在しているからである。それは21の箇所である。この箇所は彰考館蔵本の転写本と思われる初雁文庫蔵本、書陵部蔵本では脱文のままであることを考えると本書のみ何故異っているのか理解に苦しむ。しいてその原因を想定すれば、彰考館蔵本はかなり複雑な成立をしており、何段階にも亘って、書写校合が行なわれているので、現行の彰考館蔵本とほぼ同一の本文を有する副本がかつて存在していたのではなかろうか。内閣文庫蔵本はもしかすると、その副本からの転写本かもしれない。但し、頭注、傍注、声点の省略は内閣文庫蔵本書写の際と考えるべきかと思われる。なぜなら、現行の彰考館蔵本より脱文補入が丁寧に行なわれている本に、頭注、傍注、声点が全く書き入れられていないということは考え難いからである。

以上、本書が現行の彰考館蔵本からの直接の転写本とは考え難いことを指摘し、その成立については後考を俟つ。

c、伴信友校訂本

この類は、伴信友が数本を取合せて書写し、それに校合と校訂を加えたもので、その大部分が、既述のa片仮名本、b平仮名本の何れかに還元出来るのであるから、別に一類を設けるに及ばないようなものであるが、その成立はかなり複雑であるので、便宜、諸系統本の末尾に置くこととしたのである。

小浜市立図書館蔵（伴一二一）本

伴信友令写・一部信友筆　　四冊

袋綴。茶色表紙（二七・二×一九・六糎）、左肩題簽「古今顕昭注序一二三」。料紙、楮紙。墨付、第一冊より順に、一（四五六七八九十）、二、（十一十二十三十四）、三、（十五十六十七十八十九廿）、四止）。第一冊前一丁、後なし、第二、三冊なし、第四冊前なし、後一丁。字面高さ、序注、約二二・七糎、注一字下げ、歌注、約二四・〇糎、注約三字下げ。行数、序、巻十一、十二、十七―二十は毎半葉一一行書、巻一―十、十三―十七初一丁は一二行書。内題、「古今集序注　法橋顕昭」「注古今集序下」「古今和哥（歌）集巻第一（―二十）」。全巻片仮名交り文、但し、巻十七―二十の詞書、作者名のみ平仮名交り。

（奥書は従来掲げたものと大同小異であるが、説明の都合上、改めて全て掲げる。

（序上末）

寿永二年十二月注進之　　顕昭

文治二年正月廿四日重賜之、指声加点了

建久二年九月九日又賜委加点差声訖　　顕昭

弘安五年正月廿五日一校了　　侍従雅有

（序下末）

抑古今序者和歌之肝心也、是故四条亜相粗以注之、其後相公禅門并清／輔朝臣等続又注之、然而皆以省略猶残疑殆（ナシ朱）、賢才尚尓、浅慮定及乎（于朱）、纔載／管見之所勘（愍朱）恐備竹園之高覧、雖非秘蔵莫出禅第矣

寿永二年極月中旬　　（「之」一字朱）顕昭注之

文治二年正月廿四日依重仰差声加点了

建久二年九月五日重下賜加点差声訖　　顕昭」

弘安五年正月廿七日一校了　　侍従雅有

（以下信友朱筆、やや小字）

一本奥云

此本以帰雲院住僧堅蔵主之本書之、使僧土岐東息也、仍／一流之本令相続之条廻調法馳筆了（節訖（信友褐色筆））。最可証本矣

天文七歳四月十四日　　拾遺卜部（花押似書）

（以下信友褐色筆、小字）

群書類従所収同一本較這本頗有誤、一校了　　伴信友

（巻第三末）

本云文治元年十月八日　　注進

重賜差声（声（朱デ書キ改メル））　　顕昭

建久二年三月六日　奉授禅定　　大王了

弘安四年十一月十二日書了　　顕昭

弘安五年二月五日　一校了／　侍従雅有

（巻第六末）

本云文治元年十月十五日注進之

重賜差声

建久二年三月七日　奉授

禅定大王了

弘安四年十一月六日　書早　顕昭

弘安五年二月一日　一校了／　侍従雅有

（巻第十末）

本云

文治元年十月廿日注進之、重賜差声／　顕昭

建久二年三月九日奉授禅定大王畢／　顕昭

弘安五年二月九日一授畢（校朱）／　侍従雅有

（巻第十四末）

本云

文治元年十月卅日注進之、重賜差声　顕昭

建久二年八月十日奉授禅定大王了　顕昭

弘安五年二月十六日一校了（弘朱）　侍従雅有

（巻第十六末）

本云

文治元年十一月四日注進之

重賜差声　顕昭

建久二年八月十一日奉授禅定大王了／　顕昭

弘安五年二月十九日一校了／　侍従雅有

（巻第十八末）

本云

文治元年十一月九日注進之、重賜差声　顕昭

建久二年八月廿日授（朱）校禅定大王了　顕昭

弘安五年二月十三日一校了　侍従雅有

（巻第二十末）

文治元年十一月十七日古今一部依二梁園教命一勘二注／了、

大略釈二奥一義ノ外ノ歌一、先レ是宰相入道俗名教長法名観蓮被二注献一、／賜二

件本一加二披閲一紀二邪正一仍多引二載彼抄一而已（乱朱、信友筆カ）

重賜二全部一差レ声　顕昭

（以上、返点、送仮名褐色筆、読点稿者、以下同じ）

弘安五年二月二十六日一校了　侍従雅有

（以下括弧内「侍従雅有」の左、信友筆小字朱注）

（信友勘雅有卿飛鳥井家系云／参議。雅経卿孫教定卿男歴／

侍従至参議民部卿正二位正／安三年正月十一日薨六十一」）

古今顕昭抄二十巻貞享戊辰春借二塙／宗悦所レ蔵本一写之、

但第七巻至二第十二／巻一嘗所下得二身延山蔵本一写レ之、与二

宗悦／本一讐校焉」

元禄戊寅之夏借里村昌億所蔵本校正之、／且第十六巻至第

二十巻以昌億本写焉、旧／本別存之

印記、各冊巻頭「古川／所蔵」[51]（朱印）、第一冊巻頭「身後俟

代／我珍蔵人／伴信友記」（朱陰刻）。

巻十七―二十を除く全巻に朱声点（但し、序注は極く僅少）、全巻に朱及び褐色の書入を存する。また、巻一―十、十三―十六に頭注がある。

本書は、伴信友、酒井家旧蔵本で、早く『大日本歌書綜覧』補遺一三頁に「古今題昭註　写四巻　酒井伯爵家に伴信友の旧蔵本あり。」と見えており、注（51）に挙げた『酒井家文庫綜合目録』に解題がある。それによれば、外題並びに第三冊初め二六丁（巻十一、十二の全て）が伴信友筆である。他に朱の書入れの半ば、褐色の書入れの全てが信友筆かと思われる。

大東急記念文庫蔵（四一―八―二九九七）本

欠序注　　四冊

天保一一年田沢周任写

袋綴。茶色刷毛引表紙（二三・一×一六・三糎）、左肩単郭題簽「古今顕昭註（第二冊のみ「注」）自一至六（自七至十二、自十三至十六、自十七至廿）一（―四）」。料紙、楮紙。墨付、第一冊より順に、六三丁、六六丁、七一丁、六二丁、遊紙、各冊共なし。字面高さ、約一八・〇糎（頭注を除く）、注約三字下げ。毎半葉一〇行書。内題、「古今和哥（歌）集巻第一（―二十）」。全巻片仮名交り文、但し、巻十七―二十の詞書、作者名のみ平仮名交り。

奥書は小浜市立図書館蔵本と同一であるが、朱訂に従って字句を改めている他、飛鳥井雅有の信友朱注の中「参議」を二箇所とも「参儀」としている。また、巻第二十巻末の元禄戊寅奥書の後に、次に掲げる伴信友の長文の識語と田沢周任の書写奥書がある。

古今和歌集顕昭法橋注旧本以二片仮字一者、零本希存、予多年／探索所レ得序注二巻以二一秘府本一写レ之、以二塙保己一一本一校レ之、歌注／第一至二第十一第十三至二第十六一以二小山田与清所蔵古写本一写レ／之、以二一欠損本一校レ之、又第十六以二或人秘蔵本一校レ之、第十一第／十二以二同前秘府本一写レ之、第十

七至二第二十一以二同前或人秘蔵／本一写レ之、於是凡二十巻完璧焉、然転写之謬諸本不レ一、現行本／改二片仮字一為二草仮字一者、比二校本編一或得二其正一或失二其真一、今／採二其長一用二草仮字一朱二書字旁一、而重訂二譌誤一復二之旧観一期二於他／日一、功若不レ終委二之後生一　天保二年十一月二十五日　伴信友記

天保十一庚子歳二月朔以伴氏蔵本謄写　　田沢周任

一校完（一行朱）

印記、各冊巻頭「木邨／正辞／図書」「函碕文庫」[52]の各朱印。第四冊巻末、田沢周任の署名の上に「江戸四日市／古今珍書僧／達摩屋五一」の朱印。

朱声点、書入等あり。小浜市立図書館蔵本に存する朱と褐色の区別はなく、全て朱で書入れている。

さて、以上二本の伴信友校訂本の中、小浜市立図書館蔵本は、信友自筆部分を含む手沢本であり、一方、大東急記念文庫蔵本は信友本よりの転写本であるから、一見後者は前者の転写本かと思われるのであるが、実はそうではない。

まず、後者に存する天保二年の信友の識語が前者にないのが不審である。そこで両者を比べて見ると、後者に見られる校合が前者には殆んど見られないことが判明する。つまり、本文そのものは両者一致するにもかかわらず、前者には他本との校合書入が著しく少ない。おそらく、現存の小浜市立図書館蔵本の他に、かつて副本が存在し、それに信友が校合書入を加えたものが大東急記念文庫蔵本の底本なのであろう。従って、後者は前者では知りえない信友校訂本の底本や校合本の実態をより詳細に知りうるという独自の価値を有することになる。

なお、大東急記念文庫蔵本の信友識語では序注についても言及しており、校合書入れを行なった副本にも序注が存した筈であるが、大東急記念文庫蔵本には序注が欠けている。現状を見る限り、序注のみが失われたようにも見えず、初めから書写されなかったかとも思われるが、その理由は不明である。

本書は信友の識語にも見る通り、取合せの書写本であるので、識語を参照しながら部分部分の本文の系統を明らかにしなければならない。

まず序注は、群書類従本の転写本かと思われる。小浜本の序末の信友識語によれば、群書類従本は校合本で、底本は別の伝本の如くに思えるが、実際には内題に「古今集序注　法橋顕昭」とあるより始めて、本文は群書類従本と独自異文に至るまで一

致し、群書類従本そのもの、もしくは群書類従編集途次の草稿本を写したとしか考えられない。但し、群書類従本に付されている天文七年の卜部兼右奥書は底本に存していなかったためか最初は書写されていない。信友筆の朱の兼右奥書は校合に際し、他本より補われたもので、群書類従本のものと若干字句の異同がある。更にそれに校合されている褐色の筆はまぎれもなく群書類従本によるものである。つまり、兼右奥書中「馳筆了」は右側の褐色校合で見るように群書類従本では「馳筆訖」とある。

このように、底本と褐色筆とは群書類従本系と考えられ、朱筆は兼右奥書を有する別本との校合である。その別本によると見られる校合書入は数が少なく、どれだけ厳密な校合が行なわれているか疑問が残る。唯一目につく違いは、頭注八箇所の内、群書類従本で本行として存しているＡＢＣの三箇所全てに朱筆で「ナシ」とあり、群書類従本は本来Ｄ～Ｈの五箇所の頭注が存しないのであるから、結局朱筆の校合本には頭注が全く存在しなかったことになる。平仮名本も含めて管見の諸本で序注に頭注が全くないものは一本もなく、その点校合本は特異な点を有することになる。兼右奥書を有する伝本は管見の範囲では京都府立総合資料館蔵本と群書類従本の二本しかないので、朱筆の校合本は、その何れとも多少異なる伝本であったと考える。

なお、大東急本の信友識語によれば、「序注二巻以二一秘府本一写レ之、以二塙保己一本一校レ之、」とあり、底本は「一秘府本」で、校合本が「塙保己一本」つまり群書類従本ということになるが、既述のように、底本は群書類従本、朱筆の校合本は兼右奥書を有する別本、褐色筆の再校合本は再び群書類従本と考えられるので、実際とは食い違いを生ずることになる。大東急本は序注を欠いているので、失なわれた序注は、信友識語の如きものであって、小浜本とは異っていたと考えられなくもないが、歌注の本文が全く一致し、且つ、歌注では信友の識語の内容が小浜本にもよく符合することを考え合せれば、やはり、信友の識語は小浜本の序注にも宛てはまると考えるべきであろう。そこで依然として食い違いは解決されないが、一つの臆測として、朱筆の校合本が「一秘府本」であったにもかかわらず、信友が錯覚を起し、底本が「一秘本」であると思い込んだための誤りと見ることもできよう。

後述するように、信友の識語によれば、この「秘府本」は巻十一、十二の底本でもあるが、この巻十一、十二は他に管見に入らない特異な本文を有しており、「秘府本」が珍しい本文を

有する伝本であったことがうかがえる。その「秘府本」の序注が群書類従本と全く同一本文であったとはいかにも不自然である。もっとも「秘府本」自体が取合せ本で、序注は群書類従本で補写されていた可能性もなくはないが、既述の如く、小浜本の序注には、兼右奥書を有するやや特異な伝本が校合されており、頭注を全く欠く片仮名本という点が巻十一、十二の「秘府本」と一致することを考え合せると、朱筆の校合本が「一秘府本」である可能性は十分考えられるかと思われる。

次に歌注に移るが、信友識語には「歌注第一至二第十一第十三至二第十六一以二小山田与清所蔵古写本一写レ之、」とある。そこで巻一―十、十三―十六について検討すると、本文は良宗加注本の片仮名本であり、内閣文庫蔵（二〇〇―一三）本に極めて近いことが判明する。頭注もそのまま存する他、注（28）に掲げた朱の傍注も忠実に朱で書入れられており、朱声点も存する他、漢字と仮名の区別もほぼ同じく、「小山田与清所蔵古写本」が、内閣文庫蔵本に近しい関係にある同一系統本であったことは明らかである。また、「以二一欠損本一校レ之、」とある本の実態は明確ではないが、片仮名本が底本になっている部分には、大東急本では、平仮名本と覚しき伝本によって朱筆の校合が行なわれている。小浜本には、以下の点においても同様であるが、他本との校合は殆んど認められず、僅かに不審箇所に、信友と覚しき朱筆で、校訂案らしきものが書き入れられているにすぎない。

次に、信友識語に「第十一第十二以二同前秘府本一写レ之、」とある部分であるが、これは小浜本で信友自筆の箇所である。実は「秘府本」によるとされるこの部分は系統を見定めにくい箇所である。

本文は片仮名交り文で書かれており、頭注は全くなく、傍注も殆んどない。一方、朱声点が付されているが、内閣文庫蔵本とは付されている語句にかなりの出入りがあり、同じ系統の付点とは認めにくい。更に本文は、異本と見做す程の異同はないものの、独自異文が散見され、その本文の逸脱の度合はI原型本の古写本を含めても、その範囲を超える場合がある。(53)

また、この部分は頭注を持たないため、良宗加注本に属するのか否かの判断も簡単にはつきかねるという事情もある。

このように、信友が巻十一、十二の底本とした「秘府本」には、あるいはこれまで列挙して来たいかなる伝本とも異なる別系統本ではないかという疑問を生じさせるものがある。

しかしながら、結論から言うと、この「秘府本」も基本的には良宗加注本の範囲を出ず、本文的に高い価値を置くことはできない。

なぜなら、前述の独自異文の存在の一方、本書には、平仮名本と字句の異同や脱落について意外に一致するものが見てとれるからである。[54] それらの頻出は偶然とは思われず、「秘府本」が平仮名本と何らかの関係を有していると考えざるをえない。

更に「秘府本」と平仮名本の近しい関係を物語るのは、既に注（6）で言及した日本歌学大系本二七二頁七行に「如レ此所名等只ろ（押紙云、只ろ何等不レ作レ語如何）」付等歌読様也。」とある部分である。片仮名本では文意不通のため、括弧内のような頭注が加えられているのであるが、これが原型本である天理図書館蔵古写本（平仮名本）では「如レ此所名等只可レ付二古哥読様一也、」とあって何ら文意の通じない点はない。つまり、「古哥」の「古」の字の草体を「等」の異体「ホ」に誤ったことから「古哥」が「等哥」になり、文意不通となって、遂に「可」の草体が「ろ」に変じて全く復元不可能となった訳である。さて、この箇所を平仮名本はどのように扱ったかというと、片仮名本が「何等不レ作レ語」とした「只ろ」の二字を削除し、不審の旨の頭注も除いてしまっている。

そこで、「秘府本」ではこの箇所はどのようになっているかと見ると「如此所名等付等哥読誤（様（朱））ナリ、」とあり、平仮名本と軌を一にしている。もとより頭注はない。

これらの点を勘案すると、「秘府本」は別系統の異本ではなく、おそらく片仮名本が平仮名本に変貌していく過程のどこかで発生した本と見るのが妥当だということになる。

勿論、独自異文の多さや、声点に独自のものが認められること等[55]から、「秘府本」には現在知られていない異本より流入した要素があるという可能性は存在しており、その点まで否定するものではないが、基本的には従来知られている諸本の本文を「秘府本」によって改める程の重要性と価値を有してはいないと考える。

次に、信友識語は「第十七至二第二十一以二同前或人秘蔵本一写レ之、」と述べている。この巻十七から二十の底本とした「或人秘蔵本」とは、彰考館作成の巻十六―二十が『頭註密勘』になっている平仮名本の該当部分を片仮名本で補った系統本であり、そのことは巻二十巻末の彰考館識語によって明白である。ただ、この識語が全巻末尾にあるために、信友の識語を欠いている小

浜本では、あたかもその全てが彰考館蔵本の転写本であるかのように思われる危険性が大である。信友の識語と比べ合せれば、彰考館蔵本の転写本であるのは巻十七以降の四巻のみにすぎない。更に、信友本の巻十七―二十は頭注並びに声点を欠いており、厳密に言えば、現行の彰考館蔵本ではなく、その副本の如きものから派生したと考えられる内閣文庫蔵（二〇〇―五六）本と同一系統本である。

また、彰考館において作成した片仮名本による補遺は巻十六―二十であったから、信友本ではその中の巻十六のみが底本として使用されなかったことになる。信友識語中「又第十六以二或人秘蔵本一校レ之、」とあるのは、その巻十六を校合に用いたことを意味するのであろう。

なお、大東急本の大部分に亘って校合されている平仮名本が、この補遺本の巻一―十五でなされているのか、それとも更に別の平仮名本が用いられているのかは明らかではないが、校合本文を見る限りでは補遺本に完全には一致しないのでやはり別本と見るべきであろう。

以上を要約すると、信友本は大体次のような要素を有するといえる。

序注は群書類従系統本を底本とし、兼右奥書を有する「秘府本」で校合、更に群書類従本で再校合した。

巻一―十、十三―十六は内閣文庫蔵（二〇〇―一三）本と同系統の片仮名本である「小山田与清所蔵古写本」を底本としている。

巻十一、十二の底本となった「秘府本」はやや特異な本であるが、良宗加注本の片仮名本が平仮名本に変化していく途上に発生した一本と考える。

巻十七―二十は彰考館蔵補遺本（の副本）に発する内閣文庫蔵（二〇〇―五六）本と同系統の頭注と声点を欠く片仮名本を底本としている。

大東急本は以上の本文に平仮名本を校合している。それは巻一―十、十五（十六存疑）に認められる。また、巻十六には巻十七―二十で底本とした片仮名本が校合されたかと思われる。

その他これまで挙げなかった巻々にも異本校合かと思われる朱注があるが、それらは出典との校合と混じている場合もあり、それ等の校合本の性格を見きわめることはできない。

なお、信友の顕昭『古今集注』研究は、校合のみであり、信友自身の考察の書入れはほとんど見られないが、巻一巻頭に次

のような注が褐色筆（大東急本朱）で書入れられている他、巻十、919番歌の詞書に頭注して大井河行幸の年次を考証した箇所がある。

信友云、此末ノ頭書ニタヾ書タルモ裏書トミエタリ、サテ其裏書ハ末ノ頭書ニ（良宗案裏書云）云々、又タヾニ良宗案云々トアリ、文躰モ同シサマナレハスベテ此頭書ハ良宗ノナルベシ、但シ此人ノ伝イマダ考ヘズ、第十カニハサクラノ頭書ニ渡唐シタル人ノカタリシハ云々ト云ヘルコトミユ（濁点ママ、読点稿者）

顕昭の注釈書の頭注の性格は極めて複雑で断案を得ないが、この信友の考えも一見識であろう。

〔注〕

(1) この古今集注釈の部分だけを単行したものとして、国立公文書館内閣文庫（二〇〇—五一）蔵『古今和歌灌頂部（津守国夏作）』〔江戸中期〕写一冊、国文学研究資料館初雁文庫（一三—七六）蔵『古今集灌頂部秘歌百十六首注』〔江戸前期〕写一帖がある。内閣文庫蔵本に津守国夏の名が冠せられている理由は不明である。『初雁文庫主要書目解題』（昭56刊、一六頁）参照。

(2) 竹岡正夫氏『古今和歌集全評釈』（昭51刊）は顕昭『古今集注』の注文のみを序注は東京大学総合図書館蔵（E三一—六〇五）本、歌注は内閣文庫蔵（二〇〇—五六）本によって収めているが、前者は片桐洋一氏『中世古今集注釈書解題』四（昭59刊、一二六頁）が指摘するように顕昭の『古今集注』を中心に諸注を集成した別の注で、顕昭『古今集注』の影響と流布を知るためには貴重な資料であるが、顕昭の『古今集注』ではなく、また後者は巻十六—二十が別系統本で補なわれた取合せ本であるので（後述）、何れも顕昭の『古今集注』として用いるにふさわしいものとはいえない。

(3) a(ロ)は片仮名本の中、序注のみが遊離して単行で行なわれたもので、その間にa(イ)と若干本文に距離を生じたものである。

(4) 日本歌学大系本・続々群書類従本いずれも「貫之」とあるが、底本の内閣文庫蔵本以下流布本系諸本に存しない。

(5) 平仮名本の頭注の中、(イ)(ロ)二箇所のみ片仮名交り文である。後述。

(6) この押紙は流布本本文に「如此所名等只ろ付等哥読様也」とあって意が通じないため付されたもので（Ⅱb系統本はそのため「只ろ」の二字を削っている）、天理図書館蔵本は「如レ此所名等只可レ付二古哥読様一也、」とあって何ら不都合はないので、当然ながら(又)は存在しない。

(7) 日本歌学大系本、続々群書類従本共に省略。

(8) この箇所流布本では諸本とも「針ヲ」で文章中断したままである。日本歌学大系本、続々群書類従本は「ヨセタリ」の四字を意を以て補ったものと思われる。なぜなら頭注に「針ヲト云テ、又何トモイハヌ難二心得一」と文章の中断に言及しているからである。当然ながら天理図書館蔵本にはこの頭注はない。

(9) この三字は内閣文庫蔵本では頭注であるが、日本歌学大系本、続々群書類従本共に本行にくり入れている。

(10) (9)に同じ。

(11) 天理図書館蔵本に切取、削除等の痕跡は見られない。

(12) 久曽神昇氏『古今和歌集成立論　資料編』(昭35刊)、西下経一・滝沢貞夫氏『古今和歌集校本』(昭52刊)を検索しても、元永本、雅経本、雅俗山庄本等定家本以前の大多数の諸本は清輔本、顕昭本と同じく「かすかのまつりのつかひに」となっており、「かすかのまつりに」とあるのは定家本以前では俊成本中の御家切、永暦本位で、俊成本でも建久本、寂恵所引本は「かすかの春のまつりに」とある。これらを勘案すると、「予云」は定家本成立以後の書き入れと考えるべきであろう。

(13) 1(八)に掲げた549番歌第二句は主要な古今集諸本では以下のようになっている。

基俊本「われかはあやな」
元永本「我かは綾な」
清輔本（寛親本）「ワレカハ(ニヤイ(朱))アヤナ」
同（永治本）「われにや(カハ(朱))あやな」
同（前田本）「われにや(カハ(朱))あやな」
顕昭本（伏見宮旧蔵冊子本）「ワレニヤ(カハ(朱))アヤナ」
同（伏見宮旧蔵巻子本）「われにや(かは(朱))あやな」
同（天理本）「われかは(ニヤ(朱))あやな」
雅経本「われかはあやな」
俊成本・定家本「われかはあやな」

(14) 「良宗」がいかなる人で、いつ頃の人かは現在のとこ

ろ詳らかではない。猶、後述する。

(15) 巻十九、二十は流布本においても「裏書云」の頭注のない部分であり、天理図書館蔵片仮名本がそれを有していたか否かは確認出来ない。

(16) 前稿で扱った『拾遺抄注』では最古写本のお茶の水図書館成簣堂文庫蔵本（〔室町中期〕写）にも「裏書云」とする頭注を存する。一方『後拾遺抄注』では、京都大学附属図書館蔵本（〔室町前期〕写）には頭注が全くない。また、『詞華集注』も頭注はごく僅かである。このように顕昭の勅撰集注釈における頭注の位置については、更に検討を要する点がある。但し、頭注、裏書、傍注が全て後人の所為とは到底考え難い。

(17) 4(ル)は余りにも零細な注ゆえ考察外とする。

(18) 片仮名本2(ロ)の欠文が、固有の誤脱であろうことは既述の如くである。

(19) 大東急記念文庫蔵本4(ロ)は本行部分で引用された漢詩の字体が流布本においては崩れているのを正して傍書したもので、大東急記念文庫蔵本に欠くのは当然である。

(20) 貞応本、嘉禄本との校異を示す箇所は次のようである。

「シホノヤマ」(345)の歌（二一七頁二行）
第三句「ナク千鳥」（スム 貞応本嘉禄同）（平仮名本有）
第四句「君カミチヨヲ」（ヨヲル（ママ）同上）（平仮名本無）

「桜ハナ」(349)の歌（二二〇頁二行）
第五句「道マトフカニ」（カ 貞嘉トモニ）（平仮名本(イ)有(ロ)無）

「カキクツシ」(402)の歌（二二四頁一〇行）
第一句「カキクツシ」（ラ 貞嘉本）（平仮名本有、大東急古写本無）

「ヲク山ニ」(439)の歌（二三八頁一八行）
第一句「ヲク山ニ」（ヲクラヤマ 両本ニハアリ）（平仮名本有、但し、この「両本」は「両証本」の意で、顕昭自身の傍注かもしれない）

「イマシハト」(773)の歌（三一二頁四行）
第四句「コロモニカハリ」（カ、リ 二条同之）頭注「カ、リトアル本ハ能世（ママ）」共に朱書書入（平仮名本無）

以上引用は内閣文庫蔵（二〇〇—一三）本により、合点、朱声点は省略した。なお「キニモアラス」(959)「ワヒ、トノ」(985)「カミナツキ」(997)「イマモオホセノ」(1003)「ハルサレハ」(1008)にも校異の傍注があり、これらは顕昭自注の可能性もあるが、平仮名本には欠いている場合が多い。

(21) 現行の片仮名本にはその他にも「僻案抄云」（一八一頁一二行）の傍注等後人の注がある。本文で以下述べるようにこれも良宗のものかもしれない。

(22) 片仮名本と平仮名本の接触により、片仮名本の良宗の注が平仮名本に混入したという想定については、先に掲げた諸本の一覧で、平仮名本の(ハ)は明らかに接触の痕があるが、(イ)と(ロ)にはその痕跡はなく、平仮名本が本来有していた良宗加注の一部が残ったものと考えられる。

(23) 恐らく「詳ニ後撰ニ釈」したのは良宗であろう。他の箇所で、「ワカヨハヒ」（346）の頭注（二一八頁一三行）に「良宗案、遍昭ニ七十ノ賀賜コトハ、光孝天皇仁和元年乙巳十月ナリ、第八巻ニ具記云々」とあるのが、正しく巻八「夕暮ノ」（392）の「良宗案」の頭注で遍昭の経歴にふれ、七十賀にも言及しているのに符合する例もあるからである。このように、後の箇所の注と対応させている所を見ると、良宗の加注は単に縦覧して気付いた点に注記を加えるといったものではなく、かなり丁寧に付されているもののようである。

(24) 注（23）に述べたように、良宗は単に顕昭の『後撰集注』を所持していたのみではなく、それにも加注した可能性がある。また『後撰集注』の伝来については、前稿「顕昭著作考(一)」に述べたが、顕昭の『詞華集注』に付された奥書により、文亀元年（一五〇一）に一条冬良が顕昭の『後撰集注』から『詞華集注』までの五代の勅撰集の注を書写したことが判明し、更に福井久蔵氏『大日本歌書綜覧』（大15刊）に四季部のみの『後撰集注』が内閣文庫にあると見えている（現蔵せず）。なお清原宣賢の歌語辞書『詞源略注』（環碎(ママ)軒抄出）には『後撰集注』『後拾遺集注』『詞華集注』が引用されている（大取一馬氏編古典文庫本〈昭59刊〉参照）。

(25) 続々群書類従本では「通宗ガ本」の頭に○印があり、一応段落を改めた形になっている。

(26) 良宋については井上宗雄氏『中世歌壇史の研究　南北朝期』（昭40刊、改訂新版昭62刊、三〇一―三頁）、福田秀一氏『中世和歌史の研究』（昭47刊、一八六―七頁）参照。

(27) 巻第廿末の顕昭奥書には一部に、朱読点、返点、縦点等が付されているが、煩雑であるので今それらには必ず

しも従っていない。

(28) 以下朱注朱訂の主要なものを掲げる。

一二八頁一六行「湯神尤旋、陰神右旋」

一二九頁一五行「并矢落落下」

一三一頁六行「而古注ニスサイヲノミコトハ」

同頁一三行「為ニ湯津柧柧櫛」

一三三頁一行「大。洲国ト云ヨリ事起タレハ」

一三四頁九行「乃以レ草裹レ児」

同頁一〇行「于レ時産火々出見尊」

一四一頁五行「イツ、ニハカタ、コトウタ」

一四七頁五行「アカツキノシタノハネカキ」

一四八頁一三行「ヨソテナラノ御門トマトニ申ナルヘシ、」

同頁一六行「ナコノミカト、マウスハ」

一五〇頁九行「立位ヲハ不レ可ニ書載一歟、」

一五四頁二行「有ニ哥宴勧賞杀一」

一五七頁一四行「出羽国郡司女也、見衰書云」

一五八頁一〇行「タチヨリテミチユカン」

一五九頁五行「カツラノ。ヒ、ロコリ」

一六〇頁一六行「御書ノトコロノアツカリキ。ツラユキ」

(以上序)

一六七頁六—七行「ソコニサ。ラハセケリ云、」

一七〇頁一行「霊鷲山之暁空」

同頁三行「暁空トサス詞ハ」

一七一頁一二—一三行「ツキノケヲハクト。ハムモ」

一七二頁六行「コ、ロヲシ。ヘハ」

同頁一五行「又王仁ノ詠ニモ」

一七四頁一二行「コ、ロ。ソウタテニクケレ」

一八二頁一五行「ヒサカタノナカニオヒタルサトナレハ」

一八四頁九行「患慶法師カ」

一八七頁六—七行「此平安宮ニテハ」

一九一頁五—六行「不染□間法如蓮花在水」(□は「そ」もしくは「者」に類似の不分明な字体)

二〇三頁一七行「三室山ナナト。カケタルハ」

二一二頁九行「ニシキヲリカタ」

二一八頁六行「新院ノ御本ニハヤソチトアレハ」

シモ(朱)
二三四頁七行「添下」ソフノカミ

二二八頁一八行「イモカアタリミム」旋頭哥也(朱)

二四四頁四行「クモ人アハタツ」ノ(朱)

二五〇頁一一―一二行「此ノオモヒノミコソトイフ哥ヲ」※シルシラヌナニカアヤナクワキテイハムト云哥也(朱)

二五八頁一五―一六行「ネノミシナカユ（以下朱）ナカルヲナカユト」ヨメリ

※

二六〇頁一三行「ワレニヤモタカハス、」※或本詞也(朱)

二六二頁一六行「ソノ人ノ。カナラス」ユメニ(朱)

二六三頁一五行「南ヘマカル道ノミハヘル。ハ東ヲカミツミチトイフ、」(ママ)ヲ(朱)ム(朱)

二七六頁一四行「ツキヤアラムハルヤムカシノ」ヌ(朱)

二七七頁一行「伊。物語ニ業平中将ノ」勢(曇、朱デ抹消)

二八五頁八行「紅葉。ヲソテニコキイレテ」ハ(朱)

同頁一一行「コキマセテトイヘル。カキマストイフコ、ロニヤ、」ハ(朱)

二九五頁三行「中将ノミタチノ」実方ナリ(朱)

三〇一頁一一行「紙ニソメツケ。ヲキテ」テ(朱)

三〇三頁四行「ミチノクノシノフモチスリ」已下ハ非業平詞歟、後人追加歟(朱)

三一二頁四行「コロモニカハリ」(朱頭注「カ、リトアル本ハ能世」)カ、リ二条同之(朱)

三一七頁五行「ソラニチルラム」ナリ(朱、ママ)

三二二頁四行「アキアキカセノフキウラカヘス」ミミ(朱)

三二三頁一行「詞云、サキノオホキオホイマウチキミ」素性カ哥ノ詞ナリ(朱)

三二七頁八行「寛平法皇御所」宇多天皇(朱)

同頁一五行「罪根玉深」至カ(朱)

三二八頁四行「法皇令而給」問(朱)

同頁八行「前駆遠シテ不聞於ノ」ミ得カ(朱)(ママ)

三二九頁一行朱頭注「押紙云、已下重可沙汰、古今目録仲実作也、」清和(朱)

同頁四行「貞観元年」藤(朱)

同頁七行「母女御萌原温子」

三三〇頁一一行「上所考不室、」ミ審(朱)

同頁一二行「寛平皇子」宇多(朱)

三三一頁「カス〈ニ」(857)歌の注末尾に朱頭注「押紙云、已上重可沙汰、」(活字本共になし)

三三四頁七行「オホサハノ池ノソコニモ」大沢ハ嵯峨ニアリ(朱)

同頁一五行「メノオ。ウトヲモチハヘリケルヒトニ」（メノオト（墨））
三三五頁一二行「ムサシノ、コ、ロナルヘシ、（以下朱）」（〃〃〃（朱））
已上伊勢物語ノ詞也、」
同頁一二―一三行「ムサシノ、コ、ロナルヘシトイヘル、」（伊勢物語ノ詞ナリ、如前（朱））
是ハカミニハルル」（ヘ（朱））
同頁一六行「イワノ神トイフトコロニコモリハヘリケル（〃ソ（朱））
ヲ」
三三六頁一七行「カナシトヤオモヒケム、シラ。カシ、」（ス（朱））
三三七頁六行「皇太后」（五条后事（朱））
同「皇太后入道云〃、」（出家（朱））
同七行「号先五条宮、」（二条后事（朱））
同八行「貞観八年十二月為女御、」（丙戌（墨）女御年廿五、帝御年十七歟（朱））
同一三行「又云、寛弘二年三月八日」（一条中宮彰子参大原野引五条后例事（朱））
同一四行「上東門院大原野行啓」（上東門院参大原野引五条后例事（朱））
三三八頁三行「此后ハ」（二条后ナリ（朱））
同頁一七行「小野宮殿也、」（実頼公（朱））
三四四頁一行「ウトムモオカシコ、ロナルヘシ、」（ナ（朱））
三五六頁三行「カタハラニモアレト。吉野ノタキヲ」（コレハ（朱））
三六〇頁四行「フシニワカミハ」（端（朱）ハシ（墨））
同頁一八行「嵯峨為妃ト婦妹也、」（姉（朱））
三六一頁一一行「非別所名名トイヘリ、」（〃〃（朱））
三六二頁二行「ソラヲモトヘト」（イ（朱））
三六三頁四―五行「人又当美談云〃、」（為（朱））
三七〇頁七行「タ、スミルヘキ」※※（ナノ或本（朱））

(29) 注(28)で末尾に※を付した巻十一、十二の朱注三箇所は何れも天理図書館蔵平仮名本にも存するが、巻十九の朱注※※は天理図書館蔵片仮名本にはない。又、巻八、巻二十には朱注はない。

(30) 本書はもう一点、書誌上の疑問がある。それは、四箇所程意味不明の空白や改行が存することである。それを以下に掲げる。

一三七頁一〇行「蘆菔大根也、」の後、オの末尾五行空白、「医書云」をウ第一行より書き始める。

二四八頁七行「物ニカキタルハ（ママ）注申ナリ、」をウ第一行に書き、三行空白の後「又業平カ」と書き始める。

二六五頁一五行「世俗ニハミヲシルシトイヒ」の次、行の三分の一程を余して改行し、「和哥ニハミヲツクシト

読也、」と続ける。

二七二頁三行「四郡ニワ」まで書き、行三分の一程を空白のまま改行し、「タレル故ナリ」と続ける。

これらの理由は全く不明であり、本書と本文の酷似する後述の東京大学国語研究室蔵（二二A—四八）本を除いて、他の諸本には見られないものである。また、後の三例について、天理図書館蔵平仮名本の該当箇所と比べても、何ら示唆するものを見出しえない。

(31) 榊原忠次は『和歌大辞典』（昭61刊、岡本勝氏執筆）によれば、

榊原また松平。通称は五郎左衛門。幼名は国千代。慶長一〇1605—寛文五1665年三月二九日、六一歳。松平出羽守忠政の長男。遠江国横須賀に生まれる。榊原家を継ぎ、館林一〇万石、白河一四万石を経て、姫路一五万石を領す。従四位下、侍従に叙任。文雅に心を寄せ、『続作者部類』『新葉和歌集作者部類』『武家百人一首』『本朝各国名所詩歌』などを著す。家集は伝わらず。現存の歌は少ない。

とある。経歴については『寛政重修諸家譜』巻一〇〇に詳しく、その中には式部大輔の官も見え、印文の「李部大卿」にも一致する。

なお、『大日本人名辞書』『新撰大人名辞典』以下、寛政四年（一七九二）三月二九日没、年六十一とするものがあるが、年代が合わず、明らかに誤りである。例えば、『続作者部類』には正保三年（一六四六）、『新葉和歌集作者部類』には明暦（三年）丁酉（一六五七）の跋がある（署名は「中大夫（従四位下）源考功（式部大輔）郎中」とある）。

(32) 良宗加注本中、後述するb、平仮名本は、奥書中、「本云」の文字を欠いている点は一応注目される。

(33) 「抑古今序者……莫レ出ニ禅第一」の顕昭奥書部分は異同がないため省略する。

(34) 「帰雲院住僧正堅」については未だ考ええない。

(35) 二箇所とは良宗加注本の解題の冒頭、平仮名本も良宗加注本に属することを述べた時に平仮名本にも「良宗」の字句が存する三箇所として挙げた中、序に含まれる二箇所のことであるが、便宜上、再掲する。

一三八頁六—九行「今之帝暦……改レ之曰ニ勝宝矣、」（京都府立総合資料館蔵本頭注、群書類従本なし）

一五六頁四―一〇行目「良宗攷之……(系図、全て)」(京都府立総合資料館蔵本本行に挿入、群書類従本なし)

(36) 今仮りに序及び巻一―十五に含まれる箇所に限ったのは、巻十六―二十を存する平仮名本は管見の範囲では(イ)に掲げた二本しかなく、しかも、京都大学蔵本は欠脱箇所の少ない特殊な伝本ゆえ、書陵部蔵本の欠脱の性格を比較する対象にならないからである。

(37) もっとも先に述べたように、1～5の序注部分の脱文の中、24の二箇所は書陵部蔵本の独自誤謬の可能性が高いので、結局、三箇所中一箇所しか一致しないと言う方が正確である。

(38) 『顕註密勘』の諸本については、未だ十分な調査を行っていないが、川平氏論文では丙類本、『日本古典文学大辞典』第二巻(昭59刊)「顕註密勘」の項(新井栄蔵氏執筆)では第一類第一種と分類された系統本になる。この系統本には版本も含まれ、写本も多く、比較的流布した系統である。

但し、後掲の奥書を見ると明らかなように、顕昭『古今集註』に取合せられた『顕註密勘』の慶融奥書は、本文識語のみで、弘安三年(一二八〇)の年記と慶融の署名を欠く変則のものである。

(39) 『古今集諸抄』(甲和―二七九)については『大阪府立図書館蔵稀書解題目録和漢書の部』(昭38刊)に解題があるが、念のため内容一覧を次に掲げる。

第一―五冊古今序註(了誉)、第六冊古今集四条家序註、第七冊古今集童蒙抄、第八―一〇冊顕註密勘抄、第一一―一五冊古今和歌集抄(顕昭)、第一六―二六冊古今抄延五記、第二七―二八冊古今集素伝懐中抄附古今作者、第二九―三〇冊古今集宗祇略抄、第三一―三八冊古今集為家抄、第三九―四二冊古今十口抄、第四三―四七冊古今飛鳥井家伝来抄(古今栄雅抄)

(40) 前記『古今飛鳥井家伝来抄』に捺されている他、現在では『古今集諸抄』とは別置されているが一具かと思われる『古今連著抄(十口抄)』(二二四、四―一一六)にも捺されており、これらはいずれも伝来に何らかの形で長雅がかかわっていると思われる。

(41) 近世における地下の古今伝授にかかわった人々については日下幸男氏の以下の論考に詳しい。

「望月長孝年譜稿――地下一流の古今伝授――」（龍谷大学「国文学論叢」26昭56・3）
「北条氏朝年譜稿――地下一流の古今伝授――」（上方芸文研究「みをつくし」2昭59・6）
「平間長雅年譜稿――地下一流の古今伝授――」（高野山大学「国語国文」9・10・11合併昭59・12）
「有賀長伯年譜稿――地下一流の古今伝授――」（大阪教育大学「学大国文」29昭61・3）
「地下一流の古今伝授――近世Ⅱ・堂上派（地下系）」（横井金男・新井栄蔵両氏編『古今集の世界伝授と享受』第七章、世界思想社、昭61刊）

(42) 長雅の略伝を日下氏論文よりそのまま引用させていただくと次の通りである。

平間長雅。俳名舟岸。風観斎（窓）良淳、恥山軒、精剛院六喩居士元夢と写す。伊勢平氏の流れをくむ。父佐次右衛門貞方、母鈴木永肝信安女。武州に生まれ、京師に上り、俳諧を嗜み、のち歌道に執心し、望月長孝より古今伝授を受く。その学統は有賀長伯、北条氏朝、岡高倫らこれを受く。宇治白川、粟田、摂津池田久安寺、また住吉に移り住み、風雅の道に生く。浄土宗に帰依し、のち河内法雲寺の道明慧極に参禅す。『新古今秘歌口訣』『和歌血脈道統譜』『筆のまよひ』『風塵記』『住吉奉納百首』『山家百首』『卅三首和歌』等を著し、『片岡山・富緒川』『奉納千首和歌』『住吉社奉納千首和歌』等を編す。家集に長伯撰『風観窓長雅家集』あり。

(43) 北条氏朝については前記日下氏論文に詳しいが、小田原北条氏の後裔、河内狭山北条氏五代藩主従五位下遠江守、氏利の五男、四代藩主である兄氏治の養子となり、元禄九年（一六九六）二八歳で家督を継ぎ五代藩主となる。日下氏論文より略伝を引用すると「幼にして儒学に親しみ、のち神道を敬い、又のち河内法雲寺の慧極和尚に知を得て参禅す。その人となり剛毅且直情、藩政を粛正刷新す。文武の両道に通じ、平間長雅より古今伝授を、関野是休より一刀流兵法の免許を受く。その著す所、家訓、新民抄、訓蒙抄、管空抄、新民追加抄、砕外抄追加、万葉書、家集種心、詠百首和歌、東下和歌など。国書の巻冊百千蔵し、自ら手写せるものまた多し。」とある。

(44) 鍋島直郷は鹿島城主、『寛政重修諸家譜』巻八二五に

よれば、直堅男、「初直告（なをつぐ）　織部　備前守　従五位下
母は千々波氏。享保三年鹿島に生る。十三年十一月十六
日遺領を継。時に十一歳……明和七年十月五日鹿嶋にをいて卒
す。」とある。

(45)　奥書に見える塙宗悦、里村昌億について、森繁夫氏
編・中野荘次氏補訂『名家伝記資料集成』（昭59刊）には
次のようにある。
塙直利（ハナハナホトシ）　宗柳、宗悦、直貞の子、寛永二〇癸未年（二
三〇二）生、宝永元甲申年（二三六四）六月二五日歿、
六二歳、番医、法名玄与、墓所浅草誓願寺
里村昌億（サトムラシヤウオク）　京都人、昌陸の男、万治三庚子年（二三二
〇）生、享保十一丙午年（二三八六）二月廿四日歿、六
七歳、昌頓、昌敦、幕府連歌師、法眼、墓所京都二条東
川端頂妙寺
なお、「板矩」については未勘である。

(46)　iiで述べたように巻七―十二は片仮名本系の本文で脱
文箇所はなく、巻十六―廿は『顕註密勘』でこれも比較
の対象にならない。

(47)　なお、本書固有のものを含めて、脱文箇所の大部分は
片仮名本との校合により朱で補入されており、最終的に
補塡されぬままなのは、6 8 12 21のみである。

(48)　本書独自の脱文箇所があり、これらは、朱で補入され
ている。あるいは書写の際の単純な書落しとも見られる
ものである。
二三七頁一一行「草にはかには桜とよみ又ははわか」
二三九頁八行「めり、これをとか」

(49)　彰考館で校合に用いた片仮名本（里村昌億所蔵本）に
本来声点が付されていなかった可能性も大きい。なお後
述する。

(50)　彰考館蔵本で頭注を本行中に小字双行で書いてある部
分も、字詰はそのままで、注を書写していないため、そ
の部分が不自然に空白になっている。
なお、第三冊（巻十三―十五）が彰考館蔵本より一丁
少ないのは、三〇〇頁三行「ことゝいふ也、」より同頁
一五行「人のいはんするやうに」までを収める一丁（見
開きではない）が落丁により欠けているためである。

(51)　「古川／所蔵」の印は小浜の豪商古河教典の蔵印で、
大鹿久義氏編『酒井家文庫伴信友文庫目録』（昭45刊）によれ

ば、「伴信友の自筆稿本や手沢本は、歿後遺書に従って四散したがその過半が古河教典の所蔵となった。古河氏は江戸時代中期以降に小浜西津で廻船問屋を経営する斯界屈指の豪商（明治十三年廃業）で、教典の先代教寛（復一）が信友と親交を結べる因縁によるものである。」という。なお、小浜市立図書館編『酒井家文庫綜合目録』（昭62刊）参照。

(52) 「函碕文庫」の蔵印は朝倉治彦氏編『蔵書名印譜』（昭52刊）によれば、田沢仲舒のもので「医師。国学者。通称宗伯。流水と号す。村田春海門人。日本橋箱崎町に住す。嘉永三年十二月二十二日歿す。浅草寿町東林寺に葬る。」とある。仲舒は『名家伝記資料集成』に「田沢仲舒（タザハナカノブ）江戸箱崎町及柳島に住す、幕医田島保久の男、通称宗伯、駒平、号宗沢、森氏を称す、語簾（籠カ）百巻、流水稿の著あり」と記されている。また、仲舒は伴信友蔵書中の蓮成院本『類聚名義抄』雑部一冊を謄写し、京都大学国語研究室所蔵本には「天保五甲午年夏五月以伴州五郎蔵書謄写田沢仲舒」とあるとのことである（岡田希雄氏『類聚名義抄の研究』昭19刊、二七一頁、初出は「芸文」昭4・6～10）。これらを考え合せると大東急記念文庫蔵本の書写者田沢周任はあるいは仲舒のことかとも思われるが、前記『名家伝記資料集成』は別に「田沢周任（タザハカネタフ）江戸住、称宗川」としており、別人の如くでもある。後考を俟つ。

(53) 独自異文の例を小浜本により次に掲げる。括弧内に片仮名本本文を示す。

二四七頁四行「顕昭云、此哥ノ人ニ心ヲオキツトイヘルハオホカタ（ナホ）心ヲオキヘタツル心ニヤ、」

二四八頁五行「アルヤムコトナキ人ノカタリ（アリ）ケルハ」

同頁六―七行「此義ヨクモ（ヨク〳〵）心得ラレネトモノニカキタルヲハ（カキタレハ）注シ申ナリ、」

二四九頁二行「古今ノ難義コトキリ（「コト」なし）侍リヌヤト申ケレハ俊頼云、文書伝身ハカリニ申トソ（文書伝テ侍身ソカウナ申シトソ）申侍ケル、」

同頁一三行「ナホ〳〵ノ（オホクノ）コトナリト云〻、」

二五一頁一一行「用春日祭明日已上〻酉日、」（左行「已上十一月同、」）

二五七頁二行「サタメカネツル（サタマラス）トハアノ人コノ人ヲオモフニ」

二五七頁一〇行「オキニウケワ（イ）タシタルヲ魚クヒ（つとおもへは綱（朱））ツレハ緒ノ縄ヲ」（「魚」以下「ウクヒツトオモヘハ緒ノナハヲ」）

二五八頁一一―一二行「ヨルト云事。ハヌハタマトソイ（に（朱））フヨシ（カシ）ウケタマハル（ウハタマハ）、オナシヤウナレトカキアヤマリタル（カキアヤマチタル）ナル（「ル」なし）メレハ」

二六〇頁四行「秋ノ田ノホムケナヒキナト（ホムケナキトモ）ヨメリ、」

同頁一三行「ワレニヤハトイフモタカハス（ワレニヤモタカハス（或本詞也（朱））、」

二六二頁二行「シス（マタ）五音同シケレハ然云歟、」

同頁九行「私考云広韻云侵者歴也（私考云宋韵云凌者歴也）、」

（54）　従来触れなかった二、三字程度の字句の脱落が平仮名本にはかなり多い。「秘府本」と共通の脱落の例を示す。

二四六頁一四行「近江トノ」の「ト」

二四九頁一〇行「マコトニサモオモハヽ」の「オモハヽ」

同頁一六行「返シタマハシカシ」の「カシ」

同「古今ニモ伊勢物語大和物語ニモ」の「大和物語」

同頁一七行「二条后ト業平トカ」の下の「ト」

同頁一七―一八行「御ナカラヒノホトノ事トコソ」の上の「ノ」と「コ」

二五〇頁一一行「ヨニアルホトノ事トモナリ、」の「トモ」

二五二頁九行「ユフタスキトハ」の「ト」

二五三頁二行「又万葉ニ」の「又」

二五四頁七行「又云」の「云」

二五八頁一三行「イト万葉集ノコトハクハシクカムカヘラレサリケルニヤ」の「集」と「ラレ」

二六二頁五行「私考云万葉云」の下の「云」

一方、「秘府本」固有の脱文も目につく。殆んどが目移り等による単純なもので、信友の転写の際の脱落かもしれないが「秘府本」そのものもそれほどの善本ではなかったことをうかがわせる。次に脱文の例を示す。

二四八頁一八行「人々ノ」

二五三頁一行「トハコヽロニカケヌヒナシト」

二五五頁四行「祓ナリ、大嘗会ノ御禊ヲハトヨノミソキ

トヨメリ、」

同頁一五行「アサチカハラトモヨメリ、」

同頁一六行「万葉ニモ」

二五六頁一三行「オモフニハ」の一首

(55) 顕昭『古今集注』の声点については秋永一枝氏『古今和歌集声点本の研究資料編』(昭47刊)があり、また、近時、田村緑氏が「顕昭『古今集注』の声点」と題して京都大学国文学会研究発表会で口頭発表され(昭和六十一年十一月一日、於京大会館)、古写本以外の伝本の声点についても調査比較されたとのことであるが(「国語国文」昭62・1掲載発表要旨による)、本稿では、声点に関しては調査不十分のため、その存在の有無に触れるに止める。

万葉集難事

本書は続群書類従巻四五一に収められ、経済雑誌社版及び続群書類従完成会版の活版本で広く行われ、又、近時『日本歌学大系』別巻四(昭55刊)にも穂久邇文庫蔵写本をもとに収められている。

伝本は比較的多いが、管見の範囲では、古写本はなく、また異本と認むべきものも存在しない。諸本、宝徳元年(一四四九)菅原為賢[1]の奥書を有し、本文的にもさしたる異同はないが、形態的に(イ)二巻本系諸本と(ロ)不分巻本系諸本とに分けられる。

(イ)二巻本系諸本の特徴は、

一、上下二巻に分かれ、「数過百年事」の項より下巻となる。

一、「万葉集難事上(下)」と内題があり、「万葉集時代難事上」「万葉集時代難事終」と尾題がある。

一、宝徳元年菅原為賢の奥書に続いて、

右二冊為賢以二自筆之書一令二書写校合一者也

の一行がある。

これに対して、(ロ)不分巻本系諸本の特徴は、

一、不分巻である。

一、内題がなく、「顕昭陳」より始まり、尾題もない。

一、奥書は宝徳元年菅原為賢のもののみである。

以上のように(イ)(ロ)両系統本は形態的に異っているが、本文上にはさしたる異同はない。(イ)に属する続群書類従本及びその周辺の諸本は特徴ある異文を有するが、それについては後述する。)但し、尾題の有無は、本書に、顕昭の他の著作によく見

られる末尾の頭昭の識語が見られないため、久曽神昇氏が「或は本書の最後に欠脱がある為かと思はれる。」(『日本歌学大系』解題)と疑われた巻末の欠脱の有無ともかかわってくるため、簡単には見過ごせない。

まず管見に入った諸本を(イ)(ロ)両系統に分けて列挙してみる。

(イ)静嘉堂文庫蔵本、三手文庫蔵本、山口県立山口図書館蔵本、書陵部蔵本、九州大学付属図書館蔵本

(イ)′河野信一記念文化館蔵本、お茶の水図書館蔵本、続群書類従本(静嘉堂文庫蔵本、内閣文庫蔵本、活版本)

(ロ)彰考館蔵本、東洋文庫蔵本、東京大学国文学研究室蔵本、国会図書館蔵本

(イ)(ロ)両系統の本文を比較すると、基本的には異文はほとんどなく、異同は文意不通箇所に加えられた傍記の校訂案(2)の取捨選択の出入りに過ぎないようである。

(イ)(イ)′を含む)系統本中校訂を加えられず、文意不通箇所も多いが、その一方、最も原態を止めていると思われるのが静嘉堂文庫蔵本で、該本は(イ)系統本の祖本に近い位置にあると見られる。それに近似した本文に今井似閑の手で、朱の校訂案が傍記されている(その中には師契沖の校訂案を含んでいるようである)のが三手文庫蔵本で、以下の諸本は、三手文庫蔵本との直接関係は明らかでないものの、影響が認められ、その傍記の採否の範囲を出ないようである。

一方(ロ)系統本は、彰考館蔵本が祖で、形態上の違いは別として、(イ)系統本の静嘉堂文庫蔵本とさして異ならない本文に、契沖蔵書によるという朱の校訂案(三手文庫蔵本の朱書入と一致するものがかなりある)が書入れられている。他の三本はその転写本と見られる。

従って(イ)系統本は静嘉堂文庫蔵本、(ロ)系統本は彰考館蔵本が代表的本文ということになるが、本文自体は先に述べたようにさしたる違いはないので、問題は、内題、尾題の有無等形態的な違いということになる。

(イ)系統本を書写の段階で一巻にまとめ、その際に内題、尾題が省略されたのが(ロ)系統本であるとも考えられる一方、(ロ)系統本を書写の都合上二冊に分冊し、新たに内題、尾題を加えたのが(イ)系統本とも考えられる。

前者を想定した場合、(イ)系統本は(ロ)系統本の宝徳元年菅原為賢の奥書に「右二冊為賢以二自筆之書一令二書写校合一者也」の一行が加わった形の奥書を有している点がやや疑問である。もっ

とも、この場合、(イ)系統本から(ロ)系統本が直接派生したというわけではなく、形態の先後を考えているのであるから、決定的な障害とは必ずしもいえないであろう。

さらに、うがった見方をすれば、前掲奥書中の「右二冊」の字句が、一巻一冊にする際不都合に思えて省略したとすることもできよう。

一方、後者を想定した場合、一冊本を二冊に分冊した際、内題、尾題を新たに付け加えたことになるが、これはいささか不自然に思われる。ことにこの種の歌書類に尾題があるのは比較的稀であることを考えると、尾題を新たに付すのは不自然である（もっとも、逆に、稀な尾題があるのはさかしらの証拠と考えられなくもないが）。

また、(ロ)系統本が事実上、彰考館蔵本一本のみであり、しかも、後述のように他の二書との合綴本であり、「右万葉時代難事元禄四辛未秋小野沢助之進於二京師一写レ之、今改二名万葉時代抄一」と貼紙するところから、底本に「万葉時代難事」というような内題（或いは尾題）があった可能性もあり、形態的改変も考えられることを考え合わせると、(イ)系統本が形態的に原型に近いのではないかと考えられるのである。

従って、本書の末尾に顕昭の署名がなく、やや唐突に終る感はあるものの、尾題の存在から、巻末には欠脱はないのではなかろうか。勿論、以上は現存本の範囲のことであり、その祖本（宝徳元年菅原為賢書写本）がすでに、巻末に欠脱を生じ、それに続いて尾題が付加されていたとすればまた別である。

以上のように、(ロ)系統本は(イ)系統本が形態的に変化したものであり、基本的には一系統しか伝存していないと考えられる。

さて、次に保留しておいた(イ)′系統続群書類従本及びその周辺の諸本について述べる。

この系統は、二巻に分かれ、概ね内題、尾題があり、宝徳元年菅原為賢の奥書に続いて、「右二冊云々」の奥書がある等(イ)系統本の特徴を有しているが、更に次のような特徴がある。

一、内題、尾題は概ね存するが一部を欠く場合があり、必ずしも厳密でない。

一、日本歌学大系本五〇頁三行「佐保山南陵」の一行を欠く。

一、「右二冊云々」の奥書に続いて更に次の奥書を有する。

此書雖レ当レ有二焉馬一矣（ママ）、為二後勘一写レ之畢、後見之人可レ憐下予慵二執筆一之老痴与中照二机上一晷短上焉、于レ時宝暦四癸酉（ママ）仲冬上旬書レ之畢

一、引用文を原典に従い改竄する場合がある。

以上の中、最後に挙げた点は重要であり、特に現行の活字本は、続群書類従の活版本は当然であるが、日本歌学大系本の底本とされる穂久邇文庫蔵本（未見）もこの系統本と見られるので、その点注意が必要である。但し、その改竄は、ほぼ次に掲げる箇所に集中しているので、全面的に本文に問題があるわけではない。

さて、その出典による本文の改竄について明らかにする。

まず、現存本の中、最善本と思われる静嘉堂文庫蔵（一〇四—三六—一八五三一）本を(A)(B)として掲げ、次に続群書類従本（静嘉堂文庫蔵本による。宮内庁書陵部蔵原本は欠巻）を(a)(b)として掲げる。

(A)日本歌学大系本四七頁九—一二行

ソノトキ哥ヨミテイハク

ミナヒトノソノカミニホフフチハカマ

君ノミタメニタヲリタルケフ

天皇御答哥

ヲリヒトノコ、ロノマ、ニフチハカマ

ムヘシモフカクニホヒタリケリ

(B)日本歌学大系本六九頁七—一二行

勝命難云、古今序云、イニシヘヨリカクツタハルウチニナラノ御時ヨリソヒロマリニケル、カノ御トキニオホキミ、ツノクラキ柿本人丸ナム哥ノヒシリナリケル、コレハ君モ人モコ、ロヲアハセタルトイフナルヘシ、秋ノユフヘタツタカハニナカル、紅葉ハミカトノオホムメニハニシキトミエ、春ノアシタヨシノヤマノサクラハ人丸カコ、ロニクモカトソオホエケル、又山ノヘノ赤人トイフモノアリケリ、ウタニアヤシウタヘナリケリ、人丸ハ赤人カ、ミエタ（歟）、ムコトカタク、赤人ハ人丸カシモニタ、ムコトカタウナムアリケル、コノ人〻ヲ、キテマタスクレタル人モクレタケノヨニキコエ、カタイトノヨリ〳〵ニタエカタクナンアリケル、コレヨリサキノ哥ヲアハセテナム万葉集トナツケラレタリケルトイヘリ

(a)此時歌ヨミテイハク

皆人ノソノカニメツルフチハカマ君ノミタメニタヲリタリケフ

天皇御答歌

ヲリヒトノコ、ロノマ、マ（ニ）フチハカマムヘ色深クニホヒタリケリ

(b)勝命難云、古今序云、イニシヘヨリカクツタハルウチニナラノ御時ヨリソヒロマリニケル、カノ御トキニオホキミツノクラヰ柿本人丸ナム歌ノヒシリナリケル、コレハ君モ人モコヽロヲアハセタルト云ナルヘシ、秋ノユフヘ龍田河ニナカルヽ紅葉ハ帝ノオホムメニハニシキト見玉ヒ、春ノ朝吉野ノ山ノ桜ヲハ人丸カコヽロニハ雲カトナムオホエケル、又山ノヘノ赤人トイフヒトアリケリ、歌ニアヤシクタヘナリケリ、人丸ハ赤人カ上ニタヽンコト難ク、赤人ハ人丸カシモニタヽンコトカタクナムアリケル、此人々ヲ置テマタ勝レタル人モ呉竹ノヨヽニ聞ヘ、カタイトノヨリヽヽニ絶スナンアリケル、コレヨリサキノ哥ヲアツメテナム万葉集トナツケラレタリケルトイヘリ

これらを比較すると、(A)と(a)においては、「ソノカミニホフ—ソノカニメツル」「コ、ロノマ、ニ—コ、ロノマニマ」「ムヘシモフカク—ムヘ色深ク」の異同が、(B)と(b)においては「オホキミ、ツノクラヰ—オホキミツノクラヰ」「ニシキトミエ—ニシキト見玉ヒ」「人丸カコ、ロニクモカトソオホエケル—人丸カコヽロニハ雲カトナムオホエケル」「山ノヘノ赤人トイフモノ—山ノヘノ赤人トイフヒト」「アヤシウ—アヤシク」「カタウナム—カタクナム」「ヨニキコエ—ヨヽニ聞ヘ」「タエカタクナン—絶スナン」「アハセテ—アツメテ」等の異同があり、一見両者は別系統の本文を有するかに思える。しかしながら、例えばこの部分を三手文庫蔵本で見ると、(A)(a)の箇所については「紀」、(B)(b)の箇所については「現本」として出典との異同が傍記されており、(a)(b)はその傍記に従って本文を改めたに過ぎないことが判明する。

三手文庫蔵本によれば(A)(a)の異同箇所は順に「ソノカミニホ(ニメツル)紀(朱)フ」「コ、ロノマ、ニ(ニマ)(朱)」「ムヘシモフカク(イロ紀)(朱)」となっており、(a)の本文改竄は明らかである。(3)

同様の現象は(B)(b)についても言える。ここでは三手文庫蔵本の書入れが煩雑なので、近世における流布本である正保版本の古今集で示すと、「おほきみつのくらゐ」「錦とみたまひ」「人まろか心(日イ)には雲かとのみなんおほえける」「山のへのあか人といふ人」「あやしく」「かたくなん」「世ゝにきこえ」「たえすて」「あつめて」となっており、これもまた(b)の本文は流布本と完全に一致はしないものの、流布本寄りに修正されていることは明らかである。(4)

それでは(B)の本文ははたして平安末鎌倉初期に流布していた

古今集仮名序本文の面影を留めているであろうか。

そこで、顕昭本古今集として宮内庁書陵部蔵伏見宮旧蔵冊子本（書陵部複製、昭36刊）を、また該箇所は勝命難陳文中であるので、勝命に関わる仮名序本文として、新井栄蔵氏紹介の陽明文庫蔵『古今和歌集序注』に含まれている仁安三年（一一六八）藤原親重（勝命）の元奥書を有する仮名序本文[5]を次に掲げることとする。

顕昭本

イニシヘヨリカクツタハルウチニ、ナラノオホム(御朱)トキヨリソ、ヒロマリニケル、カノオホム(御朱)ヨヤ、ウタノコヽロヲシロシメシタリケム、カノ御トキニ、オホキミ、ヽツノクラキ、カキノモトノヒトマロナム、ウタノヒシリナリケル、コレハ、キミモ人モ、ミヲアハセタリトイフナルヘシ、アキノユフヘ、タツタカハニナカル、モミチハ、ミカトノ御メニ(オホム朱)、ニシキトミエ、ハルノアシタヨシノ山ノサクラハ、人マロカメニ雲カトソオホエケル、又山。ヘノ(ノ朱)アカ人トイフ人アリケリ、ウタニアヤシウタヘ(ク朱)ナリケリ、ヒトマロハアカ人カヽミニタヽムコトカタクアカ人ハ人丸カシモニタヽムコトカタク、ナムアリケル

（古注省略）

コノ人〳〵ヲオキテ、又スクレタル人モ、クレタケノヨニキコエ、カタイトノヨリ〳〵ニタエカタクナムアリケル、カヽリケルサキノウタヲアハセテナム、マエフシフトナツケラレタリケル、（合点、声点省略）

勝命本

イニシヘヨリカクツタハルウチニナラノ御ヨソヒロマリニケ〔ル〕、カノ御ヨヤウタノコヽロヲシロシメセリケム、カノ御トキニオホキニミ(ママ)ヽツノクラキカキノモトノヒトマロナムウタノヒシリナリケル、コレハキミモ人モコヽロヲアハセタルトイフナルヘシ、アキノユヘ(ママ)タツタカハニナカル、モチハ(ママ)ミカトノ御メニハニシキトミエ、ハルノアシタヨシノ、ヤマノサクラハヒトマロカコヽロニクモカトナムヲホエケル、又ヤマノヘノアカヒト、イフモノアリケリ、ウタニアヤシクタヘタリ、ヒトマロハアカヒトカヽミニタヽムコトカタウ、アカヒトハヒトマロカシモニタ〔ヽ〕ムコトカタウナムアリケル、コノヒト〳〵ヲヽキテマタスクレタルヒトモクレタケノヨヽニキコエ、カタクイト(ママ)ノヨリ〳〵ニタエスナムアリケル、コレヨリ〔サ〕キノウタヲアツメテ万葉集トナツケラレタリ

このように並べると、それぞれに独自異文を有し、その中には明らかに誤脱と考えられるものもあるが、(B)の本文が平安末鎌倉初期流布の古今集本文の面影を留めていると見ることは、決して無稽ではないことが確認できよう。

従って、近世の通行本に近づくように本文を改竄した(イ)′系統本の措置は正しいとはいえないことになる。

以上のように、(イ)′続群書類従系統本には引用文に改竄を加えられたと見られる点があるが、それでは、それを行なったのは誰であろうか。続群書類従編者ではないかと誰しも考えるのであるが、必ずしもそうとは言えないようである。

一つは後述する河野信一記念文化館蔵本のように必ずしも続群書類従本の転写本と断ぜられない同系統の伝本が存することであり、もう一つは、後述のお茶の水図書館蔵本の存在である。お茶の水図書館蔵本は奥書によれば、塙忠韶が王堂（チェンバレン）蔵本を書写し、続群書類従本（模本）で校合したものであるが、王堂本も(イ)′続群書類従系統本であったため、異同は僅少であった。

さて、忠韶は続群書類従の校訂に参加しており、事実、静嘉堂文庫蔵続群書類従本の『万葉集難事』には忠韶筆の朱が入れられている。従って、仮に続群書類従の編集の際、出典によって本文を改訂したのであるなら、例えそれが忠韶自身でなくとも、知っていた筈である。もしそうであるなら、王堂本の本文が校合本である続群書類従本と酷似していたならば、それが続群書類従本の転写本ではないかと疑ってしかるべきである。ところが、そのような様子が全く見えないのは、続群書類従の編集段階では、そのような大胆な本文校訂はなされなかったからであると考えられる。従って本文改竄の罪は、一概に続群書類従編者には帰せられない。本文改竄は三手文庫蔵本にある傍記を単に本行化するだけでよいので、必ずしも学識ある人でなくても可能である。とするなら、有力候補の一人として、宝暦四年奥書の筆者を挙げることもできるが、何れにしろ続群書類従以前の所為と考えたい。

以下、(イ)(ロ)両系統に分けて列挙することとする。

(イ)二巻本系

静嘉堂文庫蔵（一〇四―三六―一八五三一）本　二冊

〔江戸中期〕写

袋綴。菊花文様雲母引香色表紙（二一・七×一五・三糎）、左肩打付書「万葉集時代難事上（下）」、上冊右肩貼紙「日野文庫

／和謌之部　弐冊」。料紙、薄手斐紙。墨付、上冊三一丁、下冊二八丁（終丁裏表紙見返貼付）、遊紙なし。字面高さ、約一七・〇糎。毎半葉八行、和歌、冒頭二首二行書、その他一行書。内題「万葉集難事上（下）」、尾題「万葉集時代難事上」「万葉集時代難事終」。

奥書は、下冊二七ウに

此一帖為二子孫一書二写之一

宝徳元年三月日　　菅原朝臣為賢（花押似書）

二八オ（裏表紙見返し）に字様を変えて、

右二冊為賢以二自筆之書一令二書写／校合一者也

とある。なお、後者の奥書中「以」字の位置が不審なことから、以下の諸本は位置を移動させようとした形跡がある。

印記、各冊巻頭「日野庫」「田中本」（以上朱印）「雲岫」（朱方形）の三印を捺す。田中頼庸旧蔵本。

本書と、以下の三手文庫蔵本、宮内庁書陵部蔵本は、字詰が一致しており、近しい関係にあることがうかがわれる。

賀茂別雷神社三手文庫蔵（哥―寅―一四〇）本

〔江戸中期〕写　　一冊

袋綴。茶色布目表紙（二八・六×二一・五糎）、左肩打付書「万葉集時代難事　上下」。料紙、薄葉紙。墨付、五九丁、遊紙、前一丁、後なし、巻上と下の間に一丁。字面高さ、約二一・〇糎。毎半葉八行、和歌、冒頭二首二行書、その他一行書。内題「万葉集難事上已上无（朱）」「万葉集難事下イ无（朱）」、尾題「万葉集時代難事上イ无（朱）」「万葉集時代難事終无（朱）」。更に巻上内題の右上に「外題曰万葉集時代難事全」と朱の書入がある。本書には全巻に亘って朱校合書入がある。谷省吾・金土重順両氏編『賀茂別雷神社三手文庫今井似閑書籍奉納書目録』（皇学館大学神道研究所、昭59刊）は、特に朱の書入を似閑によるものとしていないが、類似の筆蹟である。

奥書は、宝徳元年菅原為賢の次に、

校本无（朱）以（朱）

右二冊。為賢以二自筆之書一令二書写／校合一者也

と朱書入がある。印記、巻頭に「賀茂三手文庫」（朱陰刻）「上鴨奉納」（朱瓢形）「今井似閑」（朱方形）の三印を捺す。

本書は既述のように静嘉堂文庫蔵本と字詰を等しくしているが、(ロ)系統本との接触を示す朱の書入がある。但し、その書入は完全には一致せず、今井似閑独自のものも多いと思われる。字句に朱で傍書する場合が多いが、本来(イ)(ロ)両系統の本文の差異は小さいので、異本との校合というより、出典との対校や文

意不通箇所における校訂案が多くなっている。

また、奥書中の「以」字の朱書入は、その位置の不審を指摘したものと思われる。

山口県立山口図書館蔵（六四）本　　二冊

写

原本未見。国文学研究資料館蔵の紙焼写真による。

袋綴。表紙中央題簽「万葉集時代難事上(下)」。外題はこのように「万葉集時代難事上(下)」となっているが、『万葉集時代難事』上下二巻は上冊に収められており、下冊は僅かに墨付八丁の内題を欠く『万葉集』の解題めいたもので、寛永版本の丁数を用いた記述があるので江戸期成立の著作であることは明らかで、無関係の書である。

上冊墨付、六一丁。毎半葉八行、和歌、冒頭二首二行書、その他一行書。以下字詰は異なるが、本文は三手文庫蔵本と全く同一で、朱校合書入も一致する。但し、奥書末行を

右二冊以為賢自筆之書令書写校合者也（校本无）

と、「以」字の位置を三手文庫蔵本の朱注に従って改めている。

他の本図書館蔵本の例から見て、本書も三手文庫蔵本の転写複本と思われる。

宮内庁書陵部蔵（二六六—四六二）本　　一冊

〔江戸末〕写

袋綴。藍色艶出表紙（二七・一×二〇・〇糎）、左肩打曇題簽「万葉集難事　全」。料紙、斐楮交漉紙。墨付、五九丁、遊紙、前後各一丁、巻上と下の間に一丁。字面高さ、約二二・七糎。毎半葉八行、和歌、冒頭二首二行書、その他一行書。以下字詰まで、静嘉堂文庫蔵本、三手文庫蔵本と一致する。但し、奥書末行は、

右二冊以(ママ)為賢以自筆之書令書写／校合者也

と「以」字を二箇所に置いている。印記、巻頭に「鷹司城南／館図書印」（朱印）。

九州大学付属図書館細川文庫蔵（五四三—マ三五）本　　一冊

〔江戸末〕写

袋綴。香色地打曇表紙（二九・〇×二〇・〇糎）、左肩打付書「万葉集難事」。扉題、一オ左肩「万時」。料紙、薄葉紙。墨付、四〇丁（除扉）、遊紙、前、扉の次、後各一丁。字面高さ、約二一・五糎。毎半葉一二行、和歌、冒頭二首二行書、その他一行書。以下静嘉堂文庫蔵本と同一。朱の返点、校合書入を有し、それらは、三手文庫蔵本のものと類似しているが、量は僅少で

ある。

(イ)′続群書類従本系

今治市河野信一記念文化館蔵（三四二―七八五）本

天保元年平野広臣令写　一冊

袋綴。香色布目表紙（二三・六×一六・九糎）、左打付書「万葉集難事」。料紙、楮紙。墨付、六〇丁、遊紙なし。字面高さ、約一八・五糎。毎半葉九行、和歌二行書。内題「万葉集難事（ママ）」「万葉集難事下」、尾題「万葉集時代難事上終」「万葉集時代難事終」。

奥書、五九オに

此一帖為二子孫一写レ之

宝徳元年三月日　菅原朝臣為賢判

右二冊以為賢以二自筆之書一令二書写校合一／者也（朱）

六〇オに

此書雖レ当レ有二焉馬一矣（ママ）、為二後勘一写レ之畢、後見／之人、可レ憐下予慵二執筆一之老痴与中照二机上一晷／短上焉、于レ時宝暦四癸酉仲冬上旬書レ之畢

六〇ウに

筆工にあとらへてうつさせ了

天保元年正月　平乃広臣（花押）

とある。六〇ウのみ筆蹟を異にしており、天保元年平野広臣（名古屋藩医官、嘉永六1853年歿、八一歳）令写本である。「右二冊」以下の奥書に「以」が重複し、下の「以」の左旁に朱丸印が付されている。また、「宝暦四癸酉」は年号と干支が一致せず、癸酉は宝暦三年である。印記、巻頭に「斑山／文庫」（朱方形）。高野辰之氏旧蔵本。

本書は続群書類従本に本文が酷似しており、宝暦までの奥書が一致する他、前述の続群書類従本系固有の誤脱や本文の改竄も一致する。しかしながら次のような点から続群書類従本の写しとは認められない。

一つは本書が内題、尾題を共に有している点、(イ)系統本に近く、以下に掲げる続群書類従本と異なっている（静嘉堂文庫蔵本は巻下の尾題を、内閣文庫蔵本は巻上下共に尾題を欠いている）ことである。もう一つは、奥書の中「右二冊」以下に「以」の字が二箇所にあり、既に「以」を移動して「為賢」の上に置いている続群書類従本より前の段階にあることである。

以上二点より、本書は続群書類従本の転写本ではなく、それ以前に遡る同系統の本であることが判明する。

お茶の水図書館竹柏園文庫蔵本

明治廿九年塙忠韶写　一冊

袋綴。香色艶出表紙（二三・六×一六・〇糎）、左肩打付書「万葉集難事」、右肩打付書「□（破損）類従四百五十一」。料紙、楮紙。墨付、四三丁、遊紙なし。字面高さ、約一八・〇糎。毎半葉一〇行書、和歌二行書。内題「万葉集難事」「万葉集難事下」、尾題「万葉集時代難事上終」「万葉集時代難事終」。

奥書は宝暦四年のものまで同じく、「右二冊」が「右一冊」（二リ（朱））とあり（傍書の「リ」は後述）、「以」が「為賢」の上のみになり、返点、読点が朱で付せられている。

右に続いて以下の塙忠韶の奥書がある。

右以二王堂蔵本一書写了、本書不審之条頗多、後日可レ加二／校正一者也

明治廿九年二月五日　源忠韶識

（以下朱筆小字）

右明治三十四年十一月以二陸軍文庫御本一（旧水野土佐守蔵本同書ハ水野家ニ而塙続原本ヲ以テ写スモノ）／校合了　（忠韶花押）

印記、巻頭に「温故堂文庫」「南天荘」（井上通泰）「塙」（丸印）の各朱印を捺す。

また、巻頭に「リ　陸軍省文庫本模続原本者」と書入れがあり、全巻「リ」とする朱校合の他、朱読点返点を付す。

本書は王堂（チェンバレン）蔵本を書写し、それに陸軍文庫の続群書類従本模本を校合したものであるから、(6)偶々王堂蔵本が同系統本であったとしても厳密には続群書類従本とは言えない。

王堂蔵本は(イ)系統本の特徴を備えており、更に、日本歌学大系本四九頁一八行「檜前安古岡陵（藤原宮御宇文武天皇同国同郡）」の一行、及び、前に問題にした勝命引用の古今集仮名序中「赤人ハ人丸カシモニタヽンコトカタク」を脱し、それぞれ朱で補入している。

本書も続群書類従本の転写本ではなく、底本系統の一本ではあるまいか。

なお、本書は『竹柏園蔵書志』八八頁に、「万葉集難事（温故堂本）一冊」と見えているものである。

続群書類従本

静嘉堂文庫蔵（三〇三―三―一九六四二）本　一冊

明治十四年写・同十七年塙忠韶校

（続群書類従巻四五一）

続群書類従巻四四九―四五三合綴。袋綴。黄蘗色裂表紙（二

五・一×一七・六糎)、左肩子持枠印刷絹題簽「続群書類従和歌部 自巻第四百四十九 至巻第四百五十三」(「和歌部」及び漢数字墨書)。料紙、雁皮紙。巻頭に「続群書類従目録/和歌部」とし、巻第四百四十九より巻第四百五十三までの目録があり、各書扉一枚に続いて本文に入る。本書の墨付は、扉一丁、上二二丁、下二四丁(諸本共通の奥書一丁を含む)、続群書類従書写奥書一丁、計四八丁。字面高さ、約一八・六糎。毎半葉一〇行書、和歌二行書。扉は「続群書類従巻第四百五十一/総検校保己一集/男 源忠宝校/和歌部八十六/顕昭法橋万葉集時代難事」とある。内題、「万葉集難事(ママ)」「万葉集難事下」、尾題、「万葉集時代難事上終」、下なし。

奥書は、宝暦四年奥書まで河野信一記念文化館蔵本と同じく、「以」字が「為賢」の上のみとなっている点のみ異なる。次いで、

明治十四年七月四日　筆者　山田利寛

同月十七日校了　吉田　直(一行朱)

同　年八月内務省納清書　妻木頼徳

同　十七年八月一日　校了(忠韶花押)(一行朱)

とあり、各行本人の筆蹟と思われる。清書の手順に理解しにくい所があり、本文の筆者が山田利寛なのか、妻木頼徳なのか判然としないが、朱の訂正は吉田直、塙忠韶両筆であると思われる。但し、誤写の訂正に止まり、校訂はしていない。

印記、本書扉右下に「温故堂文庫」の朱印を捺す。概ね、続群書類従の巻を改める度に右の蔵書印を捺すが、毎巻必ず存する訳ではない。

本文については既に述べたところであるので再説しない。

なお活版本はほぼ忠実な翻刻であるが、上の内題を「万葉集難事上」とし、上の尾題を削っている。

国立公文書館内閣文庫蔵(二一六—一)本　一冊

(続群書類従巻四五一)

〔明治初〕写

袋綴。淡茶色表紙(二六・四×一八・五糎)、左肩単郭印刷題簽「続羣書類従　四百五十一」(巻数墨書)。料紙、楮紙。墨付、四七丁(扉一丁を含む、字詰等静嘉堂文庫蔵本と一致)、遊紙、なし。字面高さ、約一八・五糎。毎半葉一〇行書、和歌二行書。扉は静嘉堂文庫蔵本と同一。内題、「万葉集難事」「万葉集難事下」。尾題、上下ともなし。

奥書は宝暦四年奥書まで静嘉堂文庫蔵本と全く同一で、以下はない。

印記、なし。

朱等の書入なし。

本文は字詰まで静嘉堂文庫蔵本と同じであるが、やや誤字が目立つ。おそらく、現在欠巻となっている宮内庁書陵部蔵続群書類従原本よりの写しで、静嘉堂文庫蔵本とは兄弟関係であろう。

(ロ)不分巻本系

彰考館蔵（巳一―六六三八）本

元禄四年小野沢助之進写・元禄十一年校合　一冊

袋綴。『万葉集長哥載短歌字之由事』（藤原定家）『万時』（藤原俊成）と合綴。香色表紙（二八・二×一九・七糎）、左肩子持枠題簽「万葉時、同長歌短歌抄」。料紙、薄葉紙。墨付、一～五六丁が『万葉時代難事』、五七～一〇〇丁が『万葉集長哥載短歌字之由事』、一〇一～一〇五丁が『万時』、遊紙なし。字面高さ、約二一・三糎（難事）。毎半葉九行、和歌一行書。内題はなく、「顕昭陳」より始まる。尾題なし。

奥書は、

此一帖為二子孫一書二写之一

宝徳元年三月日　　菅原朝臣為賢（花押似書）

元禄戊寅之夏以二契沖蔵書一校合了（一行朱）

（以下貼紙）

右万葉時代難事元禄四辛未秋小野沢／助之進於二京師一写レ之、今改二名万葉時代抄一

とある。

従って本書は、宝徳元年菅原為賢書写系統本を元禄四年（一六九一）小野沢助之進が書写し、元禄戊寅（十一）年（一六九八）契沖所蔵本で校合したものである。本書に散見される朱の返点、送仮名、校合書入は契沖本によるものと思われる。それらの書入は、(イ)系統本の三手文庫蔵本の書入とやや類似しているが、必ずしも一致はしないので、(イ)系統本と(ロ)系統本が接触して書入が移写されたというより（三手文庫蔵本には(ロ)系統本の接触の跡はあるが）、管見に入らない契沖所蔵本の書入が(イ)(ロ)両系統本の書入にそれぞれ影響を与えていると考えた方が妥当のように思われる。

なお、(イ)(ロ)両系統本の校合を加える以前の本文は、内題、尾題の有無や分巻しているか否かという形態上の違いにもかかわらず、文意不通箇所に至るまでよく一致しているので、両系統本は本来本文の違いはほとんどなく、意改、校訂で本文異同が

生じていると言ってよい。

東洋文庫蔵（三―F―a―へ―四〇）本

〔明治〕写・木村正辞氏自筆書入　一冊

袋綴。浅縹色布目表紙（二八・〇×一九・二糎）、左肩単郭題簽「万葉時代難事　完」。料紙、楮紙。墨付、五六丁、遊紙なし。字面高さ、約二一・八糎。毎半葉九行書、和歌一行書。内題、尾題、共になし。

奥書は彰考館蔵本に全く同じく、朱書は同様に朱書とし、「右万葉時代難事」以下はそのまま書写し、左肩に「正辞云此文押紙也」と朱注する。

印記、巻末に「木郁／正辞／図書」の朱印を捺す他、巻頭に「彰考館」の瓢型印を朱で模写している。

本書は彰考館の蔵印が模写されていることから明らかなように、彰考館蔵本の『万葉集難事』部分の字詰まで忠実な転写本で、朱の書入もそのまま転写されている。

また、朱読点及び木村氏によると思われる朱の書入が若干加わっている。

なお、本書の本文も木村氏の筆になるか否かは、彰考館蔵本を寧ろ臨写に近い態度で書写しているため俄に判断し難い。

東京大学文学部国文学研究室蔵（上代一一・四―一二）本

〔江戸末〕写　一冊

袋綴。『万葉集類標』と合綴。浅縹色布目表紙（二六・〇×一八・四糎）、左肩単郭題簽「万葉時代抄（并万葉集類標）全」。料紙、楮紙。墨付、一～五六丁が『万葉時代抄（万葉時代難事）』、五七～九二丁が『万葉集類標』、遊紙、前なし、後一丁。扉中央に、「万葉時代抄　一冊／万葉集類標　全」とある。以下『万葉時代抄』についてのみ記す。字面高さ、約二一・〇糎。毎半葉九行、和歌一行書。内題はなく、「顕昭陳」より始まる。尾題なし。

奥書は、

此一帖為二子孫一書二写之一

宝徳元年三月日　　菅原朝臣為賢（花押似書）

次いで小字で

押紙云／右万葉時代難事元禄四辛未秋小野沢助之進於二京師一写レ之、今改三名万葉時代抄一

とある。

印記、扉右上部に「青苗舎／蔵本」（朱陰刻）。

本書は奥書からも明らかなように、彰考館蔵本の転写本であり、字詰等も全く同じである。但し、契沖所蔵本との校合奥書

を欠いており、また本文にも契沖所蔵本との校合と見られる朱の書入はない。おそらく、契沖所蔵本との校合以前の彰考館蔵本、もしくは、現彰考館蔵本の複本よりの転写本であろう。

なお、合綴されている『万葉集類標』は万葉集の語句の五十音順索引で、「尓」より「能」までの零本、寛永版本によっている。

国立国会図書館蔵（わ九一一、一二―一二）本

〔明治初〕写　一冊

袋綴。「帝国図書館蔵」の文字を浮き出させた茶色厚紙表紙の下に茶色刷毛引元表紙（二五・五×一八・八糎）、左肩打付書「顕昭法橋万葉集時代難事続類従四百五十一」とあり、その右に単郭印刷題簽「続羣書類従　四百五十一　温故書籍館」を貼付する（「四百五十一」は墨書、「温故書籍館」は朱印）。料紙、楮紙。墨付、四八丁、遊紙、なし。字面高さ、約二一・〇糎。毎半葉一〇行、和歌、冒頭二首一行書、その他二行書。内題、尾題、共になし。以下奥書に至るまで彰考館蔵本と全く一致し、契沖所蔵本との校合を示す朱の奥書も朱書されている。但し、「右万葉時代難事云々」の奥書は貼紙でなく、終丁ウにそのまま書かれている。

本文における朱校合書入は極く僅かで、朱筆奥書に言う契沖本との校合も行なわれているか否か疑わしい。

印記、巻頭に「温故堂文庫」の朱印。その他「明治二〇・一二・八・購求」の図書館の購入印がある。

本書が続群書類従中の写本という体裁をとりながら、所謂続群書類従本と本文の性格を異にし(ロ)系統本である理由は不明である。

あるいは、続群書類従編纂途次における底本採択の揺れに起因するものかもしれないが、後考を俟つ。

柿本朝臣人麻呂勘文

本書は群書類従巻二八三に『柿本影供記』『柿本講式』『柿本像絵色勧進状』と共に収められ、近時『日本歌学大系』別巻四（昭55刊）にも翻刻されている。

伝本については従来触れたものを見ないが、管見の範囲では、古写本はなく、また異本と認むべきものも存在しない。諸本、寿永三年二月七日の顕昭の奥書を有し、かつ大部分の本が、その次に寛永拾年藤原隆術の奥書を併せ持っており、本文的にもほとんど異同はない。従って以下管見に入った諸本を列挙する

にとどめる。

(イ)刊本

群書類従本　　刊　　一冊

慶應義塾図書館蔵（九六―一）本による。『群書類従』巻二八三所収。前記の如く『柿本影供記』等と合綴。香色布目表紙（二六・一×一七・五糎）、左肩単郭題簽「羣書類従二百八十三」。墨付、巻二八三全三八丁の内初二二丁。無辺無界、一〇行、印面高さ、約一九・八糎、引用和歌約一字下げ、一行書。内題、一オに「群書類従巻第二百八十三／検校保己一集／和歌部百卅八雑三／柿本朝臣人麻呂勘文」とあり、続いて「種姓　官位　時代　歌仙　家集　渡唐　妻妾　墓所」と目録があり、本文に入る。和歌平仮名交り。奥書、二二ウに

寿永三年二月七日勘註了顕昭

右一巻太秦寺顕昭以二正筆一写レ之云々

寛永拾龍集年癸酉迎寒下旬

親衛中郎将藤原朝臣隆術

とある。(7) 群書類従本は更に

右柿本朝臣人麻呂勘文以二屋代弘賢蔵本一校合了

としている。

(ロ)写本

国立公文書館内閣文庫蔵（一五八―二四二）本

〔江戸前期〕写　　一冊

袋綴。香色表紙（二七・〇×一九・四糎）、左肩題簽「人麿勘文」。料紙、楮紙。墨付、二八丁、遊紙、前後各一丁。字面高さ、約二一・七糎。毎半葉一〇行、和歌二行書。内題「柿本朝臣人麿勘文」。

奥書は顕昭のもののみ。印記、「林氏／蔵書」（方形朱印）、「弘文学士院」（朱陰刻、林鵞峯）、「浅草文庫」（朱印）等。

お茶の水図書館竹柏園文庫蔵本

〔江戸末〕写　　一冊

袋綴。紺色艶出表紙（二九・〇×二一・二糎）、左肩題簽「人麿勘文」。料紙、斐楮交漉紙。墨付、一九丁、遊紙、前後各一丁。字面高さ、約二三・〇糎。毎半葉一二行書。和歌一行書。内題「柿本朝臣人麿勘文」。

奥書は、

寿永三年二月七日勘注了　顕昭

本云
右一巻太秦寺顕昭以二正本一写レ之云云

とあって、寛永十年奥書はない。「本云」とあるのと、「正筆」が「正本」になっているのが異なる。

印記、巻頭切取跡に「□庫／蔵書」（朱陰刻）。

本書は『竹柏園蔵書志』（一四二頁）に「人麿勘文　一冊　大本」と見えている。

彰考館蔵（巳二〇—七五八〇）本

〔延宝〕写　一冊

袋綴。『柿下人麿官位并時代事』『六々歌仙画信実朝臣伝及和歌後京極殿真蹟』と合綴。香色表紙（二六・〇×一八・二糎）、左肩子持枠題簽「人麻呂勘文／六六歌山伝（ママ）／　完」（題簽の下に「人□勘文／六六歌仙伝」と打付書の文字が透けて見える）。料紙、斐楮交漉紙。墨付、一～二九丁が『柿本朝臣人麿勘文』、三〇～三六丁が『柿下人麿官位并時代事』、三七～四二丁が『六々歌仙』、遊紙なし。字面高さ、約二一・三糎（本書）。毎半葉一〇行、和歌二行書。内題「柿本朝臣人麿勘文」。

奥書は群書類従本と同じく、顕昭、隆術のものを有し、字句に異同はない。

筆跡は本書のみ別筆で、合綴された他の二者は同筆と思われる。〔延宝〕写としたのは、『柿本人麿官位并時代事』の末に「白水本／延宝戊午歳　京師新謄本」とあり、「延宝戊午歳」は延宝六年（一六七八）に当り、本書も筆者を異にするもほぼ同時期の書写と思われるからである。

島原市島原図書館松平文庫蔵（一一七—二四）本

〔江戸前期〕写　一冊

原本未見。慶應義塾大学付属研究所斯道文庫所蔵のマイクロフィルムと書誌カードによる。袋綴。縹色地雷文繋牡丹唐草文様空押表紙（二七・五×二〇・三糎）、左肩題簽「柿本人丸勘文」。料紙、薄手斐紙。墨付、三七丁。字面高さ、約二〇・七糎。毎半葉八行、和歌二行書。内題「柿本朝臣人麿勘文」。

奥書は、顕昭、隆術の次に

以二右之本一令二書写一加二校合一早

とある。

賀茂別雷神社三手文庫蔵（国文—卯—一〇六）本

〔江戸中期〕写　一冊

袋綴。茶色波形文様表紙（二七・一×一九・五糎）、中央打付書「柿本人麻呂勘文顕昭」。料紙、楮紙。墨付、二七丁、遊紙、なし。四周単辺（二一・〇×一六・四糎）の印刷用箋使用、無界、

毎半葉九行、和歌二行書。内題「柿本朝臣人麻呂勘文」。

奥書は顕昭、隆術[8]の後に

以二右之本一令二書写一加二校合一早

万治二年五月既望／　　朝散太夫源仲孝

とある。なお、裏表紙見返に

六位蔵人ありさた

とあるが、何の意か不明である。印記、巻頭に「賀茂三手文庫」（朱陰刻）「上鴨奉納」（朱瓢形）「今井／似閑」（朱方形）の三印を捺す。

全巻に亘って朱校合、返点、送仮名が付されている他、心覚え程度の頭書がある。谷省吾、金土重順両氏編『賀茂別雷神社三手文庫今井似閑書籍奉納書目録』は「似閑他による朱・黒の書入がある。」とする。

東京大学総合図書館蔵（H二〇—三六三）本　　一冊

〔江戸後期〕写

袋綴（厚紙表紙を付し、洋装本に改装）。茶色刷毛引元表紙（二七・六×一九・五糎）、左肩打付書「柿本勘文」。料紙、楮紙。墨付、二五丁、遊紙、なし。字面高さ、約二〇・〇糎。毎半葉一一行、和歌二行書。内題「柿本朝臣人麿勘文」。

奥書、顕昭、隆術、仲孝のものを有す。

印記、巻頭に「渡部文庫／珍蔵書印[9]」（朱舟形）の他に「□□（抹消）蔵書」（朱印）とある。

静嘉堂文庫蔵（五三三—一〇—二四〇九九）本　　一冊

〔江戸末明治初〕写

袋綴。新補縹色表紙（二四・二×一七・四糎）、左肩題簽「柿本人麿（ママ）朝臣勘文　一（ママ）」とあり、その下に素表紙、中央打付書「柿本朝臣人麿勘文」、右下に「鴨脚家」とする。料紙、楮紙。墨付、二七丁、遊紙、なし。字面高さ、約一九・二糎。毎半葉一〇行、和歌二行書。内題「柿本朝臣人丸勘文」。

奥書、顕昭、隆術、仲孝のものを有するが、顕昭奥書中、「註」を「注」、「早」を「畢」に、仲孝奥書中、「早」を「畢」に、「仲孝」の署名を「仲考」とする。

印記、巻頭に「松井蔵書」（朱楕円）。

勅撰和歌作者目録

京都大学附属図書館谷村文庫に建久五年（一一九四）の顕昭奥書を有する写本一軸が所蔵されていることを紹介されたのは井上宗雄氏である。[10]

次いで久曽神昇氏が『日本歌学大系』別巻四（昭55刊）に活字化され、容易に利用出来るようになった。該写本は巻首を欠く他、錯簡があるため、久曽神氏はそれを正して活字化されている。

本書については、井上、久曽神両氏の解説に尽きているが、披見の機を得たので、書誌的事項を報告しておくこととする。

京都大学附属図書館蔵（谷村文庫―猪―四―二二―チ一）本

〔室町中期〕写　　一軸

巻子本（袋綴改装、未装訂）。表紙なく、第一紙裏に近時題簽「勅撰和歌作者目録」。料紙、薄葉斐紙、台紙、厚手楮紙。本来、二四・九×一九・四糎の袋綴本。現在、紙高、約二五・一糎。墨付、原三四丁、現在三四紙。毎半葉有界七行（二三・七×一八・七糎）の墨界を引き、上下二段とする。界幅、二・六五糎、上欄界高、一〇・八糎、下欄界高、一二・八糎。

奥書は三四オ（袋綴に復元して）に

代々勅撰之作者或載二目録一以教二其訓一、／或在二口伝一以学二其字一、其中未尽二詞露一／尚咽二蒙霧一之輩惟多、雖レ然且依二厳旨之難一／背、且帰二好事之原志一、慇奉レ授了、為レ恥々レ々」

三四ウに、

建久第五之年沽洗中旬之候、為二向後／之証験一染二短筆一注レ之　　桑門顕昭

とある。

印記、巻頭に「秋邨遺志」の朱印。

作者に朱声点を付す他、朱で標目（「帝王」「皇后」「親王」「内親王」等）を記す。猪苗代家旧蔵本という。

また、本書には古体の仮名はほとんどない。

さて、本書は三代集の作者目録で、帝王以下位階の順に記し、古今集、後撰集では上欄に名を、下欄に注を書き、拾遺抄は注がほとんどなく、作者名を二段に書いている。従って、空白の行もまま見られるが、原則として、古今集、後撰集は毎半葉七人、拾遺抄は毎半葉一四人を収めることになる。

古今集は巻首が欠けており、「本院左大臣」より始っている。欠けているのは、帝王の光孝天皇、親王の常康親王、惟喬親王、大臣の藤原良房、菅原道真、源常、源融の七人に、天智天皇や平城天皇も加わっていた可能性があり、内題その他を加えてもせいぜい一丁に収まっていたと思われる（序等があれば別である）。

また、久曽神氏が指摘され、日本歌学大系本で訂正して翻刻

されたように、順序に不審な箇所がある。

第一は、古今集末尾の「壬生益成女」以下四人を収める半葉が、本来第十紙（袋綴第一〇オ、ウは白紙のため削除）であるべきを次の一紙と逆に継がれている点である。

第二は、同様に後撰集末尾「兼忠乳母（女或）」以下五人を収める半葉が、本来第二十八紙（第二八オ）であるべきを次の一紙と逆に継がれている点である。

以上二点は、京都大学蔵本における錯簡であり、おそらく改装の際に生じたもので復元は容易であるが、久曽神氏が順序を改められたもう一箇所の後撰集女子内部の混乱は京都大学蔵本に起因するものではない。日本歌学大系にも説明があるが、第二十三紙より二十七紙までをもう少し詳細に説明すると次のようになる（日本歌学大系本一一四―一一八頁）。

第二十三紙　右衛門更衣（一一四頁）
　因香典侍
　典侍明子
A　敦忠卿母（一一六頁）
　顕忠卿母（一一七頁）
…
　玄上朝臣女子
　清正母
第二十四紙　戒善法師母
　寛湛法師母
…
　真忠妹（一一八頁）
　小町姉
第二十五紙　小町孫
　春澄善縄朝臣女
B　中将内侍（一一四頁）
　少将内侍
…
　南院今君（一一五頁）
　宮少将
第二十六紙　閑院少将
　（一行空白）
　閑院
…
　土佐公（一一六頁）

伊予
（一行空白）
第二十七紙　承香殿中納言君
（二行空白）
承香殿安古木
一条
二条ノ大君
（一行空白、「此一カウ失念シテアク也」と注記）
亭子院今子　此間一カウアクヘシ
対公
命婦清子
美賀位乃君
（一行空白）
賀徒見命婦

久曽神氏はAの部分へB以下の中将内侍～賀徒見命婦を挿入された。おそらく、典侍―内侍と続くのが自然と考えられたためであろう。

この変更は京都大学蔵本の錯簡によって復元したものではないが、ほぼ妥当であろうかと思われる。

なお、本書は料紙下部に虫損があり、一旦補修の後、再度虫損を蒙っている。補修は余り工みとは言えず、その際、字の点画が動いて判読し難くなっている箇所がある。

本書は顕昭の奥書を有することから、一応顕昭の編著と見なしうるが、古今集の部分はともかく、後撰集、拾遺抄の目録は未完成の感が強いこと、奥書も「代々勅撰之作者」以下の識語は三四オに、建久五年の顕昭奥書は三四ウにあり、疑えば識語は顕昭のものではないと言えなくもない等疑問の点がないわけではない。

しかし、三四オの識語は文章の書き方からも、顕昭の『古今集注』等に通うものがあり、まず顕昭のものとして間違いないと思われ、「依二厳旨之難一背」「慙奉レ授了」といった字句から、これも他の多くの著作と同じく守覚法親王に奉ったのではあるまいか。

付、日本紀歌注

顕昭に『日本紀歌注』という『日本紀』の歌謡の注釈があり、顕昭がこれを後鳥羽院に奉り、法橋位を許されたことは『明月記』によって知られるが、[11] 伝本の存在は知られず、その実態も

明らかではなかった。

ところが、明治の末、佐佐木信綱氏が彰考館で崇神紀より仲哀紀までの歌謡を注した『日本紀歌抄』と題する零本を発見され、それに弘安七年（一二八四）寂恵の奥書があり、一首ごとに「顕昭法師注云」と顕昭の注が掲げられていたことから、佐佐木氏はこれを寂恵が顕昭の説を引いたものと考えられ、『日本歌選上古の巻』（明42刊）及び『日本歌学史』（明43初版）に紹介された。

続いて、橋本進吉氏が「東京文化大学国語研究室所蔵の仮名日本紀に就いて」（『史学雑誌』大4・7、著作集第十二冊『伝記・典籍研究』昭47刊所収）を発表され、国語研究室所蔵の『仮名日本紀』（柏木政矩氏所蔵正慶元年書写本の影写本）を紹介された。該写本の原本は二帖であったと思われ、第一帖に神代紀より開化紀まで、第二帖に崇神紀より仲哀紀までが収められており、先に佐佐木氏が紹介された彰考館蔵本はその第二帖に当るものであった。橋本氏はこの書は、何人かが顕昭の『日本紀歌注』から注を引用したものとされた。

これに対して、佐佐木氏は『和歌史の研究』（大4初版）で前説を改められ、「この書即ち、日本紀歌註そのものでなからうか。」（同書一八三頁）とされ、本書が顕昭の著作そのものとする考えを示された。

また、橋本氏は『法橋顕昭の著書と守覚法親王』（「史学雑誌」大9・3、著作集第十二冊『伝記・典籍研究』所収）において、多少の疑いを残しながらも、佐佐木氏の顕昭著作説にほぼ賛同され、次のように述べられた。やや引用が長いが、問題点が要約されているので次に掲げる。

右の仮名日本紀（東京帝国大学国語研究室蔵本、稿者注）は日本紀全体ではなく、ただ和歌と其の前後の文だけを抜萃した日本紀歌集ともいふべき者に、顕昭の注を附した者であつて、我々が仮に此の書を離れて、顕昭の日本紀歌注の体裁を想像して見ても、やはり此の書のやうな体裁であつたらうと考へられる。それ故、此の書全体を顕昭の著と解するのは甚道理ある事であつて、実際自分が此の書を研究した時も亦さういふ考を起したのである。併しながら、此の書の本文と註釈の文との間に訓の一致しないところがあつて、本文の部と注の部とが果して同一人の手に出たものかどうか疑はしく、又註釈の文の初には一々「顕昭法師注云」（圏点橋本氏、稿者注）とあつて、もし此の書が全

部顕昭の著であるとすれば、此の一句も亦顕昭の書いた者としなければならないのであるが、朝廷に上る書に自ら「顕昭法師」と名のる事があるかどうかに就いて疑があつた為、此の書全部を顕昭の作とするに躊躇し、唯、注の部分が顕昭の日本紀歌注の文である事だけを認めたのである。さうして右に挙げた疑問の諸点は自分には今日でもまだ全く解決せられたのではないからして、佐佐木博士の説は之を確説と断定するには幾分の危惧を感ずるけれども猶十中八九は正しからうと思ふのである。（著作集第十二冊、二〇一頁）

ところが、橋本氏の紹介された東京帝国大学国語研究室蔵本は大正十二年関東大震災で焼失し、再び披見調査することが不可能になってしまったのである。

その後、野村八良氏は彰考館蔵本を実見の上、橋本氏が疑問と感ぜられた点を重く見て、「顕昭の自著としては首肯し難き物にして、寂恵が書写せしめし弘安七年以前に、何人かの手によりて、顕昭の注を引きて抄録せしものならんと思惟せらる。」（『国文学研究史』大15刊、九三頁）とされた。

佐佐木氏は晩年の『国文学の文献学的研究』（昭10刊）に至るまで顕昭著作説を堅持され、久曽神昇氏も『顕昭・寂蓮』（昭17刊）において、それに賛同されている。久曽神氏は顕昭著作説に対する疑問の第一である「顕昭法師注云」という書き方について、顕昭の他の著作、例えば『袖中抄』に「顕昭云」が頻出することから不審ではないとされ、更に「諸文献には「顕昭云」とあつて、「顕昭法師云」といふやうに「法師」を用ゐたものはないが、日本紀歌注は、法橋を望んで著されたのであり、その書式にもその理由が推知せられるやうに思ふ。」（同書二四九頁）と述べられた。

このように、顕昭の『日本紀歌注』は戦前活発な論義の対象になったものの、戦後は、東京帝国大学国語研究室蔵本の焼失と彰考館蔵本の一時存否不明（実際は従来紹介されていない一本と併せて二本現存）のためか、僅かに関靖氏『金沢文庫の研究』（昭26刊）に金沢文庫本の観点から言及された程度に止まっている。また、柏木政矩氏蔵といわれる原本の所在も明らかになっていない。(12)

ところが、失なわれた東京帝国大学国語研究室蔵の影写本をその焼失以前に転写した本が京都大学文学部国語学国文学研究室に存在しており、これにより、橋本氏論文を通じてしか窺い

知ることができなかった『仮名日本紀』の第一帖（神代より開化紀まで、但し、綏靖紀以下は歌謡がなく従って記事もない）の内容が判明するとともに、第二帖の比較により柏木本と彰考館蔵本が同一書であることが再確認され、かつ両本の関係等についてもかなりの程度明確にする事が出来るようになった。

実は、この京都大学蔵本に初めて言及紹介されたのは、小島憲之氏で、大著『上代日本文学と中国文学』上巻（昭37刊、五一八頁等）で触れられた他、口絵に書影まで掲げられているのであるが、従来顕昭の注釈という観点からは注目されぬままになっていたのである。

そこでこの京都大学蔵本を改めて紹介し、次いで彰考館蔵本二本についても述べることとする。

京都大学文学部国語学国文学研究室（国文学—CcII—二）本

〔大正〕写　一冊

袋綴。淡茶色表紙（二六・五×一八・七糎）、左肩子持枠題簽「仮名日本紀零本」。料紙、楮紙。第一丁オ左肩扉題「仮名日本紀零本」。第二丁オに原本第一帖の表紙を臨写する。それによれば、表紙中央に打付書し、「仮名日本紀自第一至第四」とあるが、原本の表紙上部破損のため「仮」字の上半が失われている。更に左下に梵字で「ケンア（劍阿）」と書かれており、右下に「杉園蔵」の蔵書印が朱で模されている。また第五二丁オに第二帖の表紙が同じく臨写され、中央に打付書し「仮名日本紀自第五至第八」、左下に梵字で「ケンア」、右下に「杉園蔵」の蔵書印を朱で模している。墨付、扉一丁の後、第一帖表紙臨写一丁、第一帖本文四九丁、第二帖表紙臨写一丁、第二帖本文一八丁、書名未詳断簡五丁、小杉榲邨識語一丁、計七六丁、遊紙、なし。字面高さ、約二〇・一糎、顕昭注約一字下げ。毎半葉一〇行書。全巻片仮名交り文。内題、「日本書紀巻第二」「日本紀第二（一八）」。奥書は以下の如くである。

（日本紀第二末）

本云

文永十年五月十六日以二当黄門経俊卿本一／書写校合早

正議大夫大常大卿在判」

本云

建永二年五月六日以二正本一書写早　印稚（ママ）

右本故順教房子息前天文博士忠顕／朝臣所持也、借二請之一

正慶元年中冬／十有余日於二相州鎌倉之郡佐介答（ママ）／蓬屋（谷カ）一書

写校合早

（日本紀第四末）

書本ノ（ママ）　　正議大夫在判

文永十年五月廿九日　校合了／

本、（ママ）

建永二年五月三日以二正本一書二写之一了

又云

弘安七年仲春之候令レ誂二書心性房一了

一校了　　寂恵

于レ時正慶元年霜月中之三日以二右本一言（ママ）写了／　　暹阿

（日本紀第八末）

本云

弘安七年春令レ誂二書心性房一了／　　寂恵」

正慶元年仲冬十有余日以二右本一／書写校合畢　　暹阿

（巻末、小杉榲邨識語）

右仮名日本紀二帖柏木政矩珍蔵ス、蓋曽テ／一古刹ニ得ル所ナリト云、蓋シ（朱）原本所謂草子綴ニシテ／厚漉杉原紙一枚両面ニ筆ヲ下セリ、其古拙ノ風致／実ニイハム方ナシ、偶借覧ノ余暇一書生ニ影写／セシメテ博古ノ備考ニ充ツルモノナリ

詞林隠士桑門暹阿于時五十八

明治十年一月八日　　小杉榲邨「榲／村」（朱印似書）

本書は小杉榲邨の識語、蔵書印の模写により、橋本氏紹介の国語研究室蔵本の写しであることがわかる。また、大正九年二月二十五日の受入スタンプが捺されており、橋本氏論文が発表されて以後、関東大震災で該本が焼失するまでの間に書写されたこともわかる。なお、国語研究室蔵本は忠実な影写本であったと思われるが、本書は古体の仮名がほとんど見られないことから、影写もしくは臨写ではなく、単なる転写本と見られる。しかしながら、漢字仮名の区別や行数字詰はそのままと思われ、また難読箇所や虫損、破損箇所はその状態を模しており、その点では原本の面影を相当程度窺うことができる。また、本書は朱印の模写以外には朱は一切なく、合点も墨筆である。原本にも朱は一切なかったとは確言出来ないが、次に述べる彰考館蔵本でも合点は墨筆であるから、原本もそうであったかもしれない。

なお、合綴されている仮に書名未詳断簡と呼んだものは、「青黄元気成天地〻〻云二儀（ト）天地人云三才次盤古君〻〻〻時天高一丈地厚一丈」に始まり、中国の天地生成から天皇、地皇、三皇五帝より十四代の王朝（宋代まで）を列記したもの、『伊勢物

語』関係人物と思われる人々の系図、業平の事蹟を仏神に付会した片仮名交り文等を雑然と集めたもので、『仮名日本紀』との関連は認められず、何故ここに合綴されているかは不明である。この書名未詳断簡は次に述べる彰考館蔵本にも二本共に収められている。

彰考館蔵（丑三―四八四）本（A本）

貞享二年写　　一冊

袋綴。淡茶色表紙（二九・三×二〇・六糎）、左肩朽葉色題簽「仮名日本紀欠本」。料紙、斐楮交漉紙。墨付、一～二一丁が『仮名日本紀』、二二～二七丁が書名未詳断簡、遊紙、前一丁、後なし。字面高さ、『仮名日本紀』の和歌・本文約二三・五糎（頭に付された歌番号を含む）、頭昭注は和歌・本文より約一字下げ。毎半葉八行（一オのみ九行、次述）。内題「仮名日本紀」とあり、次行に「日本紀第五」、以下「日本紀第八」に至る（なお、第八は「足仲彦天皇　仲哀天皇」とあるのみで歌なし）。但し、「仮名日本紀」の一行は墨色を異にし、後から書入れたらしく、一オのみ行数が一行多い九行となっている。

奥書は、二一オに

□安七年春令誂云心性□ノ／　寂恵
本云弘(朱)　房(朱)(ママ)

二一ウに

正□元年仲冬十有余日以二右本一／書写校合畢／　逼□
慶(朱)　齊(朱)

とある。文中朱の傍書で訂正してある元の字は、「弘」は旁が「口」の異体字、「房」「慶」はそれぞれの草体、「齊」は人篇に「郷」の篇部分を旁に書いた字が書かれている。本文にも同様の朱訂が数多く見られるが、いずれも難読箇所を底本の字体を模写しておき、後に推読して朱で傍書したものと認められる。

また、書名未詳断簡の末尾二六ウ左下に「称名寺第二世明忍房(朱)／剱阿本」とあり、二七オに、

貞享乙丑季春以二武州金沢／称名寺文庫本一写焉

そして左下隅に「本紙弐拾六葉」とある。「弐拾六葉」は貞享の奥書を除いた丁数である。

これによって本書の原本が金沢文庫本であったことが明らかである。本書の書写態度は虫損跡も忠実に残し、難読文字はその字体を模写し、後の調査に備えているが、片仮名に古体が見えないことから、全体が臨写ではなく、虫損残画、難読文字に限って模写しており、字詰も原本に従っていない。また、書写者の読解力はさ程優れているとは思われず、比較的簡単な文字も模写してそのままにする場合が多い。全巻朱で読点を施す他、

歌謡の原文の右傍に朱片仮名で訓みを付す。いずれも京都大学蔵本にはないものである。

なお、次掲のB本は本書によって、その朱訂部分のかなり多くを本行化した一種の清書本である。佐佐木、野村両氏が調査されたのはB本であり、本書を調査されたのは関氏のみである（関氏がB本も見られたか否かは著書を見る限りでは明らかでない）。

彰考館蔵（丑三―五二五）本（B本）

〔貞享元禄〕写　一冊

袋綴。『神代六首和歌』、書名未詳断簡合綴。朽葉色雲母引表紙（二九・六×二〇・〇糎）、左肩朽葉色題簽「日本紀歌抄」。料紙、『神代六首和歌』が斐楮交漉紙、その他薄葉斐紙。墨付、一～一五丁が『神代六首和歌』、一六～四〇丁が『仮名日本紀』、四一～四六丁が書名未詳断簡、遊紙、なし。字面高さ、『仮名日本紀』の和歌、本文約二二・〇糎（頭に付された歌番号を含む）、頭昭注は、和歌、本文より約一字下げ。毎半葉八行。以下A本と同一であるが、字詰は一致せず、従って墨付丁数も一致しない。

奥書は、四〇オに

本云
弘安七年春令誂云心性房ノ（ママ）／　寂恵

四〇ウに

正慶元年仲冬十有余日以二右本一／書写校合畢／　暹儕

とあり、全てA本の朱傍記に従い改めている。本文もA本の朱傍記に従い本行化した箇所が多く、中にはいかがかと思われるものもあり（奥書中の人名「暹儕」もその一例）、更にA本の朱傍注の範囲を超えて意改した場合もあり、注意を要する。

表紙見返しには「明月記云建永二年（承元ヽ年イ）五月二十日顕昭付／家長進日本紀歌注云云望申法橋云ヽ」と注（11）に引用した『明月記』の一文が書き付けられている。

また、本書の前に合綴されている『神代六首和歌』は本書とは別筆で、素戔嗚尊「夜句茂多（ヤクモタツ）苑」以下神代紀の和歌六首を注したもので、先に片仮名交り文の注があり、その後に平仮名交り文の注を加えている（いずれか一方を欠く場合もある）。末尾に貼紙して、

右神代哥抄　元禄丙子之春／以二京師広庭升伯所蔵之本一／
騰（ママ）写

とある。「元禄丙子」は元禄九年（一六九六）で、『仮名日本紀』が金沢称名寺の文庫で書写された貞享二年より十一年の後であ

り、原本も京都で写されているのであるから、『神代六首和歌』は『仮名日本紀』とは直接の関係はないと考えられる。しかしながら、野村氏が、『国文学研究史』で、

（神代六首和歌の）中に、

我曩祖九代兼直、日本紀弟子歌仙一流九（著者〈野村氏〉曰、六の誤）条顕輔卿、其子清輔、其弟顕昭（「弟」朱補入、川上注）ハ法師ソ、此平家ノ比ィ定家時分ソ、日本紀ニ歌六十余首あり、神代には六首あり、其和歌を顕昭か註して、兼直ニ問ソ、神道を受伝て、此註を見せたことそ。……

の言あり。是に由れば、卜部家の著たるに相違無し。兼直を九代の祖と云へば、卜部氏系図に拠りて、著者はまさしく兼倶となるなり。右の文面に拠りて、一方には顕昭が神道方面に於ける兼直との関係の知らるゝは、本史上の一新事実として注意せざる可からず。（同書九二―三頁）

と指摘されたように、この書は卜部兼倶辺りの著作（仮名抄）と思われ、顕昭の『日本紀歌注』に言及しているところから、彰考館において便宜上合綴されたものであろう。卜部兼倶は、永正八年（一五一一）二月十九日に七十七歳で薨じている（『公卿補任』等）から、もとより正慶元年（一三三二）書写の『仮名日本紀』の成立及び書写に直接かかわるはずはない。顕昭『日本紀歌注』の影響と流布を窺う資料として注目すべき点を有するに過ぎない。

さて、ここでまず第一に柏木本と彰考館蔵本との関係を明らかにしなければならない。両本が同一書で彰考館蔵本が柏木本の第二帖に相当することは、既に認められているが、国語研究室蔵本を実見されたのは、橋本氏一人のみであるから、ここで念のため共通部分である第二帖（第五―八）を比較してみると、両本はまぎれもなく同一書で、体裁等も全く同一で、たまたま異なる場合は彰考館蔵本に校訂が加えられているに過ぎない。更に柏木本の表紙には梵字で「ケンア」の署名があり、一方彰考館蔵A本には「劔阿本」とあることから、柏木本即ち彰考館蔵本の言う金沢文庫蔵劔阿本そのものではないかとの推測が生じてくる。そこで第二帖を更に比較すると、漢字仮名の区別、曖昧な字体、難読文字、誤字脱字等が一致しており、到底無関係とは思えない類似がある。決定的なのは第二帖の冒頭に見られる破損による欠字箇所であり、京都大学蔵本によれば、柏木本第二帖の最初の二、三丁は左端の中央辺りが鼠害に罹ったか

のようにちぎれており、最終行の中途数字が欠けている。この箇所が彰考館蔵本でも全く同様に欠字になっており、字数までほぼ同一で、彰考館蔵本が書写された貞享二年（一六八五）から柏木本が影写された明治十年（一八七七）までの二百年近くで破損はほとんど進行しなかったことまで判明する。[13]

これにより、彰考館蔵本は柏木本第二帖の転写本であることは明らかであるが、ここに大きな疑問を生ぜざるをえない。それは、貞享二年に彰考館が称名寺で書写した際、第二帖（第五―八）しか存在しなかった『仮名日本紀』が何故、明治初年に柏木氏の許に第一、第二帖共に揃って存在したのかという問題である。しかも、江戸時代、称名寺には『仮名日本紀』は第二帖しか見当らなかったことには他に傍証が存在しているのである。

それは、関靖氏『金沢文庫の研究』に翻刻されている『称名寺書物之覚』（六三二―六五二頁）及び享保三年（一七一八）称名寺『書籍目録』（三九八―四〇六頁）である。

前者は関氏によれば、延宝九年（一六八一）七月以降に、称名寺の書物を調査した前田松雲公の家臣津田太郎兵衛光吉が記し、主君へ進めた調査書であるが、その中に、

一仮名日本記（ママ）自第五至第八　無作人　十八枚一冊
　日本記ノ歌ヲ注仕候　顕昭法師ノ注御座候
　奥書
　本云
　　弘安七年春令誂書心性房了　　寂恵
　　正慶元年仲冬十余日以右本書写校合畢　　遅信（ママ）

と見えているのは正しく本書である。延宝九年は彰考館蔵本が書写された貞享二年に先立つこと僅か四年であり、当時称名寺に第二帖しか見当らなかったことは確かである。

また、後者は、享保三年（一七一八）、幕府の命で一時江戸に運ばれた称名寺の書籍目録で、それにも「仮名日本記（ママ）　一冊」とある。

つまり江戸時代を通じて称名寺には『仮名日本紀』は一帖しか見当らなかったことになる。しかしながら、疑問は疑問として明治初年第一、第二帖共に柏木氏の許にあり、それが転写され今に伝わったことは幸いである。

強いてその間の事情を推測すれば、たまたま江戸時代第一帖がどこかにまぎれ込んでいて発見出来ず、その後発見され、一具となってから金沢称名寺を流出し、柏木氏に渡ったと考えら

れなくもない。

更にもう一つの可能性は、正慶元年奥書の筆者が、影写本では「暹阿」と読まれているのに、彰考館蔵本では「暹儕」、『称名寺書物之覚』では「暹信」とされているのは或いは江戸時代称名寺に存在した『仮名日本紀』が劔阿本そのもの（つまり柏木本）ではなく、既に転写本でしかも第一帖を失っていたのかもしれぬという推測である。つまり破損欠字は転写本にも欠字として書写されていたと考えるのである。勿論これも一つの可能性に過ぎない。

また、柏木本に「金沢文庫」印がなかったらしい点から称名寺より流出したものではないとする考え方は、金沢文庫本に必ずしも文庫印はなく、文庫印を捺すものは寧ろ少数であると既に関氏の詳細に説くところであるから受け容れ難い。むしろ小杉氏識語に「曽テ一古刹ニ得ル所ナリト云、」とあるのはそのことをおぼめかしているとも考えうるであろう。

なお、奥書中に現われる人物について簡単に述べると、橋本氏が指摘されたように「正議大夫大常大卿」（つまり正四位上神祇大副）は本書神武紀の頭注に見える卜部兼文であり、また、「印稚」は「印雅」の誤りで、印雅は宮内庁書陵部蔵『散木奇歌集』（『私家集大成』所収）奥書によれば、顕昭から和歌文書を伝えられた弟子で、宮内庁書陵部蔵伏見宮旧蔵顕昭本『古今和歌集』（昭36書陵部複製）の真名序末識語に署名した人物である。(14)

寂恵については、和歌史上では著名であるので省略する。(15)

暹阿は伝未詳。

劔阿は金沢称名寺第二代長老、明忍房と称し、数多くの著作並びに書写本を残し、延元三年（一三三八）十一月十六日寂、年七十八。関氏著書に詳しい。

さて、本書について考察する場合避けて通れないのが、本書が顕昭撰述のままであるのか、それとも顕昭の注を引用した後人の著作であるのかという問題である。しかしながらこの問題は、橋本氏がかなり迷われた末に、結局結論を保留されたように、難しい問題で、現在のところ未詳とする他ないように思われる。

そこで、ここでは本書の内容を多少詳細に紹介し、後考を俟つこととしたい。基本的には京都大学蔵本により、第二帖においては、必要があれば彰考館蔵本も参照することとする。

本書第一帖は巻頭に「日本書紀巻第一」とあり、次行に「神

代上」として三行目より本文に入る。神代の上下においては、『日本紀』本文にかなり忠実な訓読が行なわれており、多少の省略はあっても、歌謡のない章段も含めて片仮名交り文で訓読していっている。その場合本文によっており、「一書」は省略されているが、逆に本文を省略し、「一書」を「注云」として掲げている場合もある。どの程度忠実な訓読であるかを示すため、本書神代上の巻頭と日本古典文学大系本の同じ箇所の訓読とを並べて掲げることとする。

本書

イニシヘニアメツチイマタワカレスメヲワカレサル時ニマロカレタル事トリノ子ノコトクシテクラケナスタ、ヨヒテアシカヒヲフクメリ、其スミアキラカナルモノハタナヒキカスミナヒキテアメトナル、オモクニコレル物ハツ、キテツチトナル、カ、レハアメサキニナリテツチ後ニサタマル、シカアテ後ニ神其ナカニアレマス、アメツチヒラクルハシメニクニツチノウカヒタ、ヨヘルコトタトヘハアソフウヲノ水ノ上ニウケルカ如シ、時ニアメツチノナカニヒトツノモノナレリ、カタチアシカヒノ如シ、スナハチ神トナル、クニノトコタチノミコト、名ツク、ツキニクニノサツチノミコト、ツキニトヨクムヌノミコト、スヘテミハシラノ神マス、アメノミチヒトリナル、コノユヘヲトコノカキリナル、ツキニカミイマス、ウイチニノミコト、スヒチニノミコト、ツキニカミマス、オホトノチノミコト、オホトマヘノミコト、次ニカミマス、オモタルノミコト、カシコネノミコト、次ニ神マス、イサナキノミコト、イサナミノミコト、スヘテヤハシラノ神マス、アメツチノミチアヒマシハリテナス、コノナトコヲムナヲナセリ、

一書ニイハク、コノ二神ハアヲカシキネノミコト也、（読点を私に付す。以下同じ）

日本書紀訓読文

古に天地未だ剖れず、陰陽分れざりしとき、渾沌れたること鶏子の如くして、溟涬にして牙を含めり。其れ清陽なるものは、薄靡きて天と為り、重濁れるものは、淹滞ゐて地と為るに及びて、精妙なるが合へるは搏り易く、重濁れるが凝りたるは竭り難し。故、天先づ成りて地後に定る。然して後に、神聖、其の中に生れます。故曰はく、開闢くる初に、洲壌の浮れ漂へること、譬へば游魚の水上に浮けるが猶し。時に、天地の中に一物生れり。状葦牙の如し。便ち神と化為る。国常立尊と号す。（割注省略）次に

国狭槌尊。次に豊斟渟尊。凡て三の神ます。乾道独化す。所以に、此の純男を成せり。

（一書省略）

次に神有す。埿土煮尊。（割注省略）沙土煮尊。（割注省略）次に神有す。大戸之道尊。（割注省略）大苫辺尊。（割注省略）次に神有す。面足尊・惶根尊。（割注省略）次に神有す。伊弉諾尊・伊弉冉尊。

一書に曰はく、此の二の神は、青橿城根尊の子なり。

（一書省略）

凡て八の神ます。乾坤の道、相参りて化る。所以に、此の男女を成す。

日本古典文学大系の訓読は神代巻では主として卜部兼方本に拠ったものとされているが、『日本書紀』古訓の詳細については稿者の能力を越えるので、『仮名日本紀』の訓みがどのような性格のものかは専門研究者の研究に俟つとしても、両者が類似していること、『仮名日本紀』が相当程度原文に忠実であることは見てとれる。そこには、荒唐無稽な説話化の方向は全く存在しない。そして、忠実に原文を逐って行くという方法は神代上下については一貫した態度であり、神武紀以後が歌謡の背景説明のため、必要最小限度しか『日本紀』本文の訓読を掲げないのに対し、神代紀では歌謡のない章段も含めて連続的に訓読している。このため、最初の歌謡である素戔烏尊の「ヤ雲タツイツモヤヘカキツマコメニヤヘカキツクルソノヤヘカキヲ」に至るまでに一一丁にも亘って『日本紀』の訓読が続いていることになる。これは確かに「仮名日本紀」という外題にふさわしい書き方である。

実はこの辺りにも、この『仮名日本紀』が顕昭著であるかどうかについて、その発見紹介者である橋本、佐佐木両氏の見解が分かれた原因があったのではないかと思われるのである。と言うのは、先に述べたように本書は神代紀は歌謡の有無にかかわらず全体を訓読しようとしているのに対し、神武紀以降は歌謡にかかわる部分のみを抄出している。橋本氏は神代紀の部分も見られたが、彰考館蔵本で検討された佐佐木氏は当然のことながら崇神紀以後しか見られなかったわけである。本書は神武紀以後は『日本紀歌注』というにふさわしい形式を採っているのに対し、神代紀は「ヤ雲タツ」の歌にたどりつくまでに直接その歌とは関係のない『日本紀』の訓読が一一丁も続いており、歌謡に顕昭の注が加えられていると言っても、『日本紀歌注』

と称するには形式的に整備されていないような感じが拭えない。おそらく、これを見た橋本氏はその点にも疑問を感じ、顕昭著と考えるのを躊躇され、一方見られなかった佐佐木氏は本書が顕昭『日本紀歌注』にふさわしい形式を採っていると思われたのであろう。

ともあれ、神代紀の部分は顕昭著作そのままと見るには疑問のある書き方である。

さて、本書の歌謡を注する形式であるが、まず歌謡の原文を掲げ、次に片仮名交りで訓読するが、地の文の訓読の場合と同じく、清濁の別、声点等は付されていない。なお第二帖である崇神紀以降は歌謡の頭に「ヤ雲タツ」から始まる歌謡番号（「十六」より「廿六」まで）が付されているが、何故か第一帖には付されていない。また、彰考館蔵本には、歌謡の原文の右傍に朱片仮名で訓を付すが、京都大学蔵本にはなく、重複することでもあるので、これは彰考館蔵本で新たに付せられたものであろう。

次に、「ヤ雲タツ」の歌謡の注を参考に掲げるが、顕昭の注はかなり長文なので、途中までとし、例示するにとどめる。

（歌謡原文省略）

ヤ雲タツ　イツモヤヘカキ　ツマコメニ
ヤヘカキツクル　ソノヤヘカキヲ

スナハチクニトモニミトノマクハヒシテオホアナムチノ神ヲウム、ヨテミコトノリシテイハク、吾コノミヤノツカサハスナハチアシナツチ、テナツチ也、カルカユエナヲ二ハシラノ神ニタマイテイワク、イナタミヤシノ神、稲田宮主事（サヤミ）（ママ）ステニスサノヲノミコトツキニネツクニマカリシリソキヌ、

顕照法師注云、コノ素戔烏尊ノウヘ（ママ）タハ日本紀ノ注ニモミエタル事ハヘラス、古今真名序ニイワク、神代七代時質人停（ママ）情欲無レ分和哥未レ作、逮二于素戔烏尊到二出雲国一始有二三十一字之詠一、今反哥之作也云々、又同序ニ四条亜相公任卿ノ注ニイハク、素戔烏尊欲レ婚二奇稲田姫一達（ママ）宮時見二其地八色雲起一所レ詠也云々

但私案云、五色雲タツト申本文モ侍ハ八雲タツコトモ侍ナム、此スサノヲノミコトナラヒニイナタヒメカコトニハ八ソコトオホク書ノセタリ、ヲトメカヲロチニノマレタリシ数ヲ申ニハ八筒（ママ）ノヲトメ有キトイヘリ、又ヤマタノヲロチトイヘリ、ヲカシラヲノ〳〵八ト云ヘリ、又ヤシヲ、リノミキトカケリ、又サスキヲツクルコトモ八マトイヘリ、又

ヲロチモ八ヲカ八タニヲハヒワタルトアリ、又ヤヘカキモタヨリアリ、又サカフネモ八アリ、サレハ瑞雲ニモ八イロノ雲ノタヽムコトモタヨリアリ、又何事ニモ世間ノ事ニハ八アル事ホオシ、或八タノカヽミ、ヤスミ、ヤシマ、ヤサカニナトモイヘリ、又ヤヘカキハ常事也、アシノヤヘカキ、ヤヘ山、ヤヘクモ、ヤクラ、又イツモト侍ハカノ時八。色雲ノ立タルヲクモ出ト立トハオナシ心ナレハヤカテカノ国ノ名ニツケハシメタルニコソ、紅ノヤシホノ、又物ノカスノ多カルヲ八ト申ハ陰ノキハメニシテ八トイヒ八十トイヒ八万トイヒ八千トイヒ八百万ト申常ノ事ナリ、八ソウチ八ヲカ八千代ナトモヨミナラハセリ、(以下略、合点省略)

このようにして、神代紀上は終わり、神代紀下に移るが、巻頭は次のようである。

日本紀第二

神代下

同巻注云、アマテルオホム神アメワカヒコニミコトノリシテ。ハク、トヨアシハラノナカツクニハコレワカコノキミタルヘキ国也、シカルニチハヤフルアレ(ママ)キ神アリ、カルカ故ニイマシマツユキテムケヨトノタマイテアマノカコ弓ヲヨヒアマノマカコヤ

本書ニハアマノ羽ハヽ矢ヤ

給テツカハス、アメワカヒコミコトノリヲウケテキタリクタリテサハニアキクニタマノムスメシタテルヒメヲメトシテ八トセニナルマテニ返事マウサス、カルカ故アマテルオホカミスナハチオモカネノ神ヲメシテソノマウコサルカタチヲ問給トキニオモヒカネノ神ヨロシクキシヲツカハシテ是ヲトフ、爰カノ神ノハカリ事ニシタカイテ雉ヲツカワシテコレヲウカヽハシム、(以下略)

ここで「同巻注云」としているのは、本文ではなく一書である。本文によらずに一書によっているのは、次の歌謡「アメナルヤヲトタナハタノ」及び「アマサカルヒナツケ(ママ)ノ」が一書中にあるためである。次に『日本書紀』一書の訓読を示す。

一書に曰はく、天照大神、天稚彦に勅して曰はく、「豊葦原中国は、是吾が児の王たるべき地なり。然れども慮るに、残賊強暴横悪しき神者有り。故、汝先づ往きて平けよ」とのたまふ。乃ち天鹿児弓及び天真鹿児矢を賜ひて遣す。天稚彦、勅を受けて来降りて、則ち多に国神の女子を娶りて、八年に経るまで報命さず。故、天照大神、乃ち

思兼神を召して、其の来ざる状を問ひたまふ。時に、思兼神、思ひて告して曰さく、「且雉を遣して問ひたまふべし」とまうす。是に、彼の神の謀に従ひて、乃ち雉を使して往きて候しむ。

先に挙げた箇所に比べて、やや原文から離れる点もあるがまずは忠実な訓読と言ってよいであろう。このように神代紀は全体を通して忠実な訓読に終始している。

一方、神武紀以後は歌謡にかかわる部分のみを抄出している。その冒頭の本文を引用する。

日本紀第三

神日本磐余彦天皇　　神武天皇

彼天皇ノ御代ツ戊午年チノエムマノトシミカト兄猾ヨヒ弟猾メ（以下誤脱あるか）ス時ニエウケシマウコス、オトウケシスナハチマウケリ、ヨリテエウケシサマサマナルワサヲ

カタチハスナハチ天皇道臣命ヲツカハシテウケシヲノレ（ママ）

機ヲフムテオソレシヌ、トキニソノ子ヲヒキイタシテコレヲキル、ナカレタルチツフ

ナキヲイル、、カルカユヘソノ地ヲナツケテ菟田血原トイフ、オトウケシオホキニ牛酒ヲマウケテモテ皇師ヲ労ー饗ス、天皇ソノシ、サケヲイクサノヒト、モニアカチタマフ、スナハチ御哥ヨミシテイハク

（歌謡原文省略）

ウタノタキニシキワナハルーワカマツヨシキハサヨラスー（ママ）

イスクハシークチラサヨリーコナミカーナコハサハータチ

ソハノーマノナケクヲコケシヒエネーウハナリカーナコハ

サハーイチサケキーマノオホケクヲーコケターヒエネ

顕昭法師注云、ウタノタカキニシキワナルトヨメルハ天皇ノメストコロノ兄ウケシヲヨヒオトウイシコノフタリハウタノ県ノヒトコノカミトイヘリ、オトウケシハメシニシタカヒテマイレリ、エウケシハマイラス、サカサマナルワサ（ママ）

ノミエシカハ天孫ミチノヲミヲツカハシテウタシム、ソノ（見）（道臣）

チナカレテツフナキヲイル、ソノ地ヲウタノチハラトイフ、

サレハウタノタカキニシキワナハルトハタカキハキノタカ

キニアミヲハリテシキヲトルニヨセタリ、（以下省略）

本文に誤脱があるらしく通じない箇所があり、また歌謡の本文の訓みと、顕昭の注とに字句の齟齬があり、こういった点が橋本氏が本書が顕昭著そのままであることを疑われた点の一つでもあるが、他の箇所も含めて大体何らかの誤脱と認めうるよ

うで、この点のみで顕昭著を否定することは出来ないかと思われる。

この部分の『日本書紀』の訓読は次のようになっている。

秋八月の甲午の朔乙未に、天皇、兄猾及び弟猾を徴さしむ。（割注省略）是の両の人は、菟田県の魁帥なり。（割注省略）時に兄猾来ず。弟猾即ち詣至り。因りて軍門を拝みて、告して曰さく、「臣が兄兄猾の逆をする状は、天孫到りまさむとすと聞りて、即ち兵を起して襲はむとす。皇師の威を望見るに、敢へて敵るまじきことを懼ぢて、乃ち潜に其の兵を伏して、権に新宮を作りて、殿の内に機を施きて、饗らむと請すに因りて作難らむとす。願はくは、此の詐を知しめして、善く備へたまへ」とまうす。天皇、即ち道臣命を遣して、其の逆ふる状を察めたまふ。時に道臣命、審に、賊害之心有ることを知りて、大きに怒りて誥び嗔ひて曰はく、「虜、爾が造れる屋に、爾自ら居よ」といふ。（割注省略）因りて、劒案り弓彎ひて、逼めて催ひ入れしむ。兄猾、罪を天に獲たれば、事辞る所無し。乃ち自機を踏みて圧はれ死ぬ。時に、其の屍を陳して斬る。流るる血、踝を没る。故、其の地を号けて、菟田の血原と曰ふ。已にして、弟猾大きに牛酒を設けて、皇師に労へ饗す。天皇、其の酒宍を以て、軍卒に班ち賜ふ。乃ち御謠して曰はく、（割注省略）

菟田の　高城に　鴫鷸張る　我が待つや　鴫は障らず　いすくはし　鷹等障り　前妻が　肴乞はさば　立稜麦の　実の無けくを　幾多聶ゐね　後妻が　肴乞はさば　斎賢木　実の多けくを　幾多聶ゐね

『日本書紀』の訓読と比較すると相当の誤脱と省略があるようである。

さて、本書が顕昭著のままであるのか、後人により顕昭注が取り入れられて、再編集されたものであるかは、決め手を欠くので保留するとして、「顕昭法師注云」として引用されている注が、正しく顕昭の注であるか否かを、念のため他の顕昭の著作と比較してみる。

(A)神武紀「カムカセノイセノウミノオミイシニ」の注

（前略）又承暦二年四月廿八日内裏哥合尓経信卿祝哥云、ワカヨハヒツキシトソ思カミカセヤミモスソカハノスマムカキリハ　此哥合ノ後ニ或人夢唐装束シタルオムナオホクナラヒキ

テ此哥ヲ詠吟ヲノ〳〵感歎云、此哥ニヨリテ皇帝御宝算可下令二増長一御上之由令レ申云々、彼哥合ノ時御年廿六歳也、其後五十二年天下ヲ知食御、宝算七十七歳云々、

（後略）

(a)『袖中抄』第十二「カミカゼ」

（前略）承暦歌合ニモミモスソガハコソユクスエ思ヤリフカウスミワタリタルコヽチシテ　ナミモタチマサリタルカタニヤト　人〳〵ノタマフメリシカトテ勝トハベメルウヘニ　彼歌合ノヽチ或人ノユメニ唐装束ノ女共オホクナラビヰテ詠吟シテ　此哥ヲ各感歎シテ云　依此哥ニテ帝皇御宝算可シト増長スレ云々　遂ニ七十七ニテ崩御云々　哥合ハ承暦二年四月廿八日也　帝ノ御年廿六也　五十二年天下ヲヽサメヲハシマス　末代難有事也

（後略）（橋本不美男、後藤祥子氏『袖中抄の校本と研究』昭60刊、二五三―四頁）

(B)崇神紀「コノミキハ」の注

（前略）フルヲハ（ママ）ナルト云詞ヲハナスト云ケリ、……古今集ニモ、カキナスコトノトヨメルハカキナラスコト、申同詞也、

（後略）

(b)『古今集注』「アキカゼニ」（586）歌の注

カキナストハ、カキナラスト云也。（日本歌学大系本、二六九頁）

(C)崇神紀「ヤクモタツ」の注

（前略）フルクハ和琴ノ緒ニモカツラヲモシケリ、サテ葛絃ト詩ニモツクレリ、哥ニモヨメリ、後拾遺ノ哥ニ和琴ヲヨメル、カツラノ緒トヨメルヲ経信卿桂ト心エテサルコトヤハアルト難シテ侍ケルヲ撰者通俊卿ハ是ハ葛絃ヲヨメリ、桂ニハアラストノヘタリ、仮名詞ハアシウヨマル、アヤマチオホク出マウテクルコトニ候、俊頼朝臣カ、クチラシヤクモヰカクレニスムタツモトヨミテ侍ヲ基俊ハ鶴ト心エテツル雲井ニカクルト申コトナシト難シテ侍ヲ是ハ葉公龍ヲミムトネカヒタルニアマリニ其志フカクシテ絵ニカキテハミケルニマコトノ龍クタリテ家ノ棟梁ノアヒタワタカマレル事ヲヨメルナリトノヘケレハ基俊閉口云々

又雅親ト申モノ恋哥ニ、恋ワヒテオツル涙ノ玉ナラハチハコノカスニアマリヤワセム　基俊判者ニテ此テハコ（ママ）毛詩ノ千箱ト云事歟、其ハ箱ニハアラス、ソハチ箱トテ車ト云コト也ト難侍ケルニ此哥ハ毛詩ノ文ニハアラス、日本紀ノ珠満千箱ト申コトヲヨミテ侍ナリ、和哥ニハスコシタヨリ侍歟トノヘ侍

ケリ、雅親放光云々、（後略）

(c)『顕昭陳状』恋九、寄絵恋

（前略）法性寺殿御歌合に、俊頼朝臣恋歌に、

くちおしや雲ゐがくれにすむ龍も思ふ人にはみえけるものを

是は、葉公が龍をみんとねがひて、龍天形を画（エカ）ける時、龍下て棟梁之間にわだかまる事をよめりける。判者基俊、たづといへると存て、「鶴雲にすむといふ事やはある」と、もろくの鶴の才学を尽せり。甚以無レ詮歟。六条左京兆の歌合に、雅親歌云、

恋わびておつる涙の玉ながら千箱の数にすぎもしなまし

是は、日本紀に「白玉千箱」とかけるは「しら玉ちはこ」とよめるをゑいじて侍けるに、判者基俊は、「毛詩千箱は車と云事也、箱は僻事也」とことはれりければ、雅親、是も日本紀の千箱の玉を詠ずるよし申ければ、判者の毛詩の勘文もよしなく侍にけり。又、歌合ならねども、後拾遺に、能宣朝臣歌、

たえにけるはつかなるねをくりかへしかづらのをこそきかまほしけれ

是は、葛絃と云事をよめりけるを、経信卿難後拾遺云、「琴に桂絃と云事やはある」と難ぜり。通俊卿答云、「是は葛絃なり。『風排二琴上一葛絃鳴』と作れり」と云。管絃に長ずる才人も、思忘ぬる時は、不レ及レ力事也。（後略）（小西甚一氏編『新校　六百番歌合』昭51刊、五一四―五頁）[16]

(D)景行紀「ハシキヨシ」の注

顕昭法師注云、ハシメノ句ニハシキヨシヲ（ママ）ハ、宇山喜撰法師カ和哥式ニ、八十八物ノ異名シルシ申タルナカニ、女ヲハハシケヤシト申テ侍リ、但顕昭コレヲ案侍ニ、先日本紀ニハ、ハシキヨシトカ、レト（ママ）侍ヲ、イカニソムキテ何文ヲ本躰トシテ、ハシケヤシトハカキテ侍ソ、又ヲトコヲハイハナヒクトイフ、女ヲハハシケヤシトイフトマウセル、又ナニヨリ出侍コトソ、共ニミナオホツカナシ、此紀ニハ男子（マスラヲ）女人（タヲヤメ）又俊頼カ無名抄ニハ、女ヲハハシケヤシトテ、男子　不注、喜撰カ式ヲウツセルカ、仲実カ綺語抄ニハ男（ママ）（ラシヱ）女（ハシケヤシ）但男喜撰ニタカヘリ、以上トモニ日本紀ノ公望私記等ニ不見歟、清輔奥義抄綺語抄ニ同共ニ男女ノ異名トミエス侍キ、其証トミユル、万葉哥等アマタ注出テ候シカト、皆タ、ノ詞トミエ侍ニ、ハシキヨシ、ハシケヤシ、ハシケヨシ、或ハハシキ、

皆物ヲホメタル心詞也、ヲシエヤシ、ヨシエヤシ、ヲシエヤシエヤ、皆物ヲヨシソハナト申詞トミエタリ、（後略）

(d)『袖中抄』第二「ハシキヤシ」

今案ニ　ヨシエヤシハヒトヲバ、メテ　ヨシソハトイフ詞也コノハシキヨシハ誠ニモノヲヨシトホムル詞也　キトケトハ同五音也　サレバハシキヤシハシケヤシ同詞也　ヤトヨト同五音ナレバ　ハシキヨシトモ同詞也

喜撰式云　ハシケヤシトハ女ヲイフ　無名抄　綺語抄　奥義抄　皆オ（な）。ジク女トイヘリ

（中略）

抑清輔朝臣奥義抄ニ　オトコヲバヨシエヤシ　女ヲバハシケヤシトカキテ侍シヲ　万葉ノ歌ドモカキイデ、サモミエヌヨシヲ相論シテ後カキケチテ　男ヲバセナ　女ヲバワギモコトシルシテ侍也　サレバモトノ本ドモニハモトノ様ナレバイカヾトミエ侍リ　喜撰式ニテ女ヲハシケヤシトカキタレバ俊頼髄脳ニモソノ定ニ書テハベル　綺語抄ニ男ヲバヲシエヤシトイヒソヘテハベル　何文ニ　ツキテ侍ニカ　奥義ニハ男ヲヨシエヤシト注セルナリ　フルキフミドモニツキテ古歌ドモヲバ不料簡歟（後略）（三五―六頁）

以上の(A)(B)(C)(D)四箇所について、それぞれ(a)(b)(c)(d)と比較すれば、論の展開、典拠の挙げ方、結論といった点で明らかに顕昭の文章に間違いないことが見てとれ、仮に全体が顕昭の撰述書でないとしても、注の内容はまぎれもなく顕昭のものである。

最後に、本書が顕昭の著作そのものか否かを考える上で考慮すべき事の内、これまで触れなかった事柄二、三を挙げておきたい。

一つは本書第二末にある建永二年（一二〇七）五月六日の印雅の奥書である。前掲論文で西村加代子氏が指摘されたように、この印雅奥書は、顕昭が源家長に付して後鳥羽院に『日本紀歌注』を奉る僅か十四日前であるから、顕昭と印雅の関係から考えて『日本紀歌注』そのもの（献上本ではなく、草稿本、手控本であろう）に付されたものであることはほぼ確実である。従って本書も『日本紀歌注』だとする推論も成り立つことになる。しかしながら、これも本書が抄出本であったり、何人かが顕昭の注を引用する際、印雅の奥書をついでに移写したとも考えられ、決定的とは必ずしも言えないであろう。

もう一つは、本書の神代紀が歌謡のない章段まで訓読している点である。この点は本書が『日本紀歌注』といった歌謡のみ

の注釈を想定していないことを示しているとも考えられるのであるが、神代下の冒頭のように、歌謡が一書に含まれている場合は、本文を採らず一書で訓読する等、必ずしも歌謡の注釈であることを念頭に置かない訓読をしているとは言えないであろう。

更にもう一つは「顕昭法師注云」とする場合、「顕昭」「顕照」が混用されていることである。他の顕昭著作で、顕昭が自称する場合まず「顕照」とした例は見当らない。この点は顕昭の注は後人の引用で「顕昭法師注云」は後人の用いた字句とする見方に有利であろう。ただし、本書の仮名遣いはかなり乱れており、訓読、注いずれにも及んでいるので、元来全て「顕昭」であったのが、一部「顕照」に代わるくらいは問題とするに足りないとも考えられ、これまた決定的ではない。

なお、本書には、顕昭注の中に「師説」という語が時折見えるが、この「師説」は『袖中抄』の場合と同じく『日本紀私記』の「師説」であり、顕昭にとっての「師説」でない点念のため申し添えておく。(17)

〔注〕

(1) 菅原(五条)為賢は『公卿補任』『諸家伝』等によれば、参議為清卿男、康正元年(一四五五)八月廿一日叙従三位、長禄二年(一四五八)八月十五日従三位権中納言で薨ず、享年未詳。『万葉集難事』を書写した宝徳元年は従三位に叙される六年前になる。なお、宝徳は七月廿八日改元であるから、奥書の「宝徳元年三月日」の書き方は不審である。

(2) 後述するようにそれらは主として契沖並びに今井似閑によって施されたもののようで、諸本類似しており、本文の接触による移写も行なわれた形跡がある。

(3) ここで傍書に「紀」とあるのは、偽書『日本後紀』をさすと思われる。この平城天皇にかかわる贈答は大同二年(八〇七)九月廿一日のことであるが、現行の『日本後紀』は欠巻に当り、僅かにそれによった『類聚国史』巻三一によってうかがえるに過ぎない。さて、三手文庫蔵本の傍注は今井似閑の手によるものであるが、似閑『万葉緯』三、国史にはこの贈答が、出典を『日本後紀』として収められている。しかしながら『万葉緯』引用の『日本後紀』は、現行本と巻次を異にする場合があり、かつ、現行の真本『日本後紀』は当時発見されていない

事を考え合せると、これは偽書『日本後紀』を指すと考えるのが妥当である。似閑は『万葉緯』三、国史で、松下見林の説を引用し、当時流布の二十巻本『日本後紀』が疑わしいことを指摘しながらも、それより引用を行ない、典拠として用いている。偽書『日本後紀』は『類聚国史』『日本紀略』等より記事を採録編集して、あたかも原撰のように体裁を整えたものであるから、意図は別として、結果は『日本逸史』に近くなっており、この箇所も原典は『類聚国史』と見られるので、資料的には信頼できることになる。三手文庫には偽書『日本後紀』の写本が存在し、似閑筆の契沖奥書がある（国文―甲―六〇、前掲『賀茂別雷神社三手文庫今井似閑書籍奉納目録』参照）。なお、似閑が『類聚国史』から『日本後紀』の記事を抄出し、『日本後紀』と称したのでない事は、『日本後紀』の記事に『類聚国史』や『日本逸史』を校合している事でも明らかである。さて、「ミナヒトノ」の歌の第三句が偽書『日本後紀』（『類聚国史』『万葉緯』も共に）には「岐美乃於保母能（キミノオホモノ）」とあって、『万葉集難事』の「君ノミタメニ」と異なるにもかかわらず、校異の傍注がなく、ひいては(イ)系統本でも本文が改められなかった理由は、『万葉緯』でこの二首の注に「此二首共在二六帖并二大和物語一皆人乃歌題蘭キミノミタメト云々」（縦点省略、未刊国文古註釈大系本による）とあるように、『古今和歌六帖』『大和物語』には「きみのみために」とあって本書と同じであるため傍書をしなかったのではあるまいか。

（4）　概して言うと、完全に流布本本文に改めてしまうというより、手を入れてなるべく流布本との距離を小さくしようとしている点がうかがえる。中には「コヽロヲアハセタル」のように流布本と異なっている（正保版本「身をあはせたり」）にもかかわらず、改められなかった例もある。

（5）　『論集古今和歌集（和歌文学の世界第七集）』（昭56刊）所収「影印陽明文庫蔵古今和歌集序注」（新井栄蔵氏解説）による。該写本は、仮名序末尾に「写本云／仁安三年三月四日前三乃権守藤原親重以二江家本一写早云々／元暦元年五月十八日於二花洛之辺一書写早　素命注レ之云々」とあり、新井氏は素命のものは書写奥書であろうとされる。

（6）　塙家には既に続群書類従本はなかったのであろうか。

原本は明治十六年宮内省に納められたが、手元に写し（静嘉堂文庫現蔵）が残されたとされている（川瀬一馬氏「続群書類従の編纂」『日本書誌学之研究』昭18刊参照。初出は「書物展望」昭7・4）。

(7) 藤原隆術は『公卿補任』（『諸家伝』も同じ）によれば、四条家、左中将隆昌朝臣男、慶長十六年五月廿五日誕生、前参議正三位にて正保四年十一月廿八日薨、年三十七とある。寛永十年には従四位上左中将、廿三歳である。

(8) 隆術の奥書中、「正筆」の「正」を書き誤り、右傍に朱で「正」とし、「親衛」の「親」の右傍に「近乎」と朱の書入れがある他、朱で返点送仮名を付す。

(9) 小野則秋氏『日本の蔵書印』（昭29刊）等この印を渡辺如舟のものとするが、何人か知らない。

(10) 井上宗雄氏「顕昭奥書の「勅撰和歌作者目録」について」（「和歌史研究会会報」69昭54・2）。

(11) 『明月記』承元元年（一二〇七）五月廿日条

廿日、（中略）頭昭（顕カ）付二家長一進二日本紀歌注一云云、望二申法橋一云々、不レ知二其由一、日本紀者我朝之国史尤可レ重、若可レ有二其沙汰一者、大臣公卿官外記尤可二奉行一歟、非二法師撰進之仁一歟、

同廿三日条

廿三日、（前略）僧事任人五十人、顕昭昇二綱所一云々、（後略）

（国書刊行会本、返点を私に付す）

一方、中世における流伝は必ずしも明らかではないが、後述するように『日本紀歌注』奥書には、印雅、寂恵、暹阿（伝未詳）、卜部兼文、劔阿の名が見える他、太田晶二郎氏「上代に於ける日本書紀講究」（『本邦史学史論叢』上巻所収、昭14刊、富山房、四二二頁）に二条良基『筑波問答』の「にいばりつくばをすぎていく夜かねぬる」の注に「顕昭云、にいばりとはあたらしくやをかる儀なり。」（日本古典文学大系、九四頁）とあるのを「本書から出たものであらうか。」と指摘されているが、本書第六垂仁紀にまさしく「顕昭法師注云、ニヒハリハア（ママ）タシクヤ（ママ）トヲカリナトスルコト也」と見えている。

また、橋本進吉氏が後述論文で指摘されたように、一条兼良『小夜のねざめ』（群書類従巻四七六所収）には「日本紀万葉集などは。いまだかなもなかりし世のえび

す歌。国々の境談とて。いやしき民の言葉をもひろひあつめたる物なれば。よみとく事だにもかたかりしを。顕昭といひし人。日本紀の神代よりの歌の心をかきあらはし。仙覚といひしもの万葉集のむねをえて三百余首。順などだにもよみとかざる点をくはへ侍り。」（続群書類従完成会本一七三頁）と見えている。

更に本論中に後述するように、彰考館蔵（丑三―五二五）本に合綴されている卜部兼倶の説を伝えると思われる『神代六首和歌』にも顕昭の『日本紀歌注』に言及した箇所がある。

こうして見ると、本書の流伝は絶無であったわけではないが、言及された場合も引用が稀であり、またその影響も殆んど見られないようであるので、左程広く流布していたとは思われない。

(12) なお、『竹柏園蔵書志』（二五頁）に、

仮字日本紀　一冊

崇神天皇紀より景行天皇紀に至るまでの歌を抽出し、歌ごとに「顕昭法師注云」として説をあげたり。明月記なる顕昭の日本紀歌註の一部にや、はたその抄出にや。奥に、「本云、弘安七年春令誂云心性房了寂恵」、「正慶元年仲冬十有余日以右本書写校合畢遅儕」とあり。新写本。（「和歌史の研究」参照）

と見えているが、この一本は彰考館蔵本と同じと思われ、その転写本であろう。

(13) 日本紀第五崇神紀の「コノミキハワカミキナラス」の歌謡の訓読文の末尾とその説明文中の二箇所に数字ずつの欠字があり、以下のようになっている。

コノミキハワカミキナラスヤマトナルオホモノヌシノカミシミキイクヒサヽ（数字欠字）哥ヨミシテ神ノミヤニトヨノアカリススナハ（数字欠字）カリシテマウチキミタチ哥ヨミス

京都大学蔵本によれば、この欠字は柏木本第二帖の一オ最終行中途及びその裏に当る一ウ第一行中途部分である。

(14) 西村加代子氏「顕昭の古今伝授と和歌文書」（神戸大学「国文論叢」12昭60・3）に詳しい。

(15) 久保田淳氏「順教房寂恵について」（「国語と国文学」昭33・11）等参照。

(16) 雅親の話は『袖中抄』第十四「チハコノタマ」に見える他、『千五百番歌合』恋二、千二百廿五番の顕昭判詞にも言及がある。

(17) 顕昭が『袖中抄』に『日本紀私記』の中、特に『日本紀公望私記』をしばしば引用していることは、既に太田氏論文他に指摘がある。『公望私記』は現存せず、主として『釈日本紀』の引用によってその面影を窺うのみであり、かつ、『釈日本紀』『袖中抄』共に『公望私記』を引用する際、必ずしもその旨を断らず、単に「私記云」として引用する場合もあるようなので、その何れが『公望私記』の引用かは認定が難しい。但し、太田氏論文並びに岩橋小彌太氏「日本紀私記考」(『上代史籍の研究』昭31刊所収)は、顕昭は『日本紀私記』は『公望私記』のみしか引用していないと考えておられるようである。断定はしかねるが、少なくとも他の『日本紀私記』を引用している証拠はないようである。この点は『日本紀歌注』も同様らしく、本文引用の(D)の箇所に「日本紀ノ公望私記」とその名が見えている。従って「師説」は『日本紀私記』の「師説」であり、かつ『公望私記』の「師説」ではないかと思われる。次に「師説」と書かれている部分を掲げ、『釈日本紀』等と比較出来るものは比較してみる。

(A)神代下「オキツトリ」歌の注

(前略)考二師説一云、オキツ鳥ハ鳧鴨トヨマムトスル発語ナリ、仍ヲキツトリカモツク嶋ト侍リ、タトヘハ黒イロヲイハムトテハマツ農羽玉トイヒ、又山岳トヨマムトテハマツ足引トイフカ如シト云々、(後略)

(a)『釈日本紀』巻廿三和歌一「飫企都登利」歌の注(割注は括弧に入れて示す)

飫企都登利(オキツトリ)。(瀛津鳥也。是欲レ読レ鴨之発語也。久方之天。足引之山。如レ此詞之類也。)(新訂増補国史大系二九三頁)

(B)同「アカタマノ」歌の注

顕昭法師注云、アカタマトハ考二師説一云、明珠也、(後略)

(b)『釈日本紀』巻廿三和歌一「阿軻娜磨廼」歌の注

阿軻娜磨廼(アカタマノ)。(明珠也。)(二九四頁)

(C)神武紀「ウタノタキニ(ママ)」歌の注

（前略）ツキニイスクハシトヨメルハ師説ヲカムカヘハヘルニ救コトヲエサルナリ、或説ニイワクイスカシキナリトイヘリ、イソカシキトマウスコ、ロニヤ、（後略）

(c)『釈日本紀』巻廿三和歌一「于儺能多伽機珥」歌の注

伊殊区波辞。（私記曰。師説謂レ不レ得レ救也。言不レ達ニ本懐一也。）（二九四頁）

(D)崇神紀「コノミキハ」歌の注

（前略）但此日本紀ノ山トナスト申詞ニツキテ師説ニ両儀ミエタリ、一ノ説ハ倭国ヲ作成ト云也、一ノ説ニハ倭国ナルト云也、但此説ヲハオトルト云ヘシト云ヘ、（後略）

(d)『釈日本紀』巻廿四和歌二「許能瀰枳破」歌の注

那殊。（私記曰。師説有ニ二義一。一説猶レ言ニ倭国乎作成一。一説那留。私案成ハナルナリ。言在ニ大和国一也。）（二九九頁）

(E)景行紀「ハシキヨシ」歌の注

（前略）マホラハ師説イハク鳥ノワキノシタノケヲ保羅摩トスル也、摩謂真実也、云心ハトリノワキノハ如ク掩蔵之詞也、案奥区也、今俗謂保呂羽説也、タ、ナ、ツクアヲカキヤマ注云、青山置立之義也、万葉十一云、田□名付青垣山ノヘタ、レハシハ〳〵君ニコト、ハスカモ、此日本紀長哥ヲヘル歟、タ、ナツク　タツナツクハ　タテツテト同五音故歟、私云、タ、ミコモヘクリノ山ノ倍々安留之、コハ重レル義也、大和国ニアリ、云心ハ諸山中ニ平群山ヲサスハ、寿命平遠歴代而来也、（中略）マソケム人ハ、私云マシケム人也

(e)『釈日本紀』巻廿四和歌二「波辞枳予辞」歌の注

……摩保羅磨。（私記曰師説。謂鳥乃和支乃之太乃毛乎為ニ倍羅磨一也。摩謂ニ真実一也。言鳥腋羽乃古止久掩蔵之国也。案奥区也。今俗謂ニ保呂羽一訛也云々。今案。大和国者奥区之由褒美也。）多々儺豆久。（私記曰。青山並立之義也云々。多々ハ立也。多与レ智五音通。）阿烏伽枳夜摩。（青垣山也。）……摩曽祁務比苦破。（坐人也。曽与レ志五音通。）多々瀰許莽。（私記曰。平郡山乃倍々安留之義也。今案畳籠也。莽与レ米五音通。）幣遇利能夜摩能。（平群山也。私記曰。在ニ大和国一。言諸山之中指ニ平群山一者。寿命平遠。歴レ代而来也云々。）

……(三〇三頁)

『箋注倭名類聚抄』巻七倍羅麽

日本紀私記云、倍羅麽、(師説鳥乃和岐乃之多之介乎為二倍羅麽一也、麽謂二真実一也、言鳥掖羽乃古止掩蔵之国也、案奥区也、今俗謂二保呂羽一、訛也、)(以下箋注略、四五ウ)

(F)同「アサシモノ」歌の注

顕昭法師注云、ミケハ所ノ名、アサ霜ノケキユルニヨスルカ、師説、アサ霜ハ消ヤスキナリ、瀰概トヨマムトスル発語也、サヲハシトハヒトツハシナレハイフ、(後略)

(f)『釈日本紀』巻廿四和歌二「阿佐志毛能」歌の注

阿佐志毛能(アサシモノ)。(朝霜也。私記曰。朝霜易レ消也。欲レ読二瀰概一之発語也。)瀰概能(ミキケノ)。(御木也。所名也。)佐烏磨(サヲハシ)志。(竿橋也。言一橋也。)……(三〇三頁)

これらを見ると(F)と(f)のように、『日本紀歌注』では「師説」であるものが、『釈日本紀』では単に「私記曰」となっていたり、(E)と(e)のように、『日本紀歌注』では『日本紀私記』によっているとは見えない箇所までも、『釈日本紀』によれば、その引用である場合もあり、更に(A)と(a)、(B)と(b)のように『日本紀歌注』で「師説」とあるものが、『釈日本紀』では何ら注記なしに掲げられる等、両書とも引用に関しては厳密でないことがわかる。また、これらの『日本紀私記』が全て『公望注』ではないかとするのも、単なる臆測の域を出ない。ただ、『日本紀歌注』で顕昭は『日本紀私記』と明記しない箇所でも相当それに拠っているらしいこと、『釈日本紀』は顕昭の名を一箇所も出さないが、和歌の部では参考にしているらしいことはほぼ推定できる。

〔付記〕 本調査に際し、御所蔵の図書の閲覧・複写を許された諸文庫・機関に深く感謝の意を表する。